



令和 2 年 9 月 22 日

広 域 防 災 局

## 関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について

(第 9 回 関西広域連合 新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

### 【議事】

- ・ 関西圏域における新型コロナウイルス感染症への発生状況等について
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等について
- ・ 「関西・イベント時の感染防止宣言（案）」について
- ・ 「コロナ禍でも台風時には避難行動を！（案）」について

### [資 料]

- 別添 1-1 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況
- 別添 1-2 関西府県の対処方針
- 別添 1-3 構成団体の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の状況
- 別添 2 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等
- 別添 3 全国知事会緊急提言等
- 別添 4 「関西・イベント時の感染防止宣言（案）」
- 別添 5 「コロナ禍でも台風時には避難行動を！（案）」



## 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況

### 1. 感染者の現状

9月15日 0:00 時点

区 分		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
感染患者数		471 (371)	1,628 (1,268)	9,636 (7,849)	2,478 (1,779)	546 (454)	236 (173)	34 (31)	147 (142)	15,176 (12,067)	100
全療養者		37	82 ※1	845 ※2	124	24	5	12	39	1,168	7.6
内 訳	入 院	重症	1	1	36	9	1		1	49	0.3
		中等症・ 軽症・無 症状	36	59	347	102	23	5	12	33	617
	自宅療養		12	156						168	1.1
	宿泊療養		9	180	13				5	207	1.4
退院		427	1,521	8,611	2,299	513	227	22	100	13,720	90.4
死亡		7	25	180	55	9	4		8	288	2.0

※1 調整中1名を含む

( ) 6月16日以降の新規感染者

※2 調整中126名を含む

### 2. 感染経路（6月16日以降）

9月15日 0:00 時点

区 分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
飲食店・飲み会	23	214	45	95	127	30	3	22	559	4.6
家族	51	269		254	63	44		17	698	5.8
医療施設	41	51	277	16	10	2		13	410	3.4
社会福祉施設	65	39	389	65	13	2		26	599	5.0
学校	15	62	47	30	67	3		3	227	1.9
製造・物流事業所		7		8	10	3			28	0.2
職場（上記以外）	13	56		105	39	12	2	29	256	2.1
濃厚接触者等（上記以外）	95	79	2,039	392	28	63	19	4	2,719	22.5
感染経路不明（調査中含む）	68	491	5,052	814	97	14	7	28	6,571	54.5
合計	371	1,268	7,849	1,779	454	173	31	142	12,067	100

※6月16日とは、それまで0～2人で推移していた感染者数が、この日以降継続的な増加が見られるようになった日

### 参考（6月15日まで）

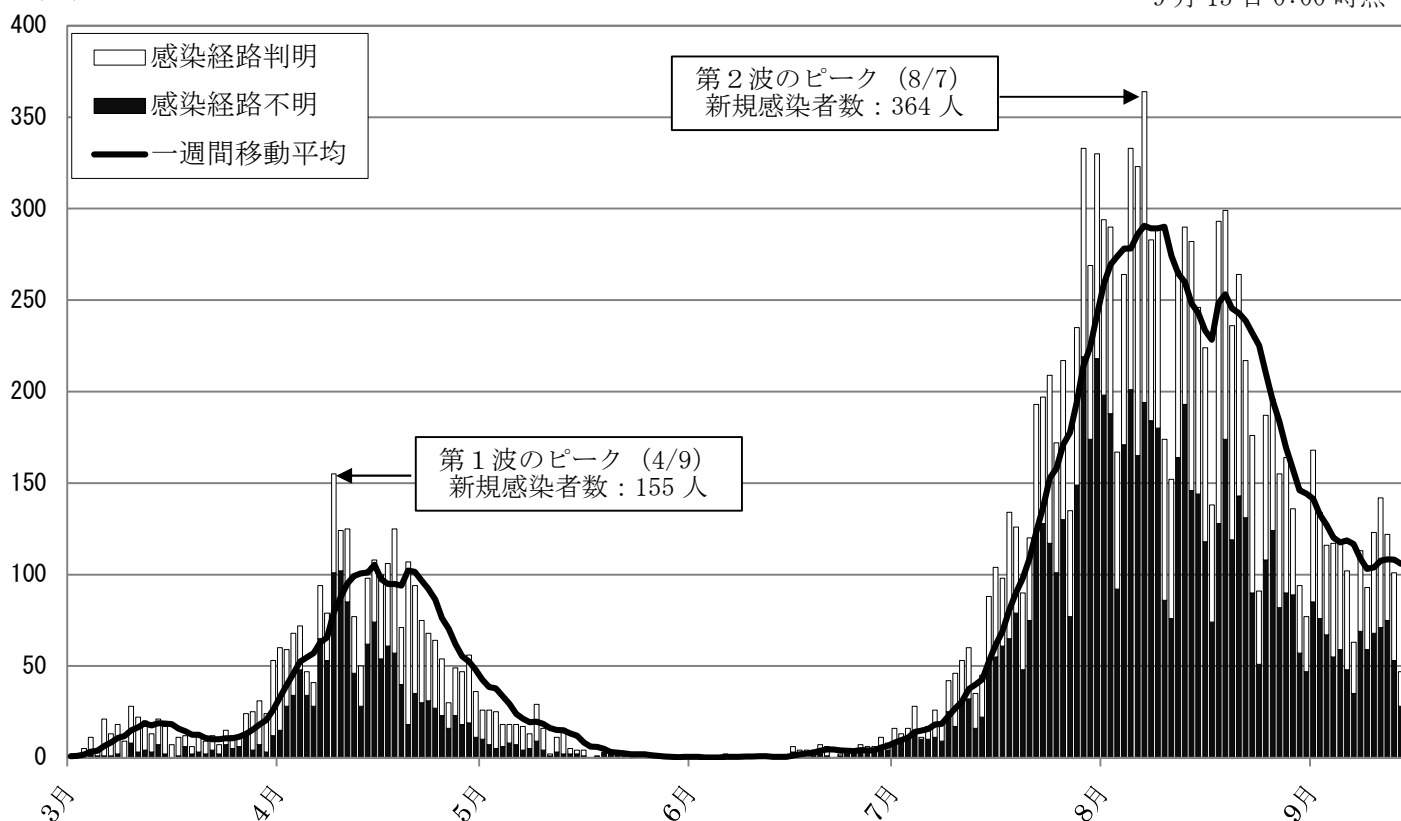
6月16日 0:00 時点

区 分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
ライブハウス		4	71	13	4	1			93	3.0
医療施設		39	284	100		11			434	14.0
幼児教育施設				8					8	0.3
高齢者施設		19		58		5			82	2.6
クルーズ船		1			2	1		1	5	0.2
大学懇親会	1	23	8			1		2	35	1.1
海外渡航者	4	12	22	26	6				70	2.2
濃厚接触者等	65	152	507	332	66	39	1	2	1,164	37.4
感染経路不明	30	110	895	162	14	5	2		1,218	39.2
合計	100	360	1,787	699	92	63	3	5	3,109	100

### 3. 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の推移

(人)

9月15日 0:00 時点



(構成府県の公表資料より集計)

### 4. 関西圏域におけるステージ判断指標の状況

9月15日 0:00 時点

府県	人口 (千人)	医療提供体制				療養者数 (対人口 10万人)	監視体制 PCR検査 陽性率	感染状況		
		全体病床		重症病床				感染者数 (対人口 10万人)	感染者数 の前週比	感染経路 不明者の 割合
		現時点確 保病床使 用率	最大確保 病床使 用率	現時点確 保病床使 用率	最大確保 病床使 用率					
滋賀県	1,414	17.0%	8.2%	2.6%	1.4%	2.6	0.9%	0.5	0.5	71.4%
京都府	2,583	11.7%	8.0%	1.2%	1.2%	3.2	1.8%	1.7	0.3	57.8%
大阪府	8,809	30.3%	24.1%	19.1%	16.7%	9.6	4.5%	6.2	1.0	51.8%
兵庫県	5,466	16.7%	16.7%	8.2%	7.5%	2.3	5.3%	2.2	1.4	50.8%
奈良県	1,330	5.1%	4.8%	4.0%	4.0%	1.8	1.1%	0.5	0.5	57.1%
和歌山県	925	1.3%	1.3%	0%	0%	0.5	2.3%	0.3	0.8	0.0%
鳥取県	556	3.8%	3.8%	0%	0%	2.2	3.2%	2.2	0.0	0.0%
徳島県	728	17.0%	17.0%	4%	4%	5.4	0.4%	0.1	0.1	0.0%
関西計	21,811	16.6%	13.7%	8.8%	7.8%	5.4	3.9%	3.4	0.9	51.1%

〈ステージ判断基準〉

ステージ	25%以上	20%以上	25%以上	20%以上	15人以上	10%	15人以上	1倍超	50%
ステージⅢ(感染急増)	25%以上	20%以上	25%以上	20%以上	15人以上	10%	15人以上	1倍超	50%
ステージⅣ(感染爆発)	-	50%以上	-	50%以上	25人以上	10%	25人以上	1倍超	50%

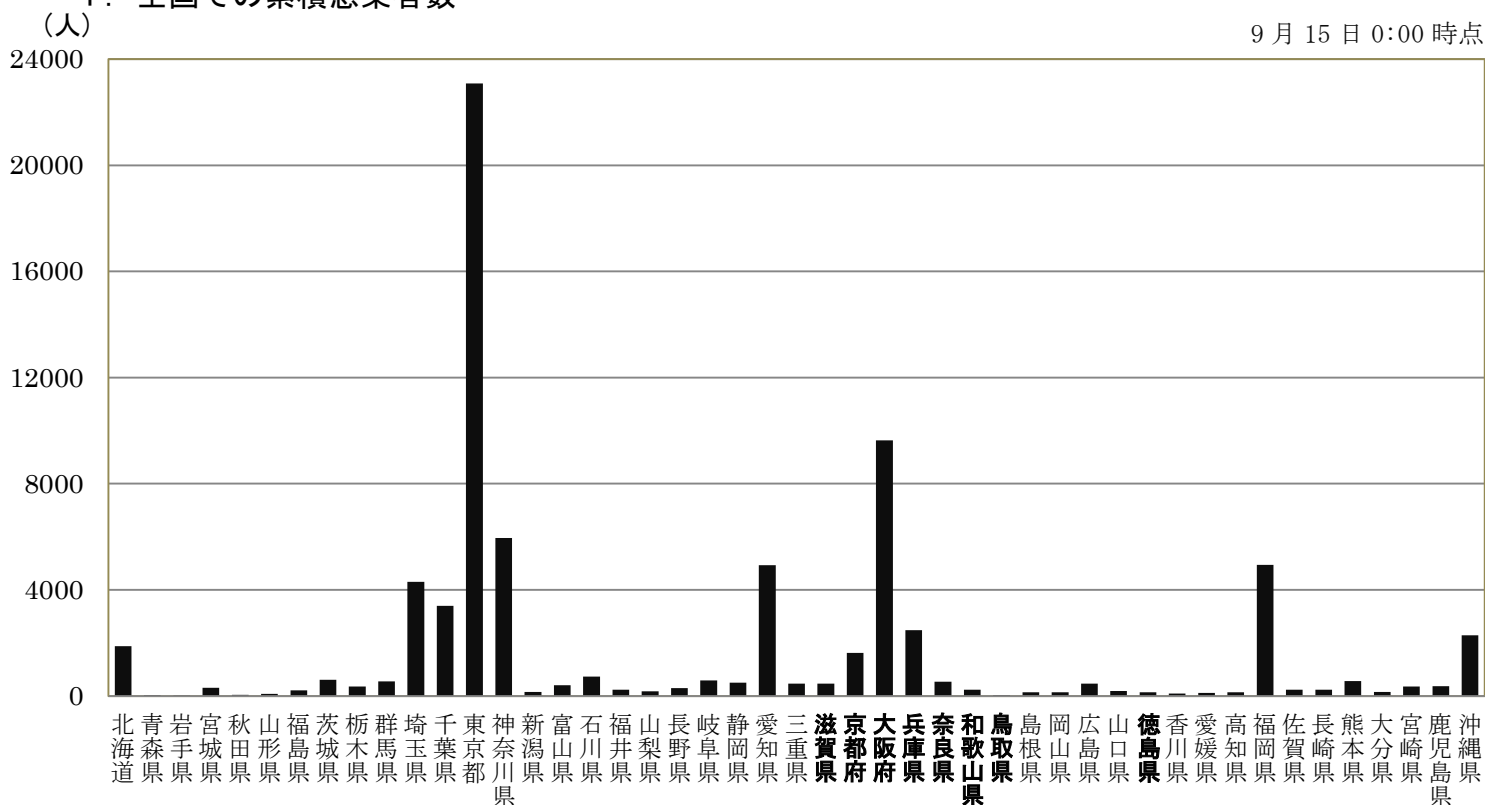
※ステージは、ステージⅠ(感染ゼロ・散発)、ステージⅡ(感染漸増)を合わせた4段階

(出所) 政府新型コロナウイルス感染症対策分科会



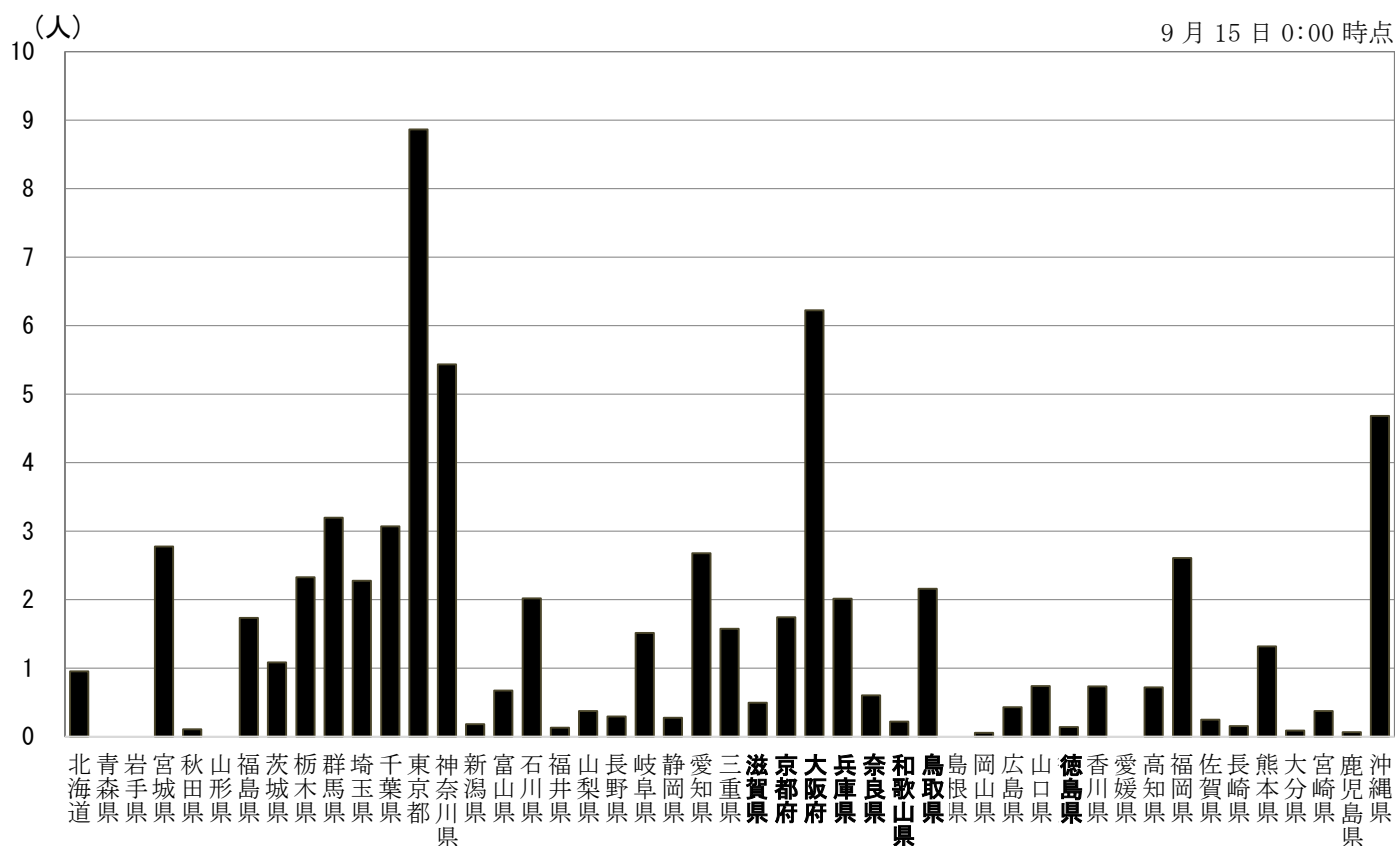
(参考) 全国の都道府県における新型コロナウイルス感染症の発生状況

1. 全国での累積感染者数



(NHK 報道資料より集計)

2. 人口10万人に対する直近1週間平均の感染者数(9/8~9/14)



(NHK 報道資料より集計)



関西府県の対処方針（9月17日時点）

府県	自粛要請・解除の判断基準	府県民への要請	事業主への要請	その他																				
滋賀県	<p>・客観的指標により、3段階のステージを設定し、社会経済活動の再開、感染者が再度増えてきた際の対策強化を判断</p> <p>＜現状＞7月17日警戒ステージに移行</p> <p>＜基準＞</p> <table border="1"> <tr> <th>判断指標</th> <th>特別警戒ステージ</th> <th>警戒ステージ</th> <th>注意ステージ</th> </tr> <tr> <td>大阪府・京都府の緊急事態宣言</td> <td>—</td> <td>大阪府または京都府に発令</td> <td>大阪府・京都府に発令されていない</td> </tr> <tr> <td>感染経路不明感染者</td> <td>7日間に複数</td> <td>7日間に1名まで</td> <td>14日間連続ゼロ</td> </tr> <tr> <td>入院患者受入病床稼働率</td> <td>60%以上</td> <td>30%以上</td> <td>30%未満</td> </tr> <tr> <td>人工呼吸器等稼働率</td> <td>60%以上</td> <td>30%以上</td> <td>30%未満</td> </tr> </table> <p>判断指標のうち、どれか1つでも満たすものがあれば、より悪いステージにあると判断する。ただし、参考指標の状況も鑑みて、ステージの判断は柔軟に行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近畿及び近隣府県での緊急事態宣言の発令</li> <li>・県内の実効再生産数・濃厚接触者を除くPCR検査陽性率</li> <li>・K値</li> <li>・クラスターの発生（7日間）</li> </ul>	判断指標	特別警戒ステージ	警戒ステージ	注意ステージ	大阪府・京都府の緊急事態宣言	—	大阪府または京都府に発令	大阪府・京都府に発令されていない	感染経路不明感染者	7日間に複数	7日間に1名まで	14日間連続ゼロ	入院患者受入病床稼働率	60%以上	30%以上	30%未満	人工呼吸器等稼働率	60%以上	30%以上	30%未満	<p>＜感染対策の徹底＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○手洗いの励行、マスクの着用、3つの密の回避など、基本的な感染対策の徹底。特に高齢者と接する機会のある方は格段の注意</li> <li>○免疫力を保ち、高める生活習慣の実践(休養・適度な運動・ストレスをためない等)</li> <li>○感染者が多数確認されている大都市等への外出は慎重に検討</li> <li>○マスクをつけない状態での大声での会話を避けるなど、自らの感染対策も徹底したうえで施設を利用。利用する施設の感染防止策をしっかり確認し、対策がとられていない施設は利用を回避</li> <li>○体調に違和感がある場合は、自宅で休養し、人との接触を回避。症状がなくても、感染を広める可能性があることを意識した行動</li> <li>○会食や飲み会、共同生活の場での感染対策の一層の徹底。特に集団での行動時に注意</li> <li>○新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」の活用</li> </ul>	<p>＜施設・事業所における感染防止策の徹底＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼</li> <li>○新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示</li> <li>○テレワーク・時差出勤の推進</li> </ul> <p>＜イベント開催自粛の考え方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○9月18日まで 開催にあたっての上限の目安 収容率と人数上限で小さい方を目安 屋内5,000人（収容率50%以内） 屋外5,000人（十分な間隔を確保）</li> <li>○9月19日以降 必要な感染防止策が担保される場合は緩和することとし、当面11月末まで、次の収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする。</li> <li>①収容率要件：感染リスクの少ないイベント(クラシック音楽コンサート等)については100%以内に緩和する。その他のイベント(ロックコンサート、スポーツイベント等)は50%以内(※)とする。 (※)異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。</li> <li>②人数上限：5,000人を超え、収容人数の50%までを可とする。</li> </ul> <p>※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる</p> <p>＜大規模イベントにおける感染防止策の事前相談＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントを開催予定の場合の県新型コロナウイルス対策相談センターへの相談</li> </ul>	
判断指標	特別警戒ステージ	警戒ステージ	注意ステージ																					
大阪府・京都府の緊急事態宣言	—	大阪府または京都府に発令	大阪府・京都府に発令されていない																					
感染経路不明感染者	7日間に複数	7日間に1名まで	14日間連続ゼロ																					
入院患者受入病床稼働率	60%以上	30%以上	30%未満																					
人工呼吸器等稼働率	60%以上	30%以上	30%未満																					
京都府	<p>新型コロナウイルス感染症におけるモニタリング指標</p> <p>＜基本的な考え方＞</p> <p>医療・検査体制の充実や、感染拡大予防の取組の進展等の状況変化を踏まえ、実際の感染の発生状況に応じた、よりきめ細やかな対応を図るため、基準を設定。</p> <p>＜現状＞8月30日以降、警戒基準</p> <p>＜基準＞</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>注意喚起基準</th> <th>警戒基準</th> <th>特別警戒基準</th> </tr> <tr> <td>指標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者2名以上かつ</li> <li>・感染経路不明者1名以上(直近7日間の移動平均値)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者5名以上かつ</li> <li>・感染経路不明者2名以上又は</li> <li>・重症者病室使用率20%</li> </ul> <p>※国が示した社会への協力要請を行うべき基準(新規陽性者10名以上)を超える場合などは、対策を強化</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者20名以上又は</li> <li>・重症者病床使用率40%</li> </ul> <p>※国とも調整の上、全国状況も踏まえて対策を判断(緊急事態宣言発令時等)</p> </td> </tr> <tr> <td>対策</td> <td>—</td> <td>専門家の意見も聴取し、対策を総合的に判断</td> <td>同左に加え、近隣府県とも連携</td> </tr> <tr> <td></td> <td>感染の拡大の兆候を早期に把握し、府民、事業者等に幅広く注意喚起</td> <td>感染の早期封じ込めのための対策、医療提供体制の更なる拡充等</td> <td>感染拡大防止のための行動制限を伴う対策等</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準の運用に当たっては、新規陽性者数が前週より増加傾向にあるか(前週増加比1以上)や、PCR検査の陽性率(7日間移動平均)を併せてモニタリングする。</li> <li>・基準に該当した場合には、専門家の意見を聴取の上、感染経路、感染地域、PCR検査の状況、医療体制の状況等を勘案し、対策内容を総合的に判断する。</li> <li>・基準該当後も、状況を継続的にモニタリングし、状況に応じたきめ細やかな対応を図る。</li> </ul> <p>＜重点ターゲット＞(7月31日、9月1日)</p> <p>感染拡大防止と社会経済活動両立を図るための3つの重点ターゲット</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①安心して飲食店を利用する。</li> <li>②大学生が安心して学生生活を送る。</li> <li>③重症化リスクのある方の感染を防ぐ。</li> </ol>		注意喚起基準	警戒基準	特別警戒基準	指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者2名以上かつ</li> <li>・感染経路不明者1名以上(直近7日間の移動平均値)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者5名以上かつ</li> <li>・感染経路不明者2名以上又は</li> <li>・重症者病室使用率20%</li> </ul> <p>※国が示した社会への協力要請を行うべき基準(新規陽性者10名以上)を超える場合などは、対策を強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者20名以上又は</li> <li>・重症者病床使用率40%</li> </ul> <p>※国とも調整の上、全国状況も踏まえて対策を判断(緊急事態宣言発令時等)</p>	対策	—	専門家の意見も聴取し、対策を総合的に判断	同左に加え、近隣府県とも連携		感染の拡大の兆候を早期に把握し、府民、事業者等に幅広く注意喚起	感染の早期封じ込めのための対策、医療提供体制の更なる拡充等	感染拡大防止のための行動制限を伴う対策等	<p>＜日常生活における感染拡大防止＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの3つの基本、「3密」(密集、密接、密閉)の回避など、「新しい生活様式」を徹底</li> <li>○発熱や咳、のどの違和感や味覚・嗅覚の異常がある場合は、外出を控える。</li> </ul> <p>＜飲食店利用者への要請＞</p> <p>宴会・飲み会における「きょうと5ルール」のお願い</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 大人数の宴会や飲み会は控える。</li> <li>② 宴会や飲み会の時間は概ね2時間以内</li> <li>③ 深夜の利用を控える。</li> <li>④ 感染拡大予防ガイドラインを遵守している店舗を利用</li> <li>⑤ 国の接触確認アプリや、京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス(こことろ)、京都市の新型コロナウイルスあんしん追跡サービスを活用</li> </ol> <p>※利用人数等の基準変更なし</p>	<p>＜事業所等における感染拡大防止＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅勤務、テレワーク、分散出勤、サテライトオフィスなど、感染拡大を予防する新しい働き方を推進</li> <li>○従業員の飲食機会における感染予防の徹底</li> </ul> <p>＜イベント開催時の感染拡大防止＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○当面11月末まで、イベント種類及び会場規模にあわせて収容率及び人数上限の目安を設定し、どちらか小さい方を限度とする。(収容率)</li> <li>・大声での歓声・声援等が想定されない →収容定員の100%以内</li> <li>・大声での歓声・声援等が想定される →収容定員の50%以内(人数上限)</li> <li>・収容人数10,000人超→収容人数の50%</li> <li>・収容人数10,000以下→5,000人</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○お祭り、花火大会、野外フェスティバル等は、全国的又は広域的、参加者の把握が困難なものは中止を含めて慎重に検討</li> </ul> <p>＜飲食店における感染拡大防止対策＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ガイドライン遵守の徹底</li> <li>・風営法に基づく立入調査、感染症法・食品衛生法・建築物衛生法に基づく店舗立入等の機会を活用したガイドライン遵守の啓発</li> <li>・対策チームによるクラスター発生店舗等へのガイドラインの徹底指導</li> <li>・ガイドライン推進京都会議によるステッカー掲示の徹底</li> <li>② 「きょうと5ルール」等の周知徹底</li> <li>③ 緊急連絡サービス「こことろ」や「あんしん追跡サービス」の普及拡大</li> <li>・啓発資材・チラシの配布、利用啓発動画等普及拡大キャンペーンによる登録店舗、利用者の一層の拡大</li> <li>・来店時やチェックイン時の登録呼び掛け</li> </ol>	<p>＜大学生における感染拡大防止＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 大学再開ガイドラインの見直し(8/5)</li> <li>② 大学生の行動変容を徹底するための注意喚起</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者によるメッセージ動画や大学との連携による注意喚起動画の作成</li> <li>・後期授業開始にあたり、感染防止ガイドライン等を実施し、学校生活における注意喚起を徹底</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>③ 学内施設の感染防止対策</li> <li>・食堂・喫茶店、部活動のクラブボックス等の感染防止対策</li> <li>・教室内でオンライン講義受講のための構内Wi-Fi環境の整備</li> <li>・学生の分散を図るための学外スペースの確保</li> <li>・学生寮の相部屋解消のための家賃補助</li> <li>④ 大学生PCR検査ネットワークの構築</li> <li>・医療機関・社会福祉施設等で実習する大学生等を対象としたPCR検査の実施</li> <li>・大学保健センター等におけるPCR検査実施のための体制支援</li> </ol> <p>＜重症化リスクのある方の感染防止＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 施設における面会の自粛要請</li> <li>医療機関、社会福祉施設等への面会等を自粛し、リモート面会などICTを活用</li> <li>② 社会福祉施設等職員に対する研修</li> <li>・感染防止対応DVD等を活用した職員研修の実施</li> <li>・高齢者施設等における感染拡大防止のための自主点検チェックリストの作成・配布</li> <li>③ 高齢者、基礎疾患のある方等は、人混みや感染多発地域への外出は極力控える。無症状者が多い若年層は、高齢者等に会う場合は、特に慎重に行動する。</li> <li>④ 感染者が多数発生している地域等に立地する医療機関や高齢者施設等に勤務する職員、入院・入所者に対するPCR検査実施</li> </ol>				
	注意喚起基準	警戒基準	特別警戒基準																					
指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者2名以上かつ</li> <li>・感染経路不明者1名以上(直近7日間の移動平均値)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者5名以上かつ</li> <li>・感染経路不明者2名以上又は</li> <li>・重症者病室使用率20%</li> </ul> <p>※国が示した社会への協力要請を行うべき基準(新規陽性者10名以上)を超える場合などは、対策を強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者20名以上又は</li> <li>・重症者病床使用率40%</li> </ul> <p>※国とも調整の上、全国状況も踏まえて対策を判断(緊急事態宣言発令時等)</p>																					
対策	—	専門家の意見も聴取し、対策を総合的に判断	同左に加え、近隣府県とも連携																					
	感染の拡大の兆候を早期に把握し、府民、事業者等に幅広く注意喚起	感染の早期封じ込めのための対策、医療提供体制の更なる拡充等	感染拡大防止のための行動制限を伴う対策等																					



府県	自肅要請・解除の判断基準	府県民への要請	事業主への要請	その他																																		
大阪府	<p>大阪モデル ＜基本的考え方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染拡大状況を判断するため、府独自に指標を設定し、日々モニタリング・見える化。</li> <li>○ 各指標について、「感染拡大の兆候」と「感染の収束状況」を判断するための基準を設定し、各基準の状況に応じて、府民に周知する。</li> </ul> <p>＜モニタリング指標と基準、信号の点灯・消灯基準の考え方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「非常事態（赤色）」の指標を新たに設定し、想定病床を上回る感染拡大の恐れが生じていることを府民に周知する。</li> <li>○ 感染発生状況については各指標を日々モニタリング・見える化し、「警戒（黄色）」の発動の有無にかかわらず、発生状況に応じて病床確保などの取組みを迅速にすすめる。</li> <li>○ 「警戒（黄色）」が点灯しない場合でも、感染発生状況に応じて、府民への注意喚起を行う。</li> <li>○ 非常事態等の解除においては、感染収束が見られることから、一定期間「解除（緑色）」を点灯させた後、消灯させる。</li> </ul> <p>＜現状＞ 7月12日府民に対する警戒の基準に到達</p> <p>＜基準＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分析事項</th> <th>モニタリング指標</th> <th>府民に対する警戒の基準</th> <th>府民に対する非常事態の基準</th> <th>府民に対する警戒・非常事態解除の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市中での感染拡大状況</td> <td>①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比 ②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均</td> <td>①2以上かつ ②10人以上</td> <td>—</td> <td>②10人未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 新規陽性患者の拡大状況</td> <td>③7日間合計新規陽性者数（うち後半3日間）</td> <td>120人以上かつ 後半3日間で半数以上</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.5人未満</td> </tr> <tr> <td>(3) 病床の逼迫状況</td> <td>⑤患者受入重症病床利用率</td> <td>—</td> <td>70%以上（警戒（黄色）信号が点灯した日から25日以内）</td> <td>60%未満</td> </tr> <tr> <td>【参考指標】 確定診断検査における陽性率の7日間移動平均</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>【参考指標】 新規陽性者における感染経路不明者の割合</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する警戒・非常事態解除の基準	(1) 市中での感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比 ②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均	①2以上かつ ②10人以上	—	②10人未満	(2) 新規陽性患者の拡大状況	③7日間合計新規陽性者数（うち後半3日間）	120人以上かつ 後半3日間で半数以上	—	—	④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	—	—	0.5人未満	(3) 病床の逼迫状況	⑤患者受入重症病床利用率	—	70%以上（警戒（黄色）信号が点灯した日から25日以内）	60%未満	【参考指標】 確定診断検査における陽性率の7日間移動平均	—	—	—	—	【参考指標】 新規陽性者における感染経路不明者の割合	—	—	—	—	<p>＜府民へのよびかけ＞</p> <p>イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請</p> <p>〔区域〕 大阪府全域</p> <p>〔期間〕 9月19日～10月9日</p> <p>〔実施内容〕（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の方は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状が有る場合、早めに検査を受診する。       <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者の方</li> <li>2 高齢者と日常的に接する家族</li> <li>3 高齢者施設・医療機関等の職員</li> </ol> </li> <li>○ 多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控える。</li> <li>○ 業種別が「ドライブイン」を遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自肅</li> </ul>	<p>＜イベントの開催（府主共催を含む）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業種別が「ドライブイン」の遵守を徹底、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請</li> <li>○ 開催制限       <ul style="list-style-type: none"> <li>・業種別が「ドライブイン」の見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、「令和2年9月11日付国事務連絡「11月末までの細部との開催制限等について」」をもとに緩和</li> <li>・全国的な移動を伴う又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件等を、大阪府に事前相談</li> <li>・国が業種別が「ドライブイン」の見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合、国に準じ対応</li> <li>・適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自肅を要請することも検討</li> </ul> </li> </ul> <p>＜施設（府有施設を含む）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高齢者施設、医療機関等は、職員施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策を求める。</li> <li>② 高齢者施設、医療機関等の職員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧める。</li> <li>③ 業種別が「ドライブイン」の遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）</li> <li>④ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、名簿作成など追跡対策をとる。</li> <li>⑤ 夜の街関連施設の従業員に少しでも症状がある場合は検査受診を勧める。</li> </ul> <p>※ミナミの臨時検査場における検査継続実施</p>	<p>＜経済界へのお願い＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控える。</li> <li>② 業種別ガイドラインの遵守を徹底</li> <li>③ テレワーク70%を推進。出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進</li> <li>④ 体調の悪い方は出勤させない。体調の悪い方や少しでも症状がある方へは、検査の受診を勧める。</li> <li>⑤ 感染拡大を防止するため、       <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止宣言ステッカーを掲示しているお店を選択</li> <li>・お店に入った後は、大阪コロナ追跡システムの登録・利用</li> <li>・国の接触確認アプリ「COCOA」の導入を促進</li> </ul> </li> </ul> <p>＜大学等へのお願い＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高齢者と日常的に接する学生は、感染リスクの高い環境を避ける。</li> <li>② 寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策を徹底する。</li> <li>③ 多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控える。</li> <li>④ 業種別が「ドライブイン」を遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び種類の提供を行う飲食店の利用を自肅する。</li> <li>⑤ 体調の悪い方は登校させない。体調の悪い方や少しでも症状がある方は、検査を受診する。</li> </ul>
	分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する警戒・非常事態解除の基準																																	
	(1) 市中での感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比 ②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均	①2以上かつ ②10人以上	—	②10人未満																																	
	(2) 新規陽性患者の拡大状況	③7日間合計新規陽性者数（うち後半3日間）	120人以上かつ 後半3日間で半数以上	—	—																																	
④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数		—	—	0.5人未満																																		
(3) 病床の逼迫状況	⑤患者受入重症病床利用率	—	70%以上（警戒（黄色）信号が点灯した日から25日以内）	60%未満																																		
【参考指標】 確定診断検査における陽性率の7日間移動平均	—	—	—	—																																		
【参考指標】 新規陽性者における感染経路不明者の割合	—	—	—	—																																		
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急事態宣言解除後の次なる波に向けた、社会活動制限についての方向性基準を設定</li> <li>・ 発動内容については、近隣府県の動向、国の方針、地域別状況を踏まえて総合的に判断</li> </ul> <p>＜現状＞ 9月1日感染警戒期に引き下げ</p> <p>＜基準＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>感染小康期</th> <th>感染警戒期</th> <th>感染増加期</th> <th>感染拡大期1</th> <th>感染拡大期2</th> <th>感染拡大特別期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対応の方向性</td> <td>予防</td> <td>警戒</td> <td>制限強化</td> <td>制限強化</td> <td>制限強化</td> <td>制限強化</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>新規陽性者（1週間平均）</td> <td>10人未満</td> <td>10人以上（警戒基準）</td> <td>20人以上</td> <td>30人以上</td> <td>40人以上</td> <td rowspan="2">総合的に判断</td> </tr> <tr> <td>直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者</td> <td>1.25人未満</td> <td>1.25人以上</td> <td>2.5人以上</td> <td>3.75人以上</td> <td>5人以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2	感染拡大特別期	対応の方向性	予防	警戒	制限強化	制限強化	制限強化	制限強化	判断基準	新規陽性者（1週間平均）	10人未満	10人以上（警戒基準）	20人以上	30人以上	40人以上	総合的に判断	直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者	1.25人未満	1.25人以上	2.5人以上	3.75人以上	5人以上	<p>＜外出自肅等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染拡大予防が「ドライブイン」等に基づく感染予防がなされていない接待を伴う飲食店など感染リスクの高い施設の利用を目的とした、県境をまたぐ移動を自肅</li> <li>○ 感染拡大予防が「ドライブイン」等に基づく感染防止策がなされていない感染リスクの高い施設の利用を自肅、高齢者や基礎疾患のある者は、特に注意</li> <li>○ 感染拡大予防が「ドライブイン」等に基づく感染防止策がなされていない施設における大人数での会食や飲み会は自肅、若者グループについては、特に注意</li> <li>○ 大声での会話、回し飲みを避けるよう要請</li> <li>○ 発熱等の症状がある場合は、外出を控える</li> <li>○ 発熱が続き、息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障害等の症状があれば、帰国者接触者相談センター（保健所）へ相談。特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患のある者は早めに相談</li> <li>○ 感染拡大予防が「ドライブイン」等に基づく感染防止策がなされていないイベントへの参加自肅</li> <li>○ 感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進</li> </ul>	<p>＜イベント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染拡大予防が「ドライブイン」等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期</li> <li>○ 全国的又は広域的な祭り、野外フェス等については、慎重に検討し、開催する場合は人と人の間隔(1m)を設ける</li> <li>○ 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない</li> <li>○ 参加者が1,000人を超えるイベントは、県へ事前相談</li> </ul> <p>＜開催の目安＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 9月18日まで       <ul style="list-style-type: none"> <li>開催にあたっての上限の目安           <ul style="list-style-type: none"> <li>屋内5,000人以下、かつ収容率50%以内</li> <li>屋外5,000人以下、かつ十分な間隔を確保</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 9月19日以降（11月末まで）       <ul style="list-style-type: none"> <li>【収容率要件】           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント（クラシック音楽コンサート等）100%以内</li> <li>② 大声での歓声・声援等が想定されるイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）50%以内（※）</li> </ul> </li> <li>（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。</li> </ul> </li> <li>【人数上限】       <ul style="list-style-type: none"> <li>収容人数10,000人超→収容人数の50%</li> <li>収容人数10,000人以下→5,000人</li> </ul> </li> </ul> <p>※令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる</p> <p>＜事業活動＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業種ごとの感染予防が「ドライブイン」に基づく感染防止策の徹底を要請</li> <li>○ 特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知の徹底</li> <li>○ 社会福祉施設に対して、職員・通所者等への感染防止対策の徹底</li> <li>○ 「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示</li> <li>○ 「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」への登録と、可能な限り、QRコードをテーブルやカウンターなどで掲示</li> <li>○ 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請</li> </ul>	<p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」推進</li> <li>○ 在宅勤務（テレワーク）、TV会議、ローテーション勤務等の推進</li> <li>○ 「三つの密」回避の促進、職場内の換気励行、発熱等の風邪症状がみられる従業員への出勤免除</li> </ul> <p>【改めて、うつらない・うつさない宣言】 令和2年9月17日発出</p>						
	区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2	感染拡大特別期																															
対応の方向性	予防	警戒	制限強化	制限強化	制限強化	制限強化																																
判断基準	新規陽性者（1週間平均）	10人未満	10人以上（警戒基準）	20人以上	30人以上	40人以上	総合的に判断																															
	直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者	1.25人未満	1.25人以上	2.5人以上	3.75人以上	5人以上																																



府県	自粛要請・解除の判断基準	府県民への要請	事業主への要請	その他												
奈良県	<p>(1) 感染者判明の状況等から奈良県のフェーズを判断  <b>&lt;現状&gt;</b> 5月13日フェーズ2へ移行  <b>&lt;基準&gt;</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>フェーズ</th> <th>感染者発生状況</th> <th>行動自粛</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フェーズ1</td> <td>県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況</td> <td>一般的な外出自粛要請</td> </tr> <tr> <td>フェーズ2</td> <td>県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向</td> <td>一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請</td> </tr> <tr> <td>フェーズ3</td> <td>県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も発見されない</td> <td>外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 3つの段階の判断は、3つの判断項目について、7つの判断基準で行う  <b>[判断項目1 新規感染判明者の水準]</b>  ① 県内及び大阪での新規感染者数の水準が抑えられているか  基準数値：人口10万人当たり新規感染判明者数  フェーズ2：直近1週間で0.5人未満  フェーズ3：直近2週間で0.1人未満  ② 新規感染判明の段階での感染経路が明確か  基準数値：直近1週間における新規感染判明者に占める感染経路不明者の割合1/2未満  <b>[判断項目2 県内の感染者への医療・療養体制の安定性]</b>  ③ 感染判明者は全て病院や施設で治療・療養ができてきているか  基準数値：自宅療養ゼロが維持されているか  ④ 感染判明者の入院、重症者の受入及び宿泊療養施設の受入の容量に十分な余裕があるか  基準数値：占有率50%未満  <b>[判断項目3 感染拡大防止体制の充実]</b>  ⑤ 感染判明後の感染経路の推定に十分な明確さがあるか  感染経路推定の分析が感染拡大防止に効果的な程度に達しているか  ⑥ 新規感染判定の体制（現在はPCR検査）が整っているか  ⑦ 感染拡大防止の措置の実効性が十分か  行動自粛率：各項目の自粛の率が、感染拡大防止に効果的な程度に達しているか</p>	フェーズ	感染者発生状況	行動自粛	フェーズ1	県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況	一般的な外出自粛要請	フェーズ2	県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向	一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請	フェーズ3	県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も発見されない	外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持	<p><b>【「うつらない」「うつさない」ための基本の対策】</b>  ・マスクの着用、こまめに換気、手洗いの徹底  <b>【「うつらない」対策】</b>  <b>&lt;買い物&gt;</b>  ・計画をたてて素早く済ませます。  ・1人または少人数ですいた時間に  ・現金の直接の手渡しを避ける  ・並ぶ時は、前後にスペース  <b>&lt;勤務先&gt;</b>  ・会話は真正面を避ける  ・人との間隔を2m(最低1m)空ける。  ・テレワーク、ローテーション勤務の活用  ・名刺交換はオンラインで  <b>&lt;飲食店&gt;</b>  ・多人数・長時間の会食は避ける。  ・対面は避け、横並び、一つ飛ばし、互い違いに座る  ・感染防止対策を実施している店舗を選ぶ。  ・大皿は避けて、料理は個々に注文  ・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避ける。  <b>&lt;車に同乗する時&gt;</b>  ・マスクを着けて、換気を徹底  ・長時間のドライブは避ける。  <b>&lt;カラオケに行く時&gt;</b>  ・人との間隔を2m(最低1m)空ける。  ・真正面を避けて、横並びで座る。  ・歌う人の正面に食べ物を置かない  <b>【「うつさない」対策】</b>  <b>&lt;帰宅後&gt;</b>  ・家に帰ったらすぐに手や顔を洗う。  ・できるだけすぐに着替え、シャワー  ・タオルは、トイレ・洗面所・キッチンなどで共用しない。  ・家の中でも咳エチケット  <b>&lt;勤務先&gt;</b>  ・人との間隔を2m(最低1m)空ける。  ・毎朝の検温、健康チェック  ・症状がある場合は自宅で療養  ・勤務中に体調が悪くなった場合は無理せず帰宅</p>	<p><b>&lt;イベントの開催&gt;</b>  ○開催制限の概要（～11月末まで）  ・収容率  大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの  →100%以内（席がない場合は適切な間隔）  大声での歓声・声援等が想定されるもの  →50%以内（席がない場合は十分な間隔）  ・人数上限  収容人数10,000人超→収容人数の50%  収容人数10,000人以下→5,000人  ※感染リスクを軽減するための各種措置が担保されていること等が緩和の条件で、それ以外の場合は、従来の目安を原則とする。  ※収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要がある）  ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限定）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。  ※その他詳細は、令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡のとおりとする。  ○全国的な人の移動を伴うイベント（プロボート等又は、参加者が1,000人を超えるようなイベント）開催を予定する場合は、県に事前相談を行う。  <b>&lt;施設の利用&gt;</b>  ・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある方は利用を控えてもらうようにする。  ・施設の利用前に、施設利用者に接触確認アプリのインストールを促すこと。また、必要に応じて、施設利用者の連絡先等の把握をする。  ・施設利用の際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促す。また、消毒や手洗いなど「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促す。  ・施設利用の際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、三密を作らないよう徹底する。  ・感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底する。</p>	<p><b>【我々の心得】</b>  ① 県内での感染事例が連続で発生していますが、「正しく注意して」うつらないよう行動し、元気に社会・経済活動を行いましょ。う。  ② 「うつらない」「うつさない」の習慣化  ・「うつらない」対策をその都度説明。  ・「うつさない」配慮（職場・家庭）を繰り返しお願い。  ・どのようにうつされたのかを明確にしていく。  ③ 拡大防止への対策  ・死亡につながる重症化を防ぐ。  ・感染したら、全員隔離してうつさない。  ・医療崩壊はさせない。  ・感染施設は一定期間閉じる。  ④ 感染者の人権への配慮  ・医療関係者や感染された方等への中傷や差別は絶対にやめましょ。</p>
フェーズ	感染者発生状況	行動自粛														
フェーズ1	県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況	一般的な外出自粛要請														
フェーズ2	県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向	一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請														
フェーズ3	県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も発見されない	外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持														
和歌山県	<p>県内および近隣府県の感染状況が一定の基準を上回った場合は、自粛要請レベルの再引き上げを含む見直しを行う  <b>&lt;基準&gt;</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>自粛要請</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近隣府県での発生基準</td> <td>○新規陽性者数 40人以上/日 複数日出現</td> <td>県外受入自粛の強化等</td> </tr> <tr> <td>和歌山県での発生基準</td> <td>①新規陽性者数 5人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率5%以上 ③新規感染陽性率5%以上 ④病床使用率50%以上</td> <td>不要不急の外出自粛 営業自体の自粛等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①、②、③、④の全て  ※②、③は7日間移動平均  ※④は紀北と紀南のいずれか</p>	区分	内容	自粛要請	近隣府県での発生基準	○新規陽性者数 40人以上/日 複数日出現	県外受入自粛の強化等	和歌山県での発生基準	①新規陽性者数 5人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率5%以上 ③新規感染陽性率5%以上 ④病床使用率50%以上	不要不急の外出自粛 営業自体の自粛等	<p><b>【県民の皆様へのお願い（9/3）】</b>  ○特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴う飲食をしない。  ○大阪や首都圏、その他特に感染が拡大している地域に出かける際は、基本的な感染症対策（マスク着用、手洗いなど）を心がけるとともに、会食や接待を伴う飲食は控える。  ○友人や知人との夜遅くまで長時間、集団で会食をし、そのまま友人の部屋に宿泊するような行動は控える。  ○通勤や通学前に検温をし、発熱などの症状がある場合は通勤や通学を控えてクリニックを受診  ○濃厚接触者が1回目のPCR検査で陰性となっても、2週間の経過観察中に陽性になったケースもあるため、濃厚接触者は、経過観察中は必ず自宅待機を行い、人との接触を避ける。</p>	<p><b>&lt;イベント開催自粛の考え方&gt;</b>  ○9月18日まで  開催にあたっての上限の目安  収容率と人数上限で小さい方を目安  屋内5,000人（収容率50%以内）  屋外5,000人（十分な間隔を確保）  ○9月19日以降  必要な感染防止策が担保される場合は緩和することとし、当面11月末まで、次の収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする。  ①収容率要件：感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については100%以内に緩和する。その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）は50%以内（※）とする。  （※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限定。）内では座席間隔を設けなくともよい。  ②人数上限：5,000人を超え、収容人数の50%までを可とする。  ※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる  <b>&lt;事業所では発熱チェック&gt;</b>  ・従業員等の発熱などのチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診を勧めるなど、適切な対応を  <b>&lt;各事業所で感染拡大予防ガイドライン&gt;</b>  ・全ての業界、事業所でのガイドラインの遵守とポスター掲示を（※関西広域連合啓発ポスター）</p>	<p><b>[病院や福祉施設等集団生活を行っている施設へのお願い]</b>  <b>&lt;病院、福祉施設サービスは特に注意&gt;</b>  ・病院や福祉施設等の職員は、施設内へ感染の持ち込みが発生しないよう特に注意  ・訪問介護や通所サービスの職員やケアマネージャーも含め、職員自身での感染防止対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱などのチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底を    <b>[医療機関・クリニックへのお願い]</b>  <b>&lt;クリニック等は疑い症例を積極的に発見&gt;</b>  ・新型コロナウイルスの感染拡大防止には早期発見が重要であることから、本県ではクリニックで感染者を発見してもらうシステムを構築している。医療機関、特にクリニックは、感染の疑いのある患者の発見に積極的に努めていただくよう改めてお願い</p>			
区分	内容	自粛要請														
近隣府県での発生基準	○新規陽性者数 40人以上/日 複数日出現	県外受入自粛の強化等														
和歌山県での発生基準	①新規陽性者数 5人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率5%以上 ③新規感染陽性率5%以上 ④病床使用率50%以上	不要不急の外出自粛 営業自体の自粛等														





府県	自肅要請・解除の判断基準				府県民への要請				事業主への要請				その他																																															
鳥取県	<b>鳥取県版新型コロナ警報</b> 新型コロナウイルスの感染拡大リスクの評価基準を設定し、県民、企業、医療機関等にとっても分かりやすい指標として共有することにより、新型コロナウイルス対策を効果的に展開していくとともに、経済、社会活動や医療提供体制の持続化、安定化を図る。 <b>&lt;現状&gt;</b> 全県（重点地区：西部） 9月12日から9月28日まで警報へ移行（状況に応じ延長） <b>&lt;鳥取県版新型コロナ警報&gt;</b> <b>&lt;基準&gt;</b>																																																											
	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">注意報</th> <th colspan="2">警報</th> <th colspan="2">特別警報</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">判断指標</td> <td>新規陽性患者数</td> <td colspan="2">1人（東・中・西部いずれか）</td> <td colspan="4">全県で6人/週（東部 3人、中部 2人、西部 3人でも発動）</td> </tr> <tr> <td>感染経路不明等</td> <td colspan="2">—</td> <td colspan="4">感染経路不明などで感染拡大のおそれ</td> </tr> <tr> <td>病床・人工呼吸器</td> <td colspan="2">—</td> <td colspan="2">—</td> <td colspan="2">どちらかで稼働率 50%超</td> </tr> </table>				区分	注意報		警報		特別警報		判断指標	新規陽性患者数	1人（東・中・西部いずれか）		全県で6人/週（東部 3人、中部 2人、西部 3人でも発動）				感染経路不明等	—		感染経路不明などで感染拡大のおそれ				病床・人工呼吸器	—		—		どちらかで稼働率 50%超		<b>&lt;県民の皆様へのお願い&gt;</b> ~ご自身と大切な人と地域を守ろう！会食・三密に注意！~ ・県のウェブページなどから正確な情報を確認し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静な行動をとって下さい。 ・身近なところで感染する可能性もあり、十分注意。親しい間柄であっても、マスクを外す瞬間をウイルスが狙っている。引き続き「三つの密」を避け、人との感染防止距離(概ね2m)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用、こまめな手洗い・換気などの感染予防に十分注意。特にリスクの高い高齢者、基礎疾患のある方や妊婦と会われる際は、特に注意。 ①帰宅後や何かを口に入れる前後(喫煙も含めて)の手洗いを徹底 ②人と会話する際や距離が近い場合のマスクの着用を徹底 ③倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など多少の違和感を自覚した場合、親しい人であっても人と接触する際にはマスクを着ける、人との会食はさける。 ・医療機関を受診したいと思った時は、事前に電話して指示に従う。少しでも体調が悪ければ通勤・通学を含め外出は控え、「発熱・帰国者・接触者相談センター」に相談を。 ・お店を利用の際は、「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」、「新型コロナウイルス対策認証事業所」（業界団体等からの推薦を受け、感染拡大予防対策に自ら取り組む事業所）の積極的な活用を。 ・感染拡大地域にお出かけの際は、県ホームページで毎日更新中の「感染警戒地域」情報を参考に、感染予防を徹底し、警戒をお願いします。 ・ご自身の予防と感染拡大防止のため、接触確認アプリ「COCOA」や「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」等の活用を。 ・患者治療に当たる医療従事者やその家族などに対し、誤解や偏見に基づく差別をなくし、新型コロナに立ち向かっている患者、医療従事者の皆さまをみんなで応援しましょう。				<b>&lt;事業主の皆様へのお願い&gt;</b> ・事業者の皆様は、業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、大切なお客様とお店・従業員を守るため、感染予防対策を十分に行う。 ・鳥取県版ガイドラインの見直し 飲食店、宿泊施設、理・美容所、接待を伴う飲食など9業界へのガイドラインを更新するとともに、観光客の接客を行う土産物売り場を新たに作成 <b>&lt;イベント・県立集客施設の対応&gt;</b> (9/19~当面11月末) ・県版イベントガイドラインを今回の開催要件の変更に合わせて修正。(9/16 対策本部会議) (イベント開催要件) ○収容率等 <b>【歓声・声援等が想定されないもの】</b> 席がある場合：収容率 100%以内 席がない場合：人と人が接触しない程度の間隔 <b>【歓声・声援等が想定されるもの】</b> 席がある場合：収容率 50%以内 席がない場合：十分な人と人との間隔(1m) ※全国的・広域的な人の移動が見込まれる祭り等については、対策が困難であることから、中止を含めて慎重に判断。 ○人数上限 ①収容人数 1万人超⇒収容人数の 50% ②収容人数 1万人以下 ⇒5,000人 （注）収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要） ※現時点確保病床占有率が 25%以上になった場合は、現在の基準に戻すこととする。 <b>&lt;現在の基準&gt;</b> 感染防止策を徹底して次の基準で実施。 <b>【屋内】</b> 5,000人以下かつ収容定員の50%以下の参加人数 <b>【屋外】</b> 5,000人以下かつ人との間隔を十分確保(概ね2m) (県以外の主催者によるイベントなどの対応方針) ・比較的多数が集まる案件では、「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」を活用して参加者の登録と連絡体制の確立				<b>【ガイドライン策定】</b> ○学校寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン ○部活動(運動部・文化部)における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン <b>【感染拡大防止クラスター対策等条例】</b> (8月臨時議会議決、令和2年9月1日施行) ○県民及び事業者が一丸となって新型コロナウイルス感染症の克服に取り組む。(詳細は省略) <b>【新型コロナウイルスに関する差別的扱いや誹謗中傷から陽性者等を守る共同行動宣言】</b> (令和2年9月10日 鳥取県、鳥取県弁護士会、鳥取県警察本部及び鳥取県地方務局) ○互いに連携して、患者や家族など新型コロナウイルスと闘う方々への差別的扱いや誹謗中傷を防ぐとともに、寄り添って支援する取組を進める。																		
	区分	注意報		警報		特別警報																																																						
	判断指標	新規陽性患者数	1人（東・中・西部いずれか）		全県で6人/週（東部 3人、中部 2人、西部 3人でも発動）																																																							
		感染経路不明等	—		感染経路不明などで感染拡大のおそれ																																																							
		病床・人工呼吸器	—		—		どちらかで稼働率 50%超																																																					
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">活動制限</td> <td>外出・イベント・施設</td> <td colspan="2">○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒</td> <td colspan="2">○発生施設に関係する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自肅を要請</td> <td colspan="2">○8割の接触削減(生活維持に必要なものを除く外出自肅)</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td colspan="2">○感染者の学校休業が基本</td> <td colspan="2">○休業、分散登校等(全県も)</td> <td colspan="2">○全県で休業</td> </tr> </table>				活動制限	外出・イベント・施設	○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒		○発生施設に関係する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自肅を要請		○8割の接触削減(生活維持に必要なものを除く外出自肅)		学校	○感染者の学校休業が基本		○休業、分散登校等(全県も)		○全県で休業		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">医療強化</td> <td>保健所</td> <td colspan="2">○疫学調査応援職員を派遣</td> <td colspan="4">○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター応援職員を派遣 等</td> </tr> <tr> <td>医療・福祉</td> <td colspan="2">○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等</td> <td colspan="2">○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等</td> <td colspan="2">○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等</td> </tr> </table>				医療強化	保健所	○疫学調査応援職員を派遣		○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター応援職員を派遣 等				医療・福祉	○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等		○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等		○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">要請の法的根拠等</td> <td colspan="2">協力依頼 等</td> <td colspan="2">特措法第24条第9項による要請 等</td> <td colspan="2">特措法第45条も発動 等</td> </tr> </table>				要請の法的根拠等		協力依頼 等		特措法第24条第9項による要請 等		特措法第45条も発動 等											
	活動制限	外出・イベント・施設	○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒			○発生施設に関係する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自肅を要請		○8割の接触削減(生活維持に必要なものを除く外出自肅)																																																				
		学校	○感染者の学校休業が基本		○休業、分散登校等(全県も)		○全県で休業																																																					
	医療強化	保健所	○疫学調査応援職員を派遣		○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター応援職員を派遣 等																																																							
医療・福祉		○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等		○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等		○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等																																																						
要請の法的根拠等		協力依頼 等		特措法第24条第9項による要請 等		特措法第45条も発動 等																																																						
徳島県	<b>「とくしまアラート」の発動基準</b> <b>&lt;現状&gt;</b> 8月6日「とくしまアラート・感染拡大注意・漸増」を全県域に発令 9月11日「とくしまアラート・感染観察強化」へ引き下げ 全県域に発令 <b>&lt;基準&gt;</b>																																																											
	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">①感染観察</th> <th colspan="2">②感染拡大注意</th> <th rowspan="2">③特定警戒</th> </tr> <tr> <th>注意</th> <th>強化</th> <th>漸増</th> <th>急増</th> </tr> <tr> <td colspan="2">基本方針</td> <td colspan="3">早期発見、封じ込めで感染拡大防止を図る</td> <td colspan="2">必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る</td> <td>国の指定を受け、特措法第45条等による強制性のある取組を実施する</td> </tr> </table>				区分	①感染観察			②感染拡大注意		③特定警戒	注意	強化	漸増	急増	基本方針		早期発見、封じ込めで感染拡大防止を図る			必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る		国の指定を受け、特措法第45条等による強制性のある取組を実施する	<b>&lt;県民への呼びかけ&gt;</b> 基本的な感染予防の徹底（3密回避 等） ・3密回避を遵守した「新しい生活様式」の徹底に向けた注意喚起 ⇒感染者の多い「若年層」、中でも感染リスクの高い行動を取る対象者に向けた効果的な情報発信 感染拡大防止の主役として、高齢者等のみならず、自分自身のいのちを守ることに繋がるというメッセージ ・COCOA 及び「とくしまコロナお知らせシステム」の普及促進 ・ターゲット毎に適切なメディアを通した分かりやすいメッセージの発信 <b>【重症化しやすい人（高齢者など）】</b> 3密の徹底的な回避、安全な活動については推奨 <b>【中年】</b> 職場での感染予防徹底、宴会等における注意喚起 <b>【若者】</b> クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等における注意喚起 <b>【医療従事者・介護労働者】</b> リスクの高い場所に行かない				<b>&lt;イベント開催の考え方&gt;</b> ○9月18日まで 開催にあたっての上限の目安 収容率と人数上限で小さい方を目安 屋内 5,000人（収容率 50%以内） 屋外 5,000人（十分な間隔を確保） ○9月19日以降 必要な感染防止策が担保される場合は緩和することとし、当面11月末まで、次の収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする。 ①収容率要件：感染リスクの少ないイベント(クラシック音楽コンサート等)については 100%以内に緩和する。その他のイベント(ロックコンサート、スポーツイベント等)は 50%以内(※)とする。 (※)異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。 ②人数上限：5,000人を超え、収容人数の50%までを可とする。 ※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる <b>&lt;大規模イベントにおける感染防止策の事前相談&gt;</b> ・全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントを開催予定の場合の県へ相談感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対策等を求める。 <b>&lt;事業者のみなさんへ&gt;</b> ・基本的な感染予防の徹底（3密回避 等） ・ガイドラインの遵守を徹底。 ・COCOA 及び「とくしまコロナお知らせシステム」の更なる周知及び普及促進の更なる強化 ・テレワーク等の推進				<b>&lt;共通事項&gt;</b> 「とくしまスマートライフ宣言！」(「新しい生活様式」「感染拡大予防ガイドライン」の実践)																												
	区分	①感染観察				②感染拡大注意		③特定警戒																																																				
		注意	強化	漸増	急増																																																							
	基本方針		早期発見、封じ込めで感染拡大防止を図る			必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る		国の指定を受け、特措法第45条等による強制性のある取組を実施する																																																				
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">発動基準</td> <td>直近1週間の累積新規感染者数</td> <td>—</td> <td>5人以上</td> <td>10人以上</td> <td>30人以上</td> <td>100人以上</td> <td>170人以上</td> </tr> <tr> <td>直近1週間の累積感染経路不明者割合</td> <td>—</td> <td colspan="3">50%</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">病床のひっ迫具合</td> <td>病床全体</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td colspan="2">最大確保病床の占有率 1/5以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4以上</td> <td>最大確保病床の占有率 1/2以上</td> </tr> <tr> <td>うち重症者病状</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td colspan="2">最大確保病床の占有率 1/5以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4以上</td> <td>最大確保病床の占有率 1/2以上</td> </tr> <tr> <td>療養者数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100人以上</td> <td>170人以上</td> </tr> <tr> <td>PCR陽性率</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>10%</td> </tr> </table>				発動基準	直近1週間の累積新規感染者数	—	5人以上	10人以上	30人以上	100人以上	170人以上	直近1週間の累積感染経路不明者割合	—	50%			50%	50%	病床のひっ迫具合	病床全体	—	—	—	最大確保病床の占有率 1/5以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4以上		最大確保病床の占有率 1/2以上	うち重症者病状	—	—	—	最大確保病床の占有率 1/5以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4以上		最大確保病床の占有率 1/2以上	療養者数	—	—	—	—	100人以上	170人以上	PCR陽性率	—	—	—	—	—	10%	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">解除の判断基準</td> <td colspan="6">発動1週間経過後、状況及び発動基準を照らし合わせて判断</td> </tr> </table>				解除の判断基準		発動1週間経過後、状況及び発動基準を照らし合わせて判断					
	発動基準	直近1週間の累積新規感染者数	—	5人以上		10人以上	30人以上	100人以上	170人以上																																																			
		直近1週間の累積感染経路不明者割合	—	50%			50%	50%																																																				
		病床のひっ迫具合	病床全体	—		—	—	最大確保病床の占有率 1/5以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4以上		最大確保病床の占有率 1/2以上																																																		
			うち重症者病状	—		—	—	最大確保病床の占有率 1/5以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4以上		最大確保病床の占有率 1/2以上																																																		
療養者数		—	—	—		—	100人以上	170人以上																																																				
PCR陽性率		—	—	—	—	—	10%																																																					
解除の判断基準		発動1週間経過後、状況及び発動基準を照らし合わせて判断																																																										



# 構成団体の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の状況 (9月15日時点)

## 1 経済・雇用対策

別添1-3

※今回追加

団体	(1) 事業継続支援	(2) 雇用継続支援	(3) 農林水産業等の経営支援・需要喚起
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症対応資金の創設</li> <li>・保証料負担の軽減、融資期間の延長、利子の補助</li> <li>○新型コロナウイルス感染症拡大防止臨時支援金の交付 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業20万円、個人事業主10万円(県と協賛する市町村分を別途上乘せして交付)</li> </ul> </li> <li>○経営力強化補助金の交付</li> <li>○補助率:3/4、補助上限額:50万円</li> <li>○商工会・商工会議所の体制強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会、商工会議所の人員を増員し、非会員を中心として支援策の周知および巡回指導を実施</li> </ul> </li> <li>○小規模事業者の新たな取組に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・信用保証社・サード・ビジネス事業所等における職自体制を強化するため</li> <li>・補助率:3/4、補助上限額:30万円</li> </ul> </li> <li>○宿泊事業者の資金確保支援</li> <li>○保育所(認可外含む)の臨時休園や登園自粛に伴い発生する利用料の割引削減にかかる施設への負担へ財政支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>○園や県等の支援情報を集約し、元的に情報提供するワンストップ窓口の設置</li> <li>○新しい生活・産業様式における業種別・エリアに基づく感染防止対策等に対し補助</li> <li>・中小企業等、大型商業施設等における業種別・エリアに基づく感染防止対策等に対するため</li> <li>・障害福祉サービス事業所等における職自体制を強化するための支援</li> <li>・職業訓練センター等による経営相談や支援制度の案内等実施</li> <li>○観光事業者に対する緊急相談や支援窓口の設置</li> <li>○文化芸術関係者に対する林・ネット窓口の設置</li> <li>○ハコヤチ商談会やECサイトの活用</li> <li>○京都の技術を活かした緊急生産支援</li> <li>○企業従業員等の在宅研修の支援</li> <li>○新型コロナウイルス感染症対策中小企業等事業再出発支援補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率10/10、上限10万円</li> </ul> </li> <li>○商店街再出発応援設備投資等支援事業費補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率2/3、上限300万円</li> </ul> </li> <li>○中小企業等再出発相談窓口の設置</li> <li>○ものづくり企業の販路開拓等の取組への支援(9月補正予算計上)</li> <li>※もろのくろく・生産設備投資等支援(補助率1/2(生産設備15%)</li> <li>○販路開拓・生産設備投資等支援(補助率1/2(グループ2,000万円))</li> </ul> </li></ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○WEB上での合同企業説明会の開催</li> <li>・中小企業の採用活動を支援するため、企業・学生が双方向でコミュニケーション可能なサイトを作成・活用し、イイインターネット上での合同企業説明会を開催する。</li> <li>○雇用調整助成金の申請支援</li> <li>・社会保険労務士が常駐する雇用調整助成金に特化した相談窓口を設置</li> <li>○緊急雇用の創出(約200名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「いまだから」地産地消キャンペーンの実施</li> <li>・流通・販売が停滞している県産農畜水産物について、定額宅配キャンペーン等を実施(宅配料金、事務費等を支援)</li> <li>○肉用牛経営安定対策</li> <li>・肥育経営安定交付金の上乘せ支援</li> <li>○水産振興資金の利子補給等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・すでに資金の貸付を受けている者に対して据置期間を追加するため、利息及び保証料を支援</li> </ul> </li> <li>○琵琶湖漁業流通緊急支援事業</li> <li>・漁業者への影響抑制を目的に、水産加工業・養殖漁業各団体が、加工品や養殖生産物を営業倉庫に保管する取組を支援</li> <li>○大手通販サイトを活用し、加工食品・工芸品などの県産品を販売するWEB物産展を開催</li> <li>○県産食材(近江牛、近江しゃも、湖魚等)を学校給食への提供支援</li> <li>○食肉市場の活性化のため近江牛を購入した買参人に奨励金を交付</li> <li>○輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備支援</li> </ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>○京都市新型コロナウイルス感染症対応資金の創設</li> <li>・実質無利子無担保の融資制度の実施のための預託金の積増や利子補給</li> <li>・融資限度額の拡充(3千万円→4千万円)</li> <li>○休業要請対象事業者支援給付金</li> <li>・中小企業・団体一律20万円、個人事業主一律10万円</li> <li>○新型コロナウイルス対策緊急支援補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模事業者、農林水産業者、文化芸術関係者等2/3(上限20万円)、中小企業1/2(上限30万円)、企業グループ2/3(上限20万円×事業者数+共通経費)</li> </ul> </li> <li>○中小企業緊急経営支援センターの設置(5/1〜)</li> <li>・中小企業診断士等による経営相談や支援制度の案内等実施</li> <li>○観光事業者に対する緊急相談や支援窓口の設置</li> <li>○文化芸術関係者に対する林・ネット窓口の設置</li> <li>○ハコヤチ商談会やECサイトの活用</li> <li>○京都の技術を活かした緊急生産支援</li> <li>○企業従業員等の在宅研修の支援</li> <li>○新型コロナウイルス感染症対策中小企業等事業再出発支援補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率10/10、上限10万円</li> </ul> </li> <li>○商店街再出発応援設備投資等支援事業費補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率2/3、上限300万円</li> </ul> </li> <li>○中小企業等再出発相談窓口の設置</li> <li>○ものづくり企業の販路開拓等の取組への支援(9月補正予算計上)</li> <li>※もろのくろく・生産設備投資等支援(補助率1/2(生産設備15%)</li> <li>○販路開拓・生産設備投資等支援(補助率1/2(グループ2,000万円))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業雇用継続緊急支援センター(5/11設置)</li> <li>・雇用調整助成金の相談センターを国・京都市府共同で開設</li> <li>○京都府労働相談所の体制強化</li> <li>○京都ジョブパークの体制強化</li> <li>○オンラインを活用した職業訓練環境の整備</li> <li>・府内企業のアパレル求人紹介センターの設置</li> <li>・的に困難な状況にある学生を支援</li> <li>○京都府会計年度任用職員採用(約50名)</li> <li>○障害者雇用サポート強化事業</li> <li>・障害者就業・生活支援センターの支援体制の充実強化</li> <li>○京都未来塾事業</li> <li>・経済的な影響を受けた求職者を一定期間雇用し、研修と企業実習の訓練コースを受講することで、中小企業の未来を担う人材を育成、正規雇用に繋げる仕組みを構築</li> <li>○コロナ離職者雇用支援(9月補正予算計上)</li> <li>※(正規雇用:25万円/人、非正規雇用:10万円/人)</li> <li>※府内企業への就職促進に向けた有償インターンシップへの支援(9月補正予算計上)</li> <li>(1ヶ月:8万円/人、2ヶ月以上:16万円/人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○伝統工芸品を活かした観光支援</li> <li>・ホテルや料理店等が「京都らしいおもてなし」を行うための伝統工芸品買い上げを支援</li> <li>・予算額の拡充1億円→10億円</li> <li>○府内産農水産物の需要喚起</li> <li>○スマート農業実践教育事業</li> <li>・農大、府立農業系高校へスマート農業機械を導入</li> <li>○京もの・農林水産物生産・流通促進対策事業</li> <li>○「食の京都」地域拠点新型コロナ感染症対策</li> <li>・補助率1/2以内</li> <li>○京都産和牛、地鶏給食提供推進事業</li> <li>○和牛肥育経営緊急対策事業</li> <li>○養豚経営緊急対策事業</li> <li>○水産物需要拡大対策事業</li> <li>※京の酒販路拡大支援(9月補正予算計上)</li> <li>※府内産木材利用拡大支援(9月補正予算計上)</li> </ul>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設</li> <li>・預託金を増額し制度融資枠を拡大、利用事業者に利子補給</li> <li>○休業要請支援金(府・市町村共同支援金)の交付</li> <li>・中小企業100万円、個人事業者50万円、市町村に1/2負担を要請</li> <li>○中小企業等への支援(休業要請外支援金)</li> <li>・中小法人:2事業所以上100万円、1事業所50万円</li> <li>・個人事業主:2事業所以上50万円、1事業所25万円</li> <li>○商工会議所等への金融相談専門員の設置費用補助</li> <li>○中小企業等の研究開発等への支援(大阪産業技術研究所の利用料金減額)</li> <li>○商店街等の事業継続支援</li> <li>○飲食店等への換気設備等の導入支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○非常勤職員の緊急雇用(内定取消等就労機会を失った方50名程度、経済状況が悪化した大学生等60名程度)</li> <li>○雇用調整助成金の申請方法等に関する特別相談会の開催</li> <li>○総合就業支援拠点OSAKAしごとフィールドにおける、就職活動のサポート配信や求人中の企業情報の発信</li> <li>○中小企業におけるテレワークの促進を図るため、学生・労働者が参加するオンラインミーティングを開催</li> <li>※コロナ就職水戸河に備え採用拡大(令和3・4年度で260名程度)</li> <li>※民間人材サービス会社と連携した緊急雇用対策(予定)</li> <li>・民間人材サービス会社と連携した緊急雇用対策(予定)促進を図るため、失業者を採用した事業者へ支援金を支給。</li> <li>(正規雇用:25万円、非正規雇用:12.5万円)</li> <li>※町橋における離職者や休業者等を対象とした早期再就職支援(予定)</li> <li>○内定取消者や離職者に対する職業訓練を拡充</li> <li>○内定取消者等を会計年度任用職員として採用(100名)</li> <li>○離職者生活安定資金融資制度の拡充(近畿労働金庫と連携)</li> <li>○WEB合同企業説明会の開催(※9月拡充)</li> <li>○兵庫型ワークショップの推進</li> <li>・新型コロナウイルス感染症により、一時的に雇用維持が難しい事業主から、人手不足の事業主へ期間限定で人材派遣を支援</li> <li>○ひょうご仕事と生活センターによる新しいワークスタイルの推進</li> <li>○中小企業従業員からの福利厚生継続への支援</li> <li>○就労継続支援福祉型事業所活用強化への支援</li> <li>○就労継続支援B型事業所利用事業の実施</li> <li>○ホストクラブ・労働環境対策事業の実施</li> <li>○緊急対応型雇用創出事業の実施(※9月拡充)</li> <li>・雇用情勢の悪化により、離職を余儀なくされた労働者へ次ぎの雇用までのつなぎの雇用創出</li> <li>○緊急雇用対策職業訓練事業の拡充(※9月拡充)</li> <li>※ひょうご障害者ワークフォワードの開催</li> <li>※緊急対応型障害者在宅ワーク創出事業の実施(県業務の発注)</li> <li>※県立高校における農業人材の育成(実習機械導入)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「大阪産(もん)エールサイト」の開設</li> <li>・府民や事業者からの「応援購入」の輪を広げることとを目的に、影響を受けている農林漁業者の情報を集約して発信</li> <li>・感染リスクを下げることを目的に、取り寄せ可能な大阪産(もん)等の情報を集約して発信</li> </ul>
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染症対応無利子資金の創設</li> <li>・国に連動した中小企業融資制度を新設(貸付限度額4,000万円、当期3年間の利子補給、制度融資の融資日繰上り引上げ1兆→1兆3,000億円)</li> <li>○新型コロナウイルス感染症対応貸付の創設</li> <li>○経営継続支援金の給付(※9月拡充) <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小法人100万円、個人事業主50万円(飲食店等中小法人30万円、個人事業主15万円)</li> </ul> </li> <li>○地域企業等再起支援事業(※9月拡充) <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等事業再開に伴う感染防止対策等の支援</li> </ul> </li> <li>○感染症対策を講じる商店街等の支援</li> <li>○業種ごとの感染予防拡大ガイドラインの作成</li> <li>○新型コロナウイルス追跡システム等の整備(※9月拡充)</li> <li>○バス・船舶の感染防止対策啓蒙の支援</li> <li>○県民利用施設の閉鎖、休館に伴う施設事業者への財産使用料の減免</li> <li>○職員の在宅勤務環境整備のためのリモートワークの増強</li> <li>○市町が水道料金と免除される場合</li> <li>○おんぼるお店・おんぼる場事業</li> <li>※車内等の密度に配慮した運行に取組む地域公共交通事業者へ支援</li> <li>※京都丹後鉄道線の運行支援(外出自粛等による減収支援)</li> <li>※県庁舎等におけるひょうごスライムの推進(ワライ会議室等の導入等)</li> <li>※県庁舎等における県民の感染防止対策の推進(ワライ板、消毒液等の設置)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○肉用牛肥育経営安定対策</li> <li>○野菜価格安定対策</li> <li>・市場価格が一定基準を下回った場合の差額補てんに充てる資金の追加造成</li> <li>○県産農産物等のECサイトを活用した販売促進</li> <li>○農産物の初期費用補助、県認証食品PRキャンペーンの実施</li> <li>○農業者等水産加工業者等の資金繰り支援</li> <li>○山田錦等酒米特産品の生産心援事業の実施</li> <li>・酒米の価格差、作付転換への支援、消費拡大支援</li> <li>○県内地鶏肉、水産物等の学校給食提供の支援</li> <li>○県産水産物の販売・相談・支援等のため、美味県産水産物「ひょうご市場」の販売促進キャンペーン</li> <li>○県産農畜水産物の販売・相談・支援等のため、美味県産農畜水産物「ひょうご御食国ひょうご(仮称)」創設</li> <li>※ひょうご酒・週末の需要拡大促進イベント実施</li> <li>※但馬牛・神戸ビーフの需要喚起のため、但馬牧場公園の情報発信力強化(オンライン講座、出前講座)</li> <li>※県産木材利用拡大キャンペーン事業の実施(住宅建築費支援)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校給食休止の延長に伴う未利用食品の活用</li> <li>・未利用食品をフードバンク等に寄付する際の配送等を支援</li> <li>○奈良県農畜産物応援サイト」の開設</li> <li>・県民や事業者からの「応援購入」の輪を広げることとを目的に、影響を受けている農業者の情報を提供し、販売促進を応援</li> </ul>
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設・融資枠拡充</li> <li>・貸付枠865億円→954億円</li> <li>○制度融資 新型コロナウイルス感染症関連資金の融資枠拡充</li> <li>・貸付枠635億円→3,646億円</li> <li>○新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金</li> <li>・給付額中小企業20万円、個人事業主10万円</li> <li>○経営相談窓口の設置</li> <li>○商工会議所等が行うワライを活用した経営相談体制の構築に対し補助</li> <li>○新型コロナウイルス感染症対応枠の創設(実質無利子、無担保)</li> <li>・預託金を増額し融資枠を拡大、当初3年間の無利子融資を行うための利子補給を実施</li> <li>○観光緊急対策枠の創設(観光関連事業者向けの無利子融資)</li> <li>・当初1年間の無利子融資を行うための利子補給、保証料補助を実施</li> <li>○支援本部(4/28〜立ち上げ)</li> <li>○支援施策検討チーム及び総合支援相談窓口を設置</li> <li>○事業継続支援基金(20万円〜100万円の支援金を支給)</li> <li>○県内事業者事業継続推進(補助限度額100万円、補助率2/3)</li> <li>○和歌山県観光客あんしん受入環境整備</li> <li>・補助限度額1,000万円、補助率3/4 ※大企業2/3</li> <li>○持続化給付金申請サポート</li> <li>・Web申請をサポートする人材を確保する商工会・商工会議所を支援</li> <li>○家賃支援金</li> <li>・家賃月額1/6相当額を6か月分支給、上限額(月額):法人12.5万円、個人6.25万円</li> <li>・複数店舗を所有するなど家賃の総支払額が高い場合、上限額を法人25万円、個人12.5万円に引き上げ。但し、引き上げ部分の給付率は家賃額の1/12相当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県産農産物等のeコマースを活用した販売支援</li> <li>・ワライ(出店ページ)立ち上げ専門家によるワライ支援</li> <li>・「おうちで和歌山」特設サイト開設による積極的な情報発信</li> <li>○農林水産業者に対する融資相談窓口の設置</li> <li>○農業者の金融支援</li> <li>・利子補給により貸付当初5年間無利子化</li> <li>○漁業者等の金融支援</li> <li>・利子補給により貸付当初5年間無利子化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県産農産物等のeコマースを活用した販売支援</li> <li>・ワライ(出店ページ)立ち上げ専門家によるワライ支援</li> <li>・「おうちで和歌山」特設サイト開設による積極的な情報発信</li> <li>○農林水産業者に対する融資相談窓口の設置</li> <li>○農業者の金融支援</li> <li>・利子補給により貸付当初5年間無利子化</li> <li>○漁業者等の金融支援</li> <li>・利子補給により貸付当初5年間無利子化</li> </ul>
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設(実質無利子、無担保)</li> <li>・預託金を増額し融資枠を拡大、当初3年間の無利子融資を行うための利子補給を実施</li> <li>○観光緊急対策枠の創設(観光関連事業者向けの無利子融資)</li> <li>・当初1年間の無利子融資を行うための利子補給、保証料補助を実施</li> <li>○支援本部(4/28〜立ち上げ)</li> <li>○支援施策検討チーム及び総合支援相談窓口を設置</li> <li>○事業継続支援基金(20万円〜100万円の支援金を支給)</li> <li>○県内事業者事業継続推進(補助限度額100万円、補助率2/3)</li> <li>○和歌山県観光客あんしん受入環境整備</li> <li>・補助限度額1,000万円、補助率3/4 ※大企業2/3</li> <li>○持続化給付金申請サポート</li> <li>・Web申請をサポートする人材を確保する商工会・商工会議所を支援</li> <li>○家賃支援金</li> <li>・家賃月額1/6相当額を6か月分支給、上限額(月額):法人12.5万円、個人6.25万円</li> <li>・複数店舗を所有するなど家賃の総支払額が高い場合、上限額を法人25万円、個人12.5万円に引き上げ。但し、引き上げ部分の給付率は家賃額の1/12相当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○WEB上での合同企業説明会の開催</li> <li>・中小企業の採用活動を支援するため、企業・学生が双方向でコミュニケーション可能なサイトを作成・活用し、イイインターネット上での合同企業説明会を開催する。</li> <li>○雇用調整助成金の申請支援</li> <li>・社会保険労務士が常駐する雇用調整助成金に特化した相談窓口を設置</li> <li>○緊急雇用の創出(約200名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県産農産物等のeコマースを活用した販売支援</li> <li>・ワライ(出店ページ)立ち上げ専門家によるワライ支援</li> <li>・「おうちで和歌山」特設サイト開設による積極的な情報発信</li> <li>○農林水産業者に対する融資相談窓口の設置</li> <li>○農業者の金融支援</li> <li>・利子補給により貸付当初5年間無利子化</li> <li>○漁業者等の金融支援</li> <li>・利子補給により貸付当初5年間無利子化</li> </ul>



団体	(1) 事業継続支援	(2) 雇用継続支援	(3) 農林水産業等の経営支援・需要喚起
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設</li> <li>○無利子・無保証料融資の対象拡大(売上高△5%以上)</li> <li>○保証料ゼロ・実質無利子(当初3年間)、上限3千万円</li> <li>○融資限度額拡大(3千万円→4千万円)</li> <li>○ホームページ資金「経済変動対策資金」「経営安定借換資金」の融資枠を計200億円拡大</li> <li>○「経済変動対策資金」の融資対象の拡充</li> <li>○「徳島県新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設</li> <li>・特に厳しい経営環境の中にある中小・小規模事業者に対し、雇用及び事業継続への頑張りを応援するため、100万円を上限に給付</li> <li>○中小企業・個人事業主に対する県有施設入居料の減免</li> <li>○新型コロナウイルス関連特別相談窓口の設置</li> <li>○企業従業員等のオンライン研修の支援</li> <li>○県内のティイクアウト・デリバリー情報発信応援サイトの開設</li> <li>○生活衛生関係営業業者応援給付金</li> <li>○生活衛生型新型コロナウイルス感染症特別貸付で融資を受けた金額の10%(上限100万円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「経済変動対策緊急生活資金」の拡充[拡大融資枠1億円]</li> <li>・経済的影響を受ける勤労者の生活の安定を図るため、実質無利子融資枠を創設</li> <li>○採用内定取消者等を対象とした会計年度任用職員の採用(20名程度)</li> <li>○就労支援事業所等におけるインターネットを活用した販路拡大等</li> <li>※Web企業説明会開催支援事業</li> <li>・求職者と県内企業とのマッチングの機会を確保するため、We b広報の採用活動を支援する。説明会を開催し、企業の情報提供を支援する。</li> <li>※新型コロナウイルス安定雇用促進支援事業</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響で、非正規雇用者を中心に厳しい雇用情勢にあることから、幅広い世代を対象に「雇用の安定化」を促進支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設(再掲)</li> <li>○ティイクアウト・デリバリー等を飲食店をまとめたネット(商工会議所、各等で運営)を契約し、市ホームページで発信</li> <li>○安全・安心で新鮮な魚介類が手に入る購入できる「おうちdeおさかなマーケット」について、6月15日から商品内容を更に充実させリニューアルして7月31日まで実施(京都市の支援のもと、市内の水産仲卸組合と小売団体が協力して実施)</li> <li>○京都料理芽生会や生産者等と連携し、旬の市場流通食材を参加者に配送し、自宅で調理を学べる「おソウジンと食料理教室」や、旬の食材や生産地について食べ比べを行いながら親子で学べる「おソウジン教室」を開催(令和2年7月、9月)</li> <li>○新しい生活様式に即した非接触型販売手法などの導入支援や、京野菜の販路拡大・販売促進により需要を下げ、持続的に営農を行っている中、価格の安定と木材価格の低下が発生しているため、港湾等への運搬経費を削減し、海外を含む販路開拓を支援。また、新しい生活様式に対応した林業商品やサービスの開発等を支援</li> </ul>
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鳥取県新型コロナウイルス対策向け地域経済変動対策資金の創設</li> <li>・制度融資の無利子期間、据置期間、保証料無しの期間の拡充</li> <li>○県内中小企業の新分野進出などの新たな取組、感染予防・防止に向けた商品開発など幅広い取組を支援(補助率3/4上限50万円等)</li> <li>○企業の感染症防止対策支援(緊急対応型：補助率3/4 上限200万円、体制整備型：補助率3/4 上限200万円)の拡充</li> <li>○取組ECの取組策定支援(補助率2/3 上限20万円)等</li> <li>○取組ECの新規導入に係る経費を支援(国助成金への上乘せ補助)(補助率1/6、上限30万円)</li> <li>○複数事業者連携による地域活性化・需要喚起に繋がる取組を支援(補助率3/4、上限200万円(補助額：20万円×参加事業者数))</li> <li>○県有施設に入居する飲食・土産物店等に対する使用料等の減免</li> <li>○経営上の影響を大きく受けた県内事業者に対し、家賃等の固定費の負担軽減や今後の事業継続を支援(定額10万円)</li> <li>○鳥取県県型新型コロナウイルス感染症拡大予防対策例や業界が作成するガイドラインを基に事業者が感染予防対策に取り組み経費を助成(補助率9/10、上限20万円)</li> <li>○交通事業者への感染症対策資材整備や密を避けるための貸切バス増車等への支援、バス・タクシー車両への支援等</li> <li>○オンライン物産展等対面販売からの転換を支援</li> <li>○職員が在宅で勤務できる環境を整備し、県業務の継続性を確保</li> <li>※「Web・研究開発拠点等の誘致、育成支援(事前調査支援：補助率1/2 上限30万円、Web設置支援：補助率1/2 上限200万円、研究開発拠点設置支援：補助率1/3または1/2 上限500万円)※未利用施設のリノベーションの改修を支援(補助率：1/3 上限500万円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「新型コロナウイルス対策緊急生活資金」の拡充[拡大融資枠1億円]</li> <li>・経済的影響を受ける勤労者の生活の安定を図るため、実質無利子融資枠を創設</li> <li>○採用内定取消者等を対象とした会計年度任用職員の採用(20名程度)</li> <li>○就労支援事業所等におけるインターネットを活用した販路拡大等</li> <li>※Web企業説明会開催支援事業</li> <li>・求職者と県内企業とのマッチングの機会を確保するため、We b広報の採用活動を支援する。説明会を開催し、企業の情報提供を支援する。</li> <li>※新型コロナウイルス安定雇用促進支援事業</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響で、非正規雇用者を中心に厳しい雇用情勢にあることから、幅広い世代を対象に「雇用の安定化」を促進支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設(再掲)</li> <li>○ティイクアウト・デリバリー等を飲食店をまとめたネット(商工会議所、各等で運営)を契約し、市ホームページで発信</li> <li>○安全・安心で新鮮な魚介類が手に入る購入できる「おうちdeおさかなマーケット」について、6月15日から商品内容を更に充実させリニューアルして7月31日まで実施(京都市の支援のもと、市内の水産仲卸組合と小売団体が協力して実施)</li> <li>○京都料理芽生会や生産者等と連携し、旬の市場流通食材を参加者に配送し、自宅で調理を学べる「おソウジンと食料理教室」や、旬の食材や生産地について食べ比べを行いながら親子で学べる「おソウジン教室」を開催(令和2年7月、9月)</li> <li>○新しい生活様式に即した非接触型販売手法などの導入支援や、京野菜の販路拡大・販売促進により需要を下げ、持続的に営農を行っている中、価格の安定と木材価格の低下が発生しているため、港湾等への運搬経費を削減し、海外を含む販路開拓を支援。また、新しい生活様式に対応した林業商品やサービスの開発等を支援</li> </ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急融資制度の充実(令和2年5月～)</li> <li>○中小企業経営支援緊急対策事業の充実</li> <li>○観光事業者等緊急支援補助制度の実施</li> <li>・補助率3/4、上限額30万円</li> <li>○京都市中小企業等緊急支援補助金の創設</li> <li>・補助率3/4等・上限額30万円</li> <li>○飲食店「デリバリー」の活用促進</li> <li>○本市の家庭保育の協力依頼に基づく保育園等への登園自粛、又は保育園等による臨時休園が行われた場合における保育料返還</li> <li>○商店街緊急支援補助金</li> <li>・補助率9/10・上限額会員数50以上は200万円・50未満は100万円</li> <li>○京都市伝産産業つくり手支援事業補助金</li> <li>・補助率9/10・上限額個人又はグループは40万円・団体は100万円</li> <li>○和装産地支援事業</li> <li>○中小企業等支援策活用サポートセンターの運用</li> <li>○就労継続支援事業所に対する生産活動活性化支援</li> <li>○就労継続支援B型事業所における工賃助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○失業者等の優先募集(臨時・非常勤職員)</li> <li>○経済状況が悪化した大学生等を対象とした臨時募金(非常勤職員)</li> <li>○雇用調整助成金申請窓口の混雑緩和に向けた取組</li> <li>・京都労働局と連携し、「初めての雇用調整助成金」の活用説明会を開催(令和2年5月)</li> <li>・市観光協会と連携し、「初めての雇用調整助成金」研修動画の制作及び配信(令和2年5月～)</li> <li>○WEBを活用した就職相談や企業紹介等の実施</li> <li>○事業継続に向けた中小企業等担い手確保・育成支援</li> <li>○雇用情勢の悪化を契機とする社会福祉施設の担い手確保対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設(再掲)</li> <li>○ティイクアウト・デリバリー等を飲食店をまとめたネット(商工会議所、各等で運営)を契約し、市ホームページで発信</li> <li>○安全・安心で新鮮な魚介類が手に入る購入できる「おうちdeおさかなマーケット」について、6月15日から商品内容を更に充実させリニューアルして7月31日まで実施(京都市の支援のもと、市内の水産仲卸組合と小売団体が協力して実施)</li> <li>○京都料理芽生会や生産者等と連携し、旬の市場流通食材を参加者に配送し、自宅で調理を学べる「おソウジンと食料理教室」や、旬の食材や生産地について食べ比べを行いながら親子で学べる「おソウジン教室」を開催(令和2年7月、9月)</li> <li>○新しい生活様式に即した非接触型販売手法などの導入支援や、京野菜の販路拡大・販売促進により需要を下げ、持続的に営農を行っている中、価格の安定と木材価格の低下が発生しているため、港湾等への運搬経費を削減し、海外を含む販路開拓を支援。また、新しい生活様式に対応した林業商品やサービスの開発等を支援</li> </ul>
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪府と協働し「休業要請支援金」を支給</li> <li>○ものづくり中小企業緊急支援事業(大阪産業技術研究所の利用料減額)</li> <li>○所管施設の特約・休館・減免措置等に伴う指定管理者への収入補填</li> <li>○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた港湾関連事業者等の港湾施設使用料、貸付料等の支払期限を延長</li> <li>○大阪府と共同し「感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金」を支給</li> <li>○制度融資の信用保証料を全額市が負担する制度を新たに創設(4/15～実施)</li> <li>○中小企業のテレワーク導入支援(第1次募集)</li> <li>○募集枠の上限に達したため、5月18日に受付終了</li> <li>○補助金額上限：50万円、補助率：2/3&gt;</li> <li>○大阪府と協働し「休業要請支援金」を支給。</li> <li>○市内NPO法人に対する支援金(8月31日に受付終了)</li> <li>○先端設備等導入支援補助金の創設</li> <li>○頑張る中小企業応援補助金の創設</li> <li>○中小企業テレワーク導入支援(第2次募集)の実施</li> <li>○中小企業デジタル人材育成促進補助金の創設</li> <li>○「キャリア決済」を活用した市内消費活性化事業(11月実施予定)</li> <li>※「介護・障害者・障害児サービス事業所」に対する支援金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急雇用対策として会計年度任用職員を採用(50名)</li> <li>・離職(解雇・雇止め)や、内定取消、事業活動の縮小により仕事を失った事業主(フリーランスを含む)などを対象</li> <li>○外国人のための相談窓口の体制強化(公財)大阪国際交流センター)</li> <li>※コロナ就職氷河期に備えた採用拡大</li> <li>○雇用調整助成金相談窓口の設置(4/30～予約受付開始)</li> <li>○就職相談体制の強化</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、内定取消・雇止め・解雇をされた方などの再就職を支援するため、市の就労支援施設においてオンライン相談を導入。(5/1～開設)</li> <li>○Web合同企業説明会の実施</li> <li>○再就職支援プログラムの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設(再掲)</li> <li>○ティイクアウト・デリバリー等を飲食店をまとめたネット(商工会議所、各等で運営)を契約し、市ホームページで発信</li> <li>○安全・安心で新鮮な魚介類が手に入る購入できる「おうちdeおさかなマーケット」について、6月15日から商品内容を更に充実させリニューアルして7月31日まで実施(京都市の支援のもと、市内の水産仲卸組合と小売団体が協力して実施)</li> <li>○京都料理芽生会や生産者等と連携し、旬の市場流通食材を参加者に配送し、自宅で調理を学べる「おソウジンと食料理教室」や、旬の食材や生産地について食べ比べを行いながら親子で学べる「おソウジン教室」を開催(令和2年7月、9月)</li> <li>○新しい生活様式に即した非接触型販売手法などの導入支援や、京野菜の販路拡大・販売促進により需要を下げ、持続的に営農を行っている中、価格の安定と木材価格の低下が発生しているため、港湾等への運搬経費を削減し、海外を含む販路開拓を支援。また、新しい生活様式に対応した林業商品やサービスの開発等を支援</li> </ul>
堺市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業等の店舗の家賃を1/2以上減額した不動産業者に対して4・5月分の家賃の減額総額の8割補填(補助上限200万円)</li> <li>○中小企業等の事業継続・売上向上等の新たな取り組みへの支援(補助上限：100万円、補助率3/4)</li> <li>○中小企業等への相談体制強化(セーフティ保証(4・5号)等の認定申請窓口、社会保険労務士専門相談員、国・県・市の支那制度等紹介する経営相談窓口、国の特種化給付金の電子申請サポート)</li> <li>○中小企業等への相談体制強化(セーフティ保証(4・5号)等の認定申請窓口、社会保険労務士専門相談員、国・県・市の支那制度等紹介する経営相談窓口、国の特種化給付金の電子申請サポート)</li> <li>○中小企業等へのテレワーク環境の整備等の支援(市補助上限：75万円、補助率1/12(国補助と合計3/4以内))</li> <li>○海外電子商取引(EC)等に係る取組を支援(補助上限：150万円、補助率3/4)</li> <li>○先払い利用券が購入できる仕組を持つ事業者と提携、クーポン発行を支援(還元率20%、上限2,000円/件)</li> <li>○UberEatsなどを活用した宅配・デリバリー事業</li> <li>○商店街・市場における共同宅配事業への支援</li> <li>○「おソウジン」への新規出店支援による販路拡大(新規出店支援補助上限：30万円/年、補助率1/2等)</li> <li>○商店街・小売市場お買い物券発行による消費喚起(県・市協働)及び地域経済の活性化</li> <li>○「ふるさと神戸が応援基金」を創設し、「応援したい分野」に沿って新型コロナウイルス感染症拡大により仕事や生活に困難を抱える人々の支援策に活用</li> <li>○飲食店・家庭・地域支援策のため、市有地を活用した市内飲食店舗等による移動店舗カーヒスを実験的に実施</li> <li>○ティイクアウトやデリバリーに力をつける飲食店を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急雇用対策として会計年度任用職員を採用(50名)</li> <li>・離職(解雇・雇止め)や、内定取消、事業活動の縮小により仕事を失った事業主(フリーランスを含む)などを対象</li> <li>○外国人のための相談窓口の体制強化(公財)大阪国際交流センター)</li> <li>※コロナ就職氷河期に備えた採用拡大</li> <li>○雇用調整助成金相談窓口の設置(4/30～予約受付開始)</li> <li>○就職相談体制の強化</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、内定取消・雇止め・解雇をされた方などの再就職を支援するため、市の就労支援施設においてオンライン相談を導入。(5/1～開設)</li> <li>○Web合同企業説明会の実施</li> <li>○再就職支援プログラムの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設(再掲)</li> <li>○ティイクアウト・デリバリー等を飲食店をまとめたネット(商工会議所、各等で運営)を契約し、市ホームページで発信</li> <li>○安全・安心で新鮮な魚介類が手に入る購入できる「おうちdeおさかなマーケット」について、6月15日から商品内容を更に充実させリニューアルして7月31日まで実施(京都市の支援のもと、市内の水産仲卸組合と小売団体が協力して実施)</li> <li>○京都料理芽生会や生産者等と連携し、旬の市場流通食材を参加者に配送し、自宅で調理を学べる「おソウジンと食料理教室」や、旬の食材や生産地について食べ比べを行いながら親子で学べる「おソウジン教室」を開催(令和2年7月、9月)</li> <li>○新しい生活様式に即した非接触型販売手法などの導入支援や、京野菜の販路拡大・販売促進により需要を下げ、持続的に営農を行っている中、価格の安定と木材価格の低下が発生しているため、港湾等への運搬経費を削減し、海外を含む販路開拓を支援。また、新しい生活様式に対応した林業商品やサービスの開発等を支援</li> </ul>
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「ふるさと神戸が応援基金」を創設し、「応援したい分野」に沿って新型コロナウイルス感染症拡大により仕事や生活に困難を抱える人々の支援策に活用</li> <li>○飲食店・家庭・地域支援策のため、市有地を活用した市内飲食店舗等による移動店舗カーヒスを実験的に実施</li> <li>○ティイクアウトやデリバリーに力をつける飲食店を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急雇用対策として会計年度任用職員を採用(50名)</li> <li>・離職(解雇・雇止め)や、内定取消、事業活動の縮小により仕事を失った事業主(フリーランスを含む)などを対象</li> <li>○外国人のための相談窓口の体制強化(公財)大阪国際交流センター)</li> <li>※コロナ就職氷河期に備えた採用拡大</li> <li>○雇用調整助成金相談窓口の設置(4/30～予約受付開始)</li> <li>○就職相談体制の強化</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、内定取消・雇止め・解雇をされた方などの再就職を支援するため、市の就労支援施設においてオンライン相談を導入。(5/1～開設)</li> <li>○Web合同企業説明会の実施</li> <li>○再就職支援プログラムの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「ふるさと神戸が応援基金」を創設し、「応援したい分野」に沿って新型コロナウイルス感染症拡大により仕事や生活に困難を抱える人々の支援策に活用</li> <li>○飲食店・家庭・地域支援策のため、市有地を活用した市内飲食店舗等による移動店舗カーヒスを実験的に実施</li> <li>○ティイクアウトやデリバリーに力をつける飲食店を支援</li> </ul>





## 2 教育対策

※今回追加

団体	(1) 臨時休業・学校再開対策	(2) 遠隔教育等の推進	(3) 芸術・文化等
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県立学校へ手作りマスク素材や消毒用アルコールの配布</li> <li>○医療的ケア児のいる家庭への手指消毒用アルコールの優先供給に際する健康医療福祉部局との連携</li> <li>○県立学校のトイレ改修の実施</li> <li>○補習等支援のための学習指導員の配置</li> <li>○特別支援学校スクールバスの増車</li> <li>○DV・虐待等 家庭環境に困る児童・生徒への相談・訪問支援体制、学校と福祉の連携強化等</li> <li>○障害児の放課後「サピス」への利用が増えたことによる利用者負担の増加分を補助</li> <li>○医療的ケア児等の送迎のために福祉タクシー等を配布する事業への補助</li> <li>○県立大学が感染症対策として行う遮蔽板等の設置に対する補助</li> <li>○児童生徒等の心のケアと学習指導の強化</li> <li>・休業期間中及び学校再開後の児童生徒等への支援体制を強化（スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザーの拡充）</li> <li>○放課後児童クラブの運営等に対する支援</li> <li>○学校活動における感染予防対策</li> <li>・スクールのバスの過密化防止や消毒液の購入</li> <li>・令和2年度末までスクールのバスを増便</li> <li>・新型インフルエンザ感染症対策大学等授業再開支援事業</li> <li>・府内の大学等に対して、バーションの設置、消毒液の購入等感染拡大防止対策に必要な経費を支援</li> <li>○私立学校教育振興補助（学習指導員の配置）</li> <li>○学校教育活動再開事業</li> <li>○施設学習の安全確保に向けたPCR検査の費用助成(9月補正予算計上)</li> <li>※学内施設での感染防止対策への支援(オンライン授業、食堂・学生寮等の感染防止) (9月補正予算計上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習支援コンテンツポータル「子ども『学びの場』」の開設</li> <li>○GIGAスクールポータル(ICT技術者等)配置によるICT環境整備</li> <li>○障害児童生徒のための入出力支援装置の整備(点字ディスプレイ、視線入力装置等)</li> <li>○県立学校等における遠隔授業環境の整備</li> <li>・家庭にインターネット環境のない児童生徒に対して端末を貸与、WEB会議アプリの導入</li> <li>・各学校にWebカメラ、マイクなどの整備</li> <li>○県立中学校、県立特別支援学校(義務教育課程)の児童生徒が使用するPC端末整備の前倒し</li> <li>○インターネットを通じて授業動画の配信や学習プリントの配布</li> <li>○県立大学の遠隔授業環境の整備に対する補助</li> <li>○自宅学習の環境整備等支援</li> <li>・動画や資料アプリを活用したオンライン学習の実施(府立学校)</li> <li>・オンライン授業の導入(府立医科大学、府立大学)</li> <li>・教材補助として本を購入し貸出し貸出(学校再開後は図書室へ)(義務教育(小学校低学年))</li> <li>○私立学校教育振興補助(高校生への修学支援)</li> <li>○低所得者を対象にオンライン学習を支えるための通信費支給</li> <li>○児童養護施設等へのインターネット環境整備</li> <li>・児童養護施設等で行った児童の学習機会を確保するため、インターネット環境整備やパソコン等の機器購入を助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公演等の活動機会を失った文化活動関係者の活動継続等を支援</li> <li>○県立美術館の企画展の動画を作成・配信</li> <li>○県立文化施設において、自主製作オペラをオンライン配信</li> <li>○文化芸術関係者への支援等を紹介する相談窓口を設置</li> <li>○文化施設にサマーグラフィターを購入</li> <li>○中高生夢舞台開催支援事業</li> <li>・全国大会の中止や開催内容の変更を受け、中高生の集大成となる大会開催を支援</li> <li>○府立図書館の感染防止対策</li> <li>※安心・安全な京の修学旅行への支援(専用相談窓口の設置、感染防止対策への支援)(9月補正予算計上)</li> </ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援</li> <li>○学校給食休止への対応</li> <li>○家庭学習の支援</li> <li>・市内の3歳児以上の園児に対し、学習教材等の購入を支援(図書カード2,000円分を配付)</li> <li>○SNS(LINE)を活用した相談対応の拡充</li> <li>○児童生徒の心のケアや補習学習等の支援を行う「心のケアセンター」や学習支援員の配置</li> <li>○スクールサポートスタッフの配置</li> <li>○部活動全国大会の代替 地方大会開催(感染予防対策)支援</li> <li>○幼稚園設置者に対し、感染防止に必要な衛生用品(子ども用マスク、消毒液)等の購入費用を補助</li> <li>○学校(外国人学校含む)におけるマスク等購入の支援</li> <li>○特別支援学校のトイレ改修による衛生環境改善</li> <li>○放課後等デイサービスへの追加経費の支援</li> <li>○補習等支援のための学習指導員の配置</li> <li>○心のケアに対応するSNS悩み相談窓口の強化</li> <li>○ひょうご放課後プラザの推進</li> <li>・放課後児童クラブ、かかろ増し経費支援、利用料減免支援</li> <li>・ファミリーサポートセンター事業への支援</li> <li>○病院内保育所における学童保育の受入支援</li> <li>○特別支援学校体校に伴う、放課後等デイサービス利用支援</li> <li>○学習支援番組「みで・学ぼう!」および「ごっこ子広場」の制作</li> <li>○学校給食休止に伴う食料違約金の支払い</li> <li>○学校再開に伴う少人数授業、補習等支援のための非常勤講師、スクールカウンセラー、業務支援員の配置</li> <li>○私立学校再開に伴う感染防止対策の強化</li> <li>○学校再開における学校再開への人的体制の強化支援</li> <li>○特別支援学校スクールバスの増便対策等</li> <li>○給食調理者への衛生改善設備の購入経費支援</li> <li>○幼活動全国大会の代替 地方大会開催支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「臨時休業中の学習支援のページ」を開設</li> <li>・家庭学習プリント及びプリント教材等の掲載、授業動画の配信</li> <li>○府立学校のICT化の推進</li> <li>・カメラ、マイク等の通信装置や府立支援学校及び府立中学校の端末等を整備</li> <li>○府立学校のタブレットでの学習体制を構築</li> <li>・端末機等を持たない家庭に対する学校所有の端末機、タブレット(通信費込み)の貸し出し</li> <li>○県立学校等における遠隔授業環境の整備</li> <li>・家庭にインターネット環境のない児童生徒に対して端末を貸与、web会議アプリ、学習支援アプリの導入</li> <li>○県立大学の遠隔授業環境の整備</li> <li>・web会議アプリの導入補助</li> <li>○GIGAスクールポータル(ICT技術者等)の配置</li> <li>○障害児童生徒のための点字ディスプレイ、視認入力装置等の整備</li> <li>○総合衛生学院、職業能力開発校における遠隔授業環境の整備</li> <li>○専修学校等における遠隔授業環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化芸術活動の継続支援</li> <li>・無観客ライブ等の配信にかかる経費を補助等</li> </ul>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校(外国人学校含む)におけるマスク等購入の支援</li> <li>○特別支援学校のトイレ改修による衛生環境改善</li> <li>○放課後等デイサービスへの追加経費の支援</li> <li>○補習等支援のための学習指導員の配置</li> <li>○心のケアに対応するSNS悩み相談窓口の強化</li> <li>○ひょうご放課後プラザの推進</li> <li>・放課後児童クラブ、かかろ増し経費支援、利用料減免支援</li> <li>・ファミリーサポートセンター事業への支援</li> <li>○病院内保育所における学童保育の受入支援</li> <li>○特別支援学校体校に伴う、放課後等デイサービス利用支援</li> <li>○学習支援番組「みで・学ぼう!」および「ごっこ子広場」の制作</li> <li>○学校給食休止に伴う食料違約金の支払い</li> <li>○学校再開に伴う少人数授業、補習等支援のための非常勤講師、スクールカウンセラー、業務支援員の配置</li> <li>○私立学校再開に伴う感染防止対策の強化</li> <li>○学校再開における学校再開への人的体制の強化支援</li> <li>○特別支援学校スクールバスの増便対策等</li> <li>○給食調理者への衛生改善設備の購入経費支援</li> <li>○幼活動全国大会の代替 地方大会開催支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県立学校等における遠隔授業環境の整備</li> <li>・家庭にインターネット環境のない児童生徒に対して端末を貸与、web会議アプリ、学習支援アプリの導入</li> <li>○県立大学の遠隔授業環境の整備</li> <li>・web会議アプリの導入補助</li> <li>○GIGAスクールポータル(ICT技術者等)の配置</li> <li>○障害児童生徒のための点字ディスプレイ、視認入力装置等の整備</li> <li>○総合衛生学院、職業能力開発校における遠隔授業環境の整備</li> <li>○専修学校等における遠隔授業環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○芸術・文化施設等の県民利便施設等にサマーグラフィター等を整備(県単独含む)</li> <li>○県立芸術・文化施設等の各種無料講座のオンライン配信</li> <li>○県立美術館・博物館のPR動画や県内アーティストの活動動画を作成・配信、多言語音声ガイド、専用アプリ等の製作</li> <li>○避難所等での物資・衛生資材等の備蓄支援</li> <li>○避難所となる学校等体育館の換気設備導入支援</li> <li>○芸術文化公演の再開に向けた緊急支援</li> <li>○芸術文化の鑑賞・体験機会の創出支援</li> <li>○県民利便施設等の換気設備の強化(※9月拡充)</li> <li>○県立美術館における時間制来館者プログラム導入</li> </ul>
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援学校等の臨時休業に対する経費に対する補助</li> <li>○特別支援学校等の臨時休業による学校の給食の食料費負担等の利用増に伴う追加経費に対する補助</li> <li>○学校の臨時休業による心のケアのため、公立学校の児童生徒に対し、スクールカウンセラーによるストレスケアを実施</li> <li>○在宅運動番組(児童生徒向け)制作・放送</li> <li>・臨時休業中の小中学生等の健康維持のための番組を提供</li> <li>○在宅教養講座番組制作・放送</li> <li>・外出を自粛している県民の健康維持や、本県の魅力を再発見する機会を提供</li> <li>○小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの開所時間の延長に要する経費等に対する補助</li> <li>○放課後児童クラブの利用の自粛等に伴う保護者負担の減による公費負担の増に対する補助</li> <li>○小学6年生及び中学3年生の学年を分割し、感染拡大防止及びびきり細かい指導を行うため、教員を加配</li> <li>○臨時休業期間中の未指導分の補習等のため、学校教育活動を支援する学習指導員の配置</li> <li>○感染症対策のために増加する教員の業務を減らすため、増便対応</li> <li>○特別支援学校スクールバスの感染リスク低減のため、増便対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県立学校等における遠隔授業環境の整備</li> <li>・家庭にインターネット環境のない児童生徒に対して端末を貸与、web会議アプリ、学習支援アプリの導入</li> <li>○県立大学の遠隔授業環境の整備</li> <li>・web会議アプリの導入補助</li> <li>○GIGAスクールポータル(ICT技術者等)の配置</li> <li>○障害児童生徒のための点字ディスプレイ、視認入力装置等の整備</li> <li>○総合衛生学院、職業能力開発校における遠隔授業環境の整備</li> <li>○専修学校等における遠隔授業環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○芸術・文化施設等の県民利便施設等にサマーグラフィター等を整備(県単独含む)</li> <li>○県立芸術・文化施設等の各種無料講座のオンライン配信</li> <li>○県立美術館・博物館のPR動画や県内アーティストの活動動画を作成・配信、多言語音声ガイド、専用アプリ等の製作</li> <li>○避難所等での物資・衛生資材等の備蓄支援</li> <li>○避難所となる学校等体育館の換気設備導入支援</li> <li>○芸術文化公演の再開に向けた緊急支援</li> <li>○芸術文化の鑑賞・体験機会の創出支援</li> <li>○県民利便施設等の換気設備の強化(※9月拡充)</li> <li>○県立美術館における時間制来館者プログラム導入</li> </ul>
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援学校等の臨時休業期間中における学校の給食の食料費負担等の利用増に伴う追加経費に対する補助</li> <li>○学校の臨時休業による心のケアのため、公立学校の児童生徒に対し、スクールカウンセラーによるストレスケアを実施</li> <li>○在宅運動番組(児童生徒向け)制作・放送</li> <li>・臨時休業中の小中学生等の健康維持のための番組を提供</li> <li>○在宅教養講座番組制作・放送</li> <li>・外出を自粛している県民の健康維持や、本県の魅力を再発見する機会を提供</li> <li>○小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの開所時間の延長に要する経費等に対する補助</li> <li>○放課後児童クラブの利用の自粛等に伴う保護者負担の減による公費負担の増に対する補助</li> <li>○小学6年生及び中学3年生の学年を分割し、感染拡大防止及びびきり細かい指導を行うため、教員を加配</li> <li>○臨時休業期間中の未指導分の補習等のため、学校教育活動を支援する学習指導員の配置</li> <li>○感染症対策のために増加する教員の業務を減らすため、増便対応</li> <li>○特別支援学校スクールバスの感染リスク低減のため、増便対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県立学校等における遠隔授業環境の整備</li> <li>・家庭にインターネット環境のない児童生徒に対して端末を貸与、web会議アプリ、学習支援アプリの導入</li> <li>○県立大学の遠隔授業環境の整備</li> <li>・web会議アプリの導入補助</li> <li>○GIGAスクールポータル(ICT技術者等)の配置</li> <li>○障害児童生徒のための点字ディスプレイ、視認入力装置等の整備</li> <li>○総合衛生学院、職業能力開発校における遠隔授業環境の整備</li> <li>○専修学校等における遠隔授業環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県立文化施設において消毒液の整備、受付でのアルコール板設置、空気清浄機及び非接触型体温計等を整備</li> <li>○入館時における新型コロナウイルス感染症対策の徹底(マスク着用、手指消毒、三密の回避等)</li> <li>○県立図書館主催イベントとして、館長講演会のオンライン配信</li> <li>○県立文化施設のHP等において、万葉歌留学などの家で遊べるコンテンツの配信</li> <li>○奈良県立ジュニアオーケストラのテレワーク演奏動画、過去の演奏会の映像等を、動画配信サイト(YouTube)にて公開</li> <li>○新型コロナウイルス感染症の影響により中止された全国大会の代替として開催される奈良県大会を支援</li> <li>※オンラインを活用した芸術文化活動の取組に対し補助</li> </ul>
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公立・私立幼稚園におけるマスクや消毒液等の購入経費を支援</li> <li>○県立学校への保健衛生用品(マスクや消毒液等)の配付及び購入支援</li> <li>○県立学校臨時休業期間中の学校給食食料費負担</li> <li>○子供 SOS がイタル(24時間対応) 教育相談電話、LINE を活用した教育相談による心のケアへの対応</li> <li>○活用した教育相談員、訪問支援員や(県) 教育相談員、不登校支援員、訪問支援員や(県) 教育相談員による心のケアへの対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公立・私立幼稚園におけるマスクや消毒液等の購入経費を支援</li> <li>○県立学校への保健衛生用品(マスクや消毒液等)の配付及び購入支援</li> <li>○県立学校臨時休業期間中の学校給食食料費負担</li> <li>○子供 SOS がイタル(24時間対応) 教育相談電話、LINE を活用した教育相談による心のケアへの対応</li> <li>○OS、SSW、不登校支援員、訪問支援員や(県) 教育相談員による心のケアへの対応</li> <li>○県立学校において家庭学習の充実に向けたオンライン学習支援サービスの導入</li> <li>○各学校のWebページにカード付き副読本などを設置し、家庭への連絡等で活用</li> <li>○GIGA スクール構想による県立中学校・特別支援学校(義務教育課程)の児童生徒のPC端末の整備(12月未完了予定)</li> <li>○高等学校生徒1人1台PC端末の整備(9月1日完了)</li> <li>※県立高等学校・特別支援学校の教員及び生徒の「Microsoft 365 for Education」ソフトの作成</li> <li>※県立中学校の全教員・生徒に「lg suite for Education」のソフト発行</li> <li>※県立中学校の全教員に「lg suite for Education」の研修を実施</li> <li>○各県立学校にWebカメラ、マイク等、配信用周辺機器の整備</li> <li>○臨時休業中にオンライン学習ができるよう、インターネット環境未整備の家庭に貸与する機器を準備(通信料は県負担)</li> <li>※県立高等学校・特別支援学校でのオンラインによる同時双方向型授業実施のための体制づくり</li> <li>※臨時休業時のオンライン学習の技術的支援を行う「ポーター」の派遣</li> <li>○授業動画の配信やリモート学習指導の開始</li> <li>○特別支援学校の児童生徒のための入出力支援装置(点字ディスプレイ)の導入</li> <li>○低所得者を対象に家庭におけるオンライン学習を支援するための通信費支給</li> <li>○県立図書館における消毒液の整備、受付でのアルコール板設置及び体温計の購入</li> <li>○県立博物館施設における消毒液の整備、受付でのアルコール板設置及び体温計の購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県立図書館における消毒液の整備、受付でのアルコール板設置及び体温計の購入</li> <li>○県立博物館施設における消毒液の整備、受付でのアルコール板設置及び体温計の購入</li> </ul>





団体	(1) 臨時休業・学校再開対策	(2) 遠隔教育等の推進	(3) 芸術・文化等
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○私立幼稚園におけるマスク等保健衛生用品の購入等</li> <li>○県立中学校へのマスクや消毒液の配布及び購入支援</li> <li>○特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等「休みの利用者負担増加分」を削減する支援</li> <li>○公立学校の学校給食食材納入業者に対する支援</li> <li>・食材の有効活用を促進する経費への補助</li> <li>・学校給食用牛乳、米飯、牛乳、デザート類の供給体制を維持する経費への補助</li> <li>○電話・メール・SNS(LINE)等において、児童生徒や保護者、教職員、関係機関からの相談に常時対応できる体制の強化</li> <li>○県立学校における緊急連絡環境整備</li> <li>・生徒の安全確認、日々の体調確認</li> <li>○公立幼稚園におけるマスク等保健衛生用品の購入等</li> <li>○放課後児童クラブに追加で生じる費用に対する補助</li> <li>○放課後児童クラブを臨時休業させた場合に市町村が保護者へ返却する日割利用料に対する補助</li> <li>○県立特別支援学校において、効果的な箇所の既存水栓を自立水栓に改修</li> <li>○特別支援学校において、幼児児童生徒の障がい特性に応じた感染対策や過密対策など、「新しい生活様式」を実践するための機器（アルコール消毒液）等を購入</li> <li>○私立学校再開に伴う学校における感染症対策の強化に係る支援</li> <li>○私立学校再開に伴う学校における追加的人員配置に係る支援</li> <li>○児童生徒の体力・競技力向上のためインストラクターを派遣</li> <li>○県立学校生のための臨時通学バスの運行</li> <li>※県立学校において「新しい生活様式」に対応した空調整備</li> <li>・普通教室に空調式空調（スポットクーラー）を整備</li> <li>・空調モデル創出事業（体育館、特別教室）</li> <li>※臨時休業期間中の未指導分の補習等のため、学校教育活動への支援とする学習指導員を配置</li> <li>※感染症対策のために教員の負担増となる業務をサポートするため、スクールサポートスタッフを追加配置（準備中）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○臨時休業中における児童生徒の家庭学習をサポートするための動画の作成・配信、ケーブルテレビ放送</li> <li>○手作りマスクの動画の作成・配信</li> <li>○HPからダウンロードできる独自教材プリントの活用</li> <li>○ウェブ会議システムの無料アカウントを取得し、各県立学校に必要なアカウントを配布</li> <li>○無料の教育ソフトサービスに各県立学校用アカウントを作成し配布</li> <li>○県立学校及び市町村立小中学校を対象としたアンケートを活用した児童生徒の学習支援するツール事業を実施</li> <li>○県立学校の教員がワークでできる環境構築</li> <li>○障害児童生徒のための点字ディスプレイ、視線入力装置等の整備</li> <li>○各学校創意工夫による学習支援のための「学校裁量枠」の創設</li> <li>○障がいのある児童生徒の家庭や福祉施設におけるオンライン学習支援の充実を図るため、「自律型学習教材」や「読み教材」をeラーニングコンテンツとしてデジタル化</li> <li>○徳島県GIGAスクール構想として、公立の小学校・中学校・高等学校、及び特別支援学校の児童生徒に1人1台端末を配布し、各学校の心のケアとして「ここからのサポート動画」を作成・配信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県立文化施設等において、マスク・消毒液、除菌剤、消毒機等の衛生用品を整備</li> <li>○タブレット等を活用した県外のプロ演奏家から県内アマチュア演奏者へのオンライン演奏指導の実施</li> <li>○「あわ文化」に係るVR動画等デジタルコンテンツの作成し、情報発信</li> <li>○県立学校の文化部活動をオンライン指導により実施</li> <li>○部活動全国大会の代替地方大会開催支援</li> <li>※Web環境を活用した障がい者スポーツ・芸術文化支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・パラスポーツ実施支援動画の作成</li> <li>・オンラインでの芸術教室の実施</li> </ul> </li> </ul>
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校内消毒作業等を行う会計年度任用職員の配置</li> <li>○感染リスクの軽減のため、特別支援学校スクリーンバスを増設</li> <li>○県立図書館等に書籍消毒器を整備</li> <li>○放課後児童クラブに追加で生じる費用について支援</li> <li>○利用料の減免を行った場合に生じる費用について支援</li> <li>○休業期間中を活用した読書感想文コンクール等の開催</li> <li>○放課後等「休みの」で追加的に生じたサービスに係る県負担金の増額、利用者負担の免除を行う市町村に補助</li> <li>○医療的ケア児等の送迎のため、放課後等「休みの」事業所等が福祉センターを利用する場合にクーポンの配布を行う事業に補助</li> <li>○子どもの居場所の立ち上げ経費及び運営費を支援</li> <li>○特別支援学校が臨時休業を実施した場合に保護者の仕事を代行する事業に補助</li> <li>○子ども世話をするために事業の休業を余儀なくされた県内個人事業主を支援（4,100円/人/日）</li> <li>○私立中学校・高等学校が行う感染症予防対策及び家庭学習に必要な教材の購入等、学習保障の取組への経費支援</li> <li>○私立専修学校が行う感染症予防対策及び学習保障の取組への経費支援</li> <li>○私立中学校・高等学校が行う学校寮及び部活動における感染防止対策への経費支援</li> <li>※カーシェア、各種学校等が行う感染症予防対策の取組への経費支援</li> <li>※新型コロナウイルスの影響により、公立中学校・高等学校が修学旅行等を県内宿泊又は県内や近県日帰りに変更して実施する場合の経費支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校休業中にインターネットを活用した学習ができる環境を整備するため、Wi-Fi機器の貸与や回線の増強を実施</li> <li>○遠隔教育等で使用するeラーニング教材のアカウント取得・活用に係る市町村への補助</li> <li>○GIGAスクール構想により児童生徒の1人1台端末の運用開始に伴い、当該端末を授業等で円滑に使用できるようにするため、高速通信ネットワークへの接続を行うための環境を整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県内で行う無観客公演や、県外の芸術家と連携した新たな形態での文化芸術活動を支援</li> <li>○新型コロナウイルスの影響で中止となった高等学校の各種スポーツ・文化大会の代替大会の開催を支援</li> </ul>
京都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公立学校園におけるマスク・消毒液等の確保</li> <li>○学校の臨時休業に伴う児童クラブ等の対応に係る支援</li> <li>○LINEによる相談窓口の開設</li> <li>○ことしも相談24時間ホットラインを活用した心のケアへの対応</li> <li>○希望制による「学習相談・面談」の実施</li> <li>○小中学校で課題の提出や質問を投函できる「学校(学級)サポート」の設置</li> <li>○学校再開に伴う学習保障等のための人的体制整備</li> <li>○公立学校園の感染症予防対策をはじめとする学習環境整備</li> <li>○大学における学生支援強化特別支援事業</li> <li>○子ども食堂等との連携による子ども見守り強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○京都放送、京都新聞と連携した「京都・学びプロジェクト」(動画配信等)</li> <li>○GIGAスクール構想の実現に向けた通信ネットワークの増強</li> <li>○ホームページを活用した家庭学習課題等の発信</li> <li>○運動遊びや読み聞かせ等に活用できるDVDの作成</li> <li>○家庭学習支援及びオンライン教職員研修実施のための環境整備（7月市会提案）</li> <li>○市立芸術大学における感染症拡大防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○京都市文化芸術活動緊急奨励金の創設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発表・制作等の機会を失っている文化芸術関係者の活動を支援するため、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意しつつ、現下の状況において安全かつ適切に実施できる文化芸術活動(企画・制作・実施・出演等)募集し、審査のうえ奨励金(上限30万円)を交付</li> <li>・京都の芸術家等の活動状況に関するアンケートを実施</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、京都市に居住又は活動拠点を持つ文化芸術に関わる方々が置かれている状況を調査するとともに、活動の再開や持続に向けてのニーズを明らかにするために実施</li> </ul> </li> <li>○京都市文化芸術総合支援パッケージ <ul style="list-style-type: none"> <li>・表現方法や鑑賞スタイルの変革が求められていない文化芸術関係者に対し、各種支援事業等の相談窓口を開設するほか、ふるさと納税の相談窓口を開設する</li> <li>・型別アウトプット「インゲ」を活用した文化芸術活動の再開支援まで、切れ目のない支援を実施</li> </ul> </li> </ul>
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和2年度の学校給食費の無償化</li> <li>○SNSを活用した児童生徒相談拡充</li> <li>※「学びの保障」実施に向けた体制整備として、非常勤講師、学力向上支援ホーダー、スクリーンバスを追加配置</li> <li>※感染拡大防止のため修学旅行等がキャンセルとなった場合、保護者の経済的負担軽減のため公費による補償を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○動画配信サイト(YouTube)を活用した学習動画の配信</li> <li>○テレビ大阪と連携し、学習動画をYouTubeチャンネルで放映</li> <li>○NPO法人の学習動画サイトを活用</li> <li>○全児童生徒に学習用端末未機を前倒し整備</li> <li>○就学援助世帯でWi-Fi環境が整っていない家庭に、モバイルルーターを貸与し、通信使用料を負担</li> <li>○オンライン学習の円滑実施のため、Webカメラ、マイクなどの通信装置を整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○堺市文化芸術応援企画（フェスティバルでスタート）</li> <li>・文化芸術の分野で練習・発表の場が失われた市内の学生等への文化芸術活動のスタートの場として、昨年度クラウドファンディングを活用し、フェスティバルを提供（学生：施設使用料半額）</li> <li>【参考】市内文化団体は施設使用料半額）</li> <li>○大阪府高等学校軟式野球大会及び大阪府高等学校野球大会（硬式）の開催を支援。</li> </ul>
堺市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公立幼稚園における感染防止に必要な保健衛生用品の購入等</li> <li>○公立学校園の臨時休業期間中における学校給食費(食料費等)を負担</li> <li>○児童生徒等及び保護者の方々の心のケアとして、高等学校、中学校、一部の小学校にスクリーンバスを配置</li> <li>○夏季休業期間等における放課後の実施(学習状況の確認やのケア等)</li> <li>○学校再開に伴う公立学校園における感染防止に必要な保健衛生用品の購入等</li> <li>○感染防止対策の一環として、学校トイレ清掃を委託</li> <li>○保護者の経済的負担を軽減するため、8月から10月までの学校給食費を無償化</li> <li>○学習指導員等を追加配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市立図書館にて、自宅学習に向けた小中学生対象の学習本を電子書籍で貸出</li> <li>○教育委員会のHP上において、文部科学省の学習支援コンテンツホーダー等に掲載し、家庭学習を支援</li> <li>○各小中学校の冊から教科書に準拠した授業動画を配信し、児童生徒の家庭学習を支援</li> <li>○J-COMと連携し、授業動画をケーブルテレビで放映</li> <li>○市立小中学校等に通りすべての児童(約64,000人)のカーナビを年内に整備</li> <li>○家庭学習が可能となるようモバイルWi-Fiルーターを各家庭に貸与</li> <li>○学校におけるICT環境整備を進めるため、「GIGAスクールサポーター」を学校に新たに配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こうべ文化芸術・スポーツ活動応援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アーティストやアーティスト等の新たな取り組みに係る経費を補助（上限10万円/人、上限75万円/施設）</li> <li>・芸術文化公演等を実施する場合の施設利用料を補助（上限50万円/日・施設、補助率1/2、県市協調）</li> <li>・神山山田自転車道でのシェアサイクル事業の実施</li> <li>・神戸マラソン延期に伴うランニングイベント事業の実施</li> </ul> </li> </ul>
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○休校中の家庭学習環境の確保</li> <li>・ICT環境が整っていない家庭へのオンラインWi-Fiルーターを無償貸与</li> <li>○臨時休業期間における子育て家庭の負担軽減</li> <li>・放課後等「休みの」サービス、放課後児童クラブの時間延長にかかる運営費補助及び利用料軽減</li> <li>○学校給食休止に伴う食材事業者等への補償</li> <li>○子どもたちの学習を支えるため、全小中学校に学習指導員とスクリーンバスを追加配置</li> <li>○経済的に配慮を要する就学援助世帯への支援</li> <li>・食品送付による昼食支援</li> <li>・ICTを活用した学習支援</li> <li>○新型コロナウイルス感染症の影響により学生支援に取り組む市内大生等へのふるさと納税を活用して助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(株)サテライトジョンとの連携による「テレビ授業」の実施</li> <li>○GIGAスクールの加速に対応するため全小中学校等の児童生徒にノートパソコン等を1人1台整備</li> <li>○経済的に配慮を要する就学援助世帯へのICTを活用した学習支援（再掲）</li> <li>※withコロナ時代における野外活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイキング道・市民公園等の整備</li> <li>・子どもたちの野外活動を支援するため、自然の家等の通信環境を再整備</li> <li>・プロスポーツを直接見る機会が制限されている子どもたちに対し、トランプスポーツチーム所属選手がレッスン動画を配信</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こうべ文化芸術・スポーツ活動応援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アーティストやアーティスト等の新たな取り組みに係る経費を補助（上限10万円/人、上限75万円/施設）</li> <li>・芸術文化公演等を実施する場合の施設利用料を補助（上限50万円/日・施設、補助率1/2、県市協調）</li> <li>・神山山田自転車道でのシェアサイクル事業の実施</li> <li>・神戸マラソン延期に伴うランニングイベント事業の実施</li> </ul> </li> </ul>



### 3 社会・福祉対策

※今回追加

団体	(1) 社会福祉施設等における感染拡大防止対策	(2) 障害福祉分野の ICT・テレワークの導入	(3) 生活に困っている世帯・個人への支援
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マスク等の衛生用品を一括購入し社会福祉施設へ配布</li> <li>○社会福祉施設等のマスク等の衛生用品の購入・消毒等にかかる費用を補助</li> <li>○多床室の個室化改修経費を補助</li> <li>○通所系の社会福祉施設等による自宅訪問など代替サービスの提供に伴うかかると増し経費を補助</li> <li>○地域活動支援センター等における支援員の増員や消毒液の購入等の経費を補助</li> <li>○介護福祉士養成施設等の衛生用品購入にかかる経費を補助</li> <li>○介護事業所の介護ロボット導入および ICT 化に対する支援の拡充</li> <li>○介護サービス事業所等における感染症対策および利用再開に対する慰労金を支給</li> <li>○緊急時の応援にかかるコーディネート機能の確保経費を支援</li> <li>○障害原者へ訪問入浴サービスの提供を支援</li> <li>○障害福祉サービス等の再開に向けた支援</li> <li>○就労継続支援事業所の生産活動の再起に向けて必要となる費用を支援</li> <li>○新型コロナウイルス感染症患者の療養等に従事する職員に特殊勤務手当を支給する児童養護施設に対し補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スマートフォン等を使用した遠隔手話サービスを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活福祉資金の貸付原資の積増し</li> <li>○収入が激減し、低所得者となった世帯の生徒への高校生等奨学給付金の給付、県立高等学校等授業料の減免</li> <li>○在宅確保給付金の支給</li> <li>○県営住宅での一時的な受け入れ</li> <li>○県税の納税等の猶予</li> <li>○家族の入院等により在宅での生活が困難になったことでも家族と同じ医療機関へ一時保護委託、または滋賀県青年会館での一時保護を行う</li> <li>○障害児者の家族が感染する等、従来の障害福祉サービスで障害児者の生活が維持できなくなったりした場合に、必要な支援者や一時的な生活の確保等の支援を行う</li> <li>○家族の入院等により在宅生活が困難となった要介護高齢者に対して、必要な介護サービスを提供する。</li> <li>○自殺防止に関する相談体制等の強化</li> <li>○子ども食堂の感染拡大防止を支援し、活動団体に物資が迅速に届くようにするための新しい生活様式を策定</li> <li>○児童扶養手当の受給世帯等へ、臨時特別給付金を給付</li> <li>○ひとり親家庭や児童養護施設退所者等からの相談に対応するため、SNSを活用した相談窓口を設置</li> <li>○生活困窮に陥っているひとり親家庭等を支援する県社協の事業へ補助</li> <li>○子ども家庭相談センターの電話・SNSでの相談体制充実</li> <li>○家計急変世帯の県立大学大学院生に対する授業料減免</li> </ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多床室の個室改修、換気装置等の設置、消毒液等の購入補助(介護施設、障害者支援施設、児童養護施設)</li> <li>○通所サービス(介護・障害)等に対する支援</li> <li>○代替サービスの提供やサービスの形態の確保</li> <li>○社会福祉施設等の感染拡大防止対策支援</li> <li>・感染症対策に使用した簡易居室の整備支援</li> <li>・感染発症時に使用した簡易居室の整備予防対策支援</li> <li>○介護福祉士養成施設等における感染症対策を支援</li> <li>○障害児者へ訪問入浴サービスを提供する際の感染症対策に係る経費を支援</li> <li>○介護施設等における簡易更衣装置・換気設備の補助</li> <li>○介護施設等における簡易更衣装置・換気設備の設置に係る経費の補助</li> <li>※社会福祉施設等における感染症対策支援(9月補正予算計上)</li> <li>※児童養護施設等への配布</li> <li>○社会福祉施設等への衛生用品等の配布</li> <li>○感染が疑われる児童を分離するために居室化等の対策を行う児童養護施設等に補助等</li> <li>○ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業、子ども用マスクの配布等を行う市町村へ補助</li> <li>○SNS(LINE)を活用した相談体制の整備、知事記者会見における手話通訳の導入</li> <li>○緊急事態宣言期間中の高齢者、障がい者等の見守り支援</li> <li>○地域福祉協議会等を活用した衛生用品等の一括購入及び介護施設等への配布</li> <li>○介護施設等の多床室の個室化に要する改修経費の補助</li> <li>○介護施設等における簡易更衣装置・換気設備の設置に係る経費の補助</li> <li>※社会福祉施設等志援職員の派遣旅費等の補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○Web 環境を活用した障害者サポート・文化芸術・ネット運動会や「京都」とっておきの芸術祭」の Web 開催を実施</li> <li>○障害者雇用サポート強化事業</li> <li>・障害者就業・生活支援センターの支援体制の充実</li> <li>※障害福祉事業所における ICT 導入等支援(9月補正予算計上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活福祉資金の貸付原資の積増し</li> <li>○生活福祉資金の貸付原資の積増し</li> <li>○家計急変世帯に対する高校生奨学給付金の支給</li> <li>○家計急変世帯の県立大学大学院生に対する授業料免除</li> <li>○家計急変世帯の専門学生に対する授業料減免等</li> <li>○府税の納税等の猶予</li> <li>○自殺防止に関する相談体制等の強化</li> <li>○低所得者のひとり親世帯への臨時特別給付金支給</li> <li>○ひとり親家庭等に対する学習支援</li> <li>・対象児童に対し図書カードを配布</li> <li>○児童虐待防止強化対策の検討</li> </ul>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マスク等の購入等や個室化改修経費の補助</li> <li>○訪問サービス等の簡易更衣装置等の整備費補助</li> <li>○社会福祉施設等への多床室の個室化改修等の補助</li> <li>○介護施設に対する介護ロボット等導入支援の拡充</li> <li>○在宅障害者等に対する安否確認等の経費支援</li> <li>○地域福祉支援従事者養成研修等の映像化、分割開催経費の支援</li> <li>○障がい者相談センター等の障害者受入体制の強化</li> <li>○就労系障害福祉サービス等の機能強化</li> <li>・生活支援員の追加(配達料無料化等)</li> <li>○商品の販売強化(配送料無料化等)</li> <li>○複合災害に備えた避難所の体制強化</li> <li>○訪問入浴サービスの日常生活支援サービスの提供体制の強化</li> <li>○社会福祉施設に対する感染症対策、サービス再開、職員慰労金支給等の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就労移行支援事業所等におけるテレワーク導入支援</li> <li>○介護事業所に対する介護ロボット機器購入補助の拡充</li> <li>○介護事業所に対する ICT 導入支援の拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住居確保給付金の支給</li> <li>○外出自粛の長期化による児童虐待の増加や DV 被害者等への相談支援体制の強化</li> <li>○保護者が児童や幼児に感染し、保護者又は代替者による養育ができていない児童を府がサポート施設において、一時保護を実施</li> <li>○新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、府営住宅を提供する住宅を余儀なくされる方に対し、府営住宅を提供</li> <li>○府営住宅入居者の家賃の減免等</li> <li>○生活福祉資金の貸付原資の積増し</li> <li>○外出自粛の長期化による DV 被害者等への貸借上げによる緊急避難支援</li> <li>○国民健康保険料(税)の減免措置、傷病手当金の支給</li> <li>○住居確保給付金の拡充</li> <li>○収入激減、世帯の生徒に対する高校生奨学給付金の給付、公立高等学校等授業料の減免、私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助の実施</li> <li>○家計が急変した県立大学の学生への授業料等減免</li> <li>○経済問題や職種における心労の増加による家庭等の強化</li> <li>○感染拡大防止に配慮した児童虐待・DV・ひとり親家庭等の相談支援体制強化(リポート相談用のタブレット端末購入)</li> <li>○緊急生活福祉資金貸付原資補助事業の拡充(※9月拡充)</li> <li>○新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発の強化</li> <li>○生活困窮者等の住まい確保支援、自立相談支援の強化</li> <li>○ひとり親世帯臨時特別給付金の支給</li> <li>○児童の安全確保のためのことどもも家庭センターの体制強化</li> <li>○子ども食堂の感染拡大防止支援</li> <li>※家計が急変した家庭の生徒に授業料の減免を行う専修学校に補助</li> </ul>
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マスク等の購入等や個室化改修経費の補助</li> <li>○訪問サービス等の簡易更衣装置等の整備費補助</li> <li>○社会福祉施設等への多床室の個室化改修等の補助</li> <li>○介護施設に対する介護ロボット等導入支援の拡充</li> <li>○在宅障害者等に対する安否確認等の経費支援</li> <li>○地域福祉支援従事者養成研修等の映像化、分割開催経費の支援</li> <li>○障がい者相談センター等の障害者受入体制の強化</li> <li>○就労系障害福祉サービス等の機能強化</li> <li>・生活支援員の追加(配達料無料化等)</li> <li>○商品の販売強化(配送料無料化等)</li> <li>○複合災害に備えた避難所の体制強化</li> <li>○訪問入浴サービスの日常生活支援サービスの提供体制の強化</li> <li>○社会福祉施設に対する感染症対策、サービス再開、職員慰労金支給等の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害福祉サービス事業所におけるタブレット端末、見守りロボット等導入の支援</li> <li>○障害福祉サービス事業所等導入の支援</li> <li>・タブレット端末、専用 VR 機器の導入補助</li> <li>○聴覚障害者の遠隔手話サービス実施のためのシステム整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住居確保給付金の支給</li> <li>○外出自粛の長期化による児童虐待の増加や DV 被害者等への相談支援体制の強化</li> <li>○保護者が児童や幼児に感染し、保護者又は代替者による養育ができていない児童を府がサポート施設において、一時保護を実施</li> <li>○新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、府営住宅を提供する住宅を余儀なくされる方に対し、府営住宅を提供</li> <li>○府営住宅入居者の家賃の減免等</li> <li>○生活福祉資金の貸付原資の積増し</li> <li>○外出自粛の長期化による DV 被害者等への貸借上げによる緊急避難支援</li> <li>○国民健康保険料(税)の減免措置、傷病手当金の支給</li> <li>○住居確保給付金の拡充</li> <li>○収入激減、世帯の生徒に対する高校生奨学給付金の給付、公立高等学校等授業料の減免、私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助の実施</li> <li>○家計が急変した県立大学の学生への授業料等減免</li> <li>○経済問題や職種における心労の増加による家庭等の強化</li> <li>○感染拡大防止に配慮した児童虐待・DV・ひとり親家庭等の相談支援体制強化(リポート相談用のタブレット端末購入)</li> <li>○緊急生活福祉資金貸付原資補助事業の拡充(※9月拡充)</li> <li>○新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発の強化</li> <li>○生活困窮者等の住まい確保支援、自立相談支援の強化</li> <li>○ひとり親世帯臨時特別給付金の支給</li> <li>○児童の安全確保のためのことどもも家庭センターの体制強化</li> <li>○子ども食堂の感染拡大防止支援</li> <li>※家計が急変した家庭の生徒に授業料の減免を行う専修学校に補助</li> </ul>
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者福祉施設、障害者福祉施設、看護施設の多床室等の個室化改修に対し補助</li> <li>○認可外保育施設、児童養護施設等のマスクや消毒液等購入経費に対し補助</li> <li>○児童養護施設等の多床室の個室化改修に対し補助</li> <li>○介護福祉士養成施設等の在宅医療的ケア等の家庭・障害者支援施設等へ高年齢者福祉施設等のマスク、消毒液の配付</li> <li>○知事記者会見における手話通訳の導入</li> <li>○相談支援従事者研修、サービス管理責任者等研修及びたんの吸引等研修の講義を映像化し、受講者に配信</li> <li>○子育てを支援する市町村のファミリー・サポート・センター事業の登録会員に対し、感染拡大防止のための研修を実施</li> <li>○保育所・幼稚園・児童養護施設等がマスクや消毒液等の費用等に対し補助</li> <li>○医療機関及び福祉施設における感染拡大防止のための相談窓口の開設</li> <li>・臨床心理士、精神保健福祉士等による電話相談等</li> <li>○新型コロナウイルス感染症患者の療養等に従事する職員に特殊勤務手当を支給する福祉施設に対し補助</li> <li>○保育所や児童養護施設等の職員へのメンタルケアや感染拡大防止対策の相談・支援体制を整備</li> <li>○高齢者福祉施設、障害者支援施設等における簡易更衣装置や換気設備の整備に対する補助</li> <li>○福祉施設における感染症対策のための物品の購入や多機能型簡易居室設置等に対する補助</li> <li>○福祉施設における感染症患者の発生等に備え、県において、マスクや消毒液等を備蓄</li> <li>○居室系の介護サービスや障害福祉サービス等利用再開を支援</li> <li>○福祉施設における感染症対策等が利用再開を妨げないよう、県民、社会福祉施設、企業等へ啓発(奈良県版の注意事例集)・啓発カードの作成等</li> <li>※社会福祉施設等におけるマスクの発生を防止するための</li> <li>※感染拡大やマスクの発生を防止するための注意事項について、県民、社会福祉施設、企業等へ啓発(奈良県版の注意事例集)・啓発カードの作成等</li> <li>※社会福祉施設等におけるマスクの発生を防止するための</li> <li>※特別養護老人ホーム併設フォート利用多床室の個室化改修に対し補助</li> <li>○高齢者施設や障害者支援施設、児童養護施設等へのマスクの配布</li> <li>○高齢者施設、事業者、障害児入所施設等へのマスクの配布</li> <li>○障害者就労支援施設で作成した布マスクを県が購入し、障害児入所施設に配布</li> <li>○地元企業から寄贈を受けたマスクを県が購入し、通常の利用に活用</li> <li>○必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスでは想定されなかった費用を増し経費等を支援</li> <li>○多床室の個室化に要する費用を支援</li> <li>○介護福祉施設等への感染症対策の整備</li> <li>○各施設・事業所における感染対策支援</li> <li>○在宅障害福祉サービス事業所による利用者への再開支援の助成</li> <li>○高齢者施設や障害者支援施設、児童養護施設等に非常時に緊急に供給するための衛生用品を県で備蓄</li> <li>○企業から寄贈を受けた非接触型赤外線体温計について、県が購入した分と併せて児童福祉施設等に配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就労系事業所のテレワーク導入に要する経費に対し補助</li> <li>○聴覚障害者に対する遠隔手話サービスの実施</li> <li>○障害福祉サービス事業所等におけるテレワーク導入の支援</li> <li>・導入や、感染拡大防止・生産性向上のための ICT 導入等に要する経費に対し補助</li> <li>※商品の生産技術や新商品・新サービスの開発、販売促進等に取り組み、就労系障害福祉事業所に専門家を派遣、県の共同受注窓口にてサポートを活用した発注システムを構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活福祉資金の貸付原資の積増し</li> <li>○生活困窮者住居確保給付金の拡充</li> <li>○生活困窮世帯の子どもの学習支援教室へのマスク、消毒液の配付</li> <li>○収入激減、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付</li> <li>○離職者等への県営住宅の一時的な提供(6月補正予算により提供戸数を追加)</li> <li>○地域で子育てを支えることどもも食堂が、家庭を訪問して弁当や漬物等の子ども食や負担感を軽減するための支援</li> <li>○外出自粛時の子育てへの不安や負担感を軽減するための支援</li> <li>○ひとり親家庭や情報発信を強化する市町村の取組を支援</li> <li>○訪問入浴サービスの利用促進に取り組み市町村へ補助</li> <li>○在宅生活からの職場復帰や離職した障害者等の再就職のため、障害者就業・生活支援センターにおいて、ワーク・バイ・ワーク等の就業・生活支援センターを整備</li> <li>○失業や休業等を原因とする自殺を未然に防止するための支援を実施</li> <li>○家計が急変した世帯の児童生徒・学生に対する授業料減免を行う私立学校・公立大学等に対し補助</li> <li>○児童扶養手当の受給世帯等へ、臨時特別給付金を給付</li> <li>○離職や休業等に伴う収入減少等による生活困窮者に対する家賃相当の給付金、入居支援や入居後の居住支援を実施</li> <li>○生活困窮者等へのワーク・バイ・ワークによる相談体制等を整備</li> <li>○消費者相談に迅速に対応するため、消費生活センターの窓口による相談体制等を整備</li> <li>○生活困窮者への効果的な方策を検討するため、実態調査を実施</li> <li>※在宅生活における感染症対策を強化するための支援を実施</li> <li>○子ども食堂における感染症対策の強化</li> <li>○新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した私立専門学校の生徒の修学を支援</li> <li>※就職水戸河時代就職促進のためのセミナーを開催</li> <li>○生活福祉資金(緊急小口資金等)の貸付原資を増額</li> <li>○住居確保給付金の支給</li> <li>○県税の納税等の猶予</li> <li>○新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により、住宅の退去を余儀なくされる方に対する県内公営住宅の提供</li> <li>○家計急変世帯へ県立高等学校等の授業料の減免</li> <li>○家計急変世帯に対する高校生等奨学給付金の支給</li> <li>○自殺防止のための相談の実施</li> <li>○低所得のひとり親世帯に臨時特別給付金を支給(国制度)</li> <li>○新型コロナウイルス感染症対応従事者へ慰労金の支給(国制度)</li> <li>○児童養護施設等に勤務し、利用者と接する職員への慰労金の支給(県単独制度)</li> </ul>
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害福祉分野生産性向上推進</li> <li>・障害者支援施設におけるロボット等(見守りセンサー等)の導入支援</li> <li>・就労系障害福祉サービス事業所におけるテレワークを活用した遠隔指導の実施を支援</li> <li>○タブレット端末を活用した遠隔手話サービス等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害福祉分野生産性向上推進</li> <li>・障害者支援施設におけるロボット等(見守りセンサー等)の導入支援</li> <li>・就労系障害福祉サービス事業所におけるテレワークを活用した遠隔指導の実施を支援</li> <li>○タブレット端末を活用した遠隔手話サービス等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活福祉資金(緊急小口資金等)の貸付原資を増額</li> <li>○住居確保給付金の支給</li> <li>○県税の納税等の猶予</li> <li>○新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により、住宅の退去を余儀なくされる方に対する県内公営住宅の提供</li> <li>○家計急変世帯へ県立高等学校等の授業料の減免</li> <li>○家計急変世帯に対する高校生等奨学給付金の支給</li> <li>○自殺防止のための相談の実施</li> <li>○低所得のひとり親世帯に臨時特別給付金を支給(国制度)</li> <li>○新型コロナウイルス感染症対応従事者へ慰労金の支給(国制度)</li> <li>○児童養護施設等に勤務し、利用者と接する職員への慰労金の支給(県単独制度)</li> </ul>



団体	<p>(1) 社会福祉施設等における感染拡大防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉施設等におけるマスク、エタノールの購入支援や、県備蓄マスク、手指消毒用エタノールの配布</li> <li>○高齢者、障がい者に配慮した感染症予防、新しい生活様式に関する啓発(TVCM、新聞・HP掲載、県民交流「アソビ」での放映)</li> <li>○在宅生活を強いられている障がい者等の安心確保、相談受付や情報提供等に係る支援</li> <li>○障がい福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援</li> <li>○通所サービス事業所に対する代替サービスの提供や他事業所との連携に要する経費支援</li> <li>○LINEを活用した「徳島県・新型コロナウイルス対策ポイント」を開発</li> <li>○「生活不活発」予防についての情報発信</li> <li>○ポスター、パンフレット、チラシ、啓発、You Tube 等を活用した運動方法・口腔・栄養・社会とのつながり紹介</li> <li>○児童養護施設等における衛生用品の整備や補助</li> <li>○除菌脱臭機等の個室化等改修経費を支援</li> <li>○児童養護施設等のインターネット等環境整備を支援</li> <li>○児童養護施設等における業務負担軽減、補助者の雇用による体制強化を支援</li> <li>○児童養護施設等への看護師派遣等による感染予防対策の助言指導</li> <li>○児童養護施設等に対する ICT 及び介護ロボット等導入支援</li> <li>○介護施設等に対する個室化、陰圧・換気設備等の整備に要する経費支援</li> <li>○社会福祉施設に要する感染症対策、サービス再開、職員慰労金支給等の支援</li> <li>○施設長会議を開催し、感染予防対策の再徹底を依頼</li> <li>○専門家の意見を踏まえた感染拡大防止ポイントの配付及び自己点検の依頼</li> </ul> <p>○幼稚園、保育施設、児童養護施設、児童相談所一時保護所等に必要保健衛生用品を整備</p> <p>○県民のマスク購入機会を確保するための仕組みを県内流通事業者や小売り事業者と連携して構築</p> <p>○障がい者支援施設等の居室個室化への改修経費支援</p> <p>○介護ロボット等の導入、ICT化支援</p> <p>○通所サービス事業所(障がい福祉分野)の代替サービスの提供や利用者を受け入れた連携先事業所等のかかりまじり経費を支援</p> <p>○相談支援専門員等が在宅生活となった障がい者等の安心確保を行う費用を市町村に補助</p> <p>○通所系介護サービス事業所の代替サービスの提供や利用者を受け入れた連携先事業所等のかかりまじり経費を支援</p> <p>○緊急配布用個人防護具等の購入</p> <p>○とっとり SNS 相談の相談日を拡充</p> <p>○マスク、消毒液などの衛生用品等を購入、備蓄確保、配布</p> <p>○避難所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策</p> <p>○新型コロナウイルスの第2波の探知、リスク評価、対策立案のための発生動向調査、データ分析等</p>	<p>(2) 障害福祉分野の ICT・テレワークの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○就労系障がい福祉サービス事業所におけるテレワーク等導入支援</li> <li>○聴覚障がい者に対する遠隔手話サービス等を利用した意思疎通支援</li> </ul> <p>○法定研修を映像化等により遠隔実施するための必要な経費支援</p> <p>○聴覚障がい者が、行政機関や保健所への相談、病院への受診する際に遠隔手話サービスを利用できるよう、タブレット端末を配置</p> <p>○就労移行支援事業所のテレワークシステムを導入を支援</p> <p>○オンライン面会の実施に必要な機器整備を助成</p>	<p>(3) 生活に困っている世帯・個人への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活福祉資金の貸付原資の追加助成</li> <li>○収入が激減し、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学金給付金の給付、公立高等学校等授業料の減免、奨学金の貸与、私立学校授業料軽減補助の実施</li> <li>○宿泊施設帰省者受入れ支援事業</li> <li>・特定警戒都道府県からやむを得ず帰省せざるを得ない県出身者の一定期間滞在宿泊施設の確保</li> <li>○県営住宅入居者の家賃減額、県営住宅の空室提供、非営利住宅の家賃減額支援</li> <li>○住居確保給付金の支給</li> <li>○保育や放課後児童クラブ等が臨時休業した場合、ひとり親家庭に対し、子育て支援と雇用の安定を図るため、家庭生活支援員を派遣</li> <li>○ひとり親家庭に対する食品を無償配布する生活支援と、SNSを活用しひとり親家庭の子どもの相談を受けける寄り添い支援</li> </ul> <p>○子ども食堂を実施する民間団体等に対して、コロナ対策で会費変更等の経費を追加で補助</p> <p>○非親世帯相当となった世帯の生徒に対する高校生等奨学金給付金の給付</p> <p>○家計急変により授業料の支払いが困難になった者に対して、各私立中学校・高等学校が授業料の減免を行う場合に補助</p> <p>○家計が急変した公立鳥取環境大学の学生に対する授業料等無償化(減免)経費を大学へ交付</p> <p>○生活困窮者自立支援制度に基づき、離職等のうち所得等が一定水準以下の者に対して、最長9ヶ月家賃相当額を支給</p> <p>○外出自粛等により困り事が生じている県民を支援するボランティア活動に対し助成</p>
徳島県			
鳥取県	<p>○社会福祉施設等に対する衛生物資の支援</p> <p>○医療機関や社会福祉施設等の確保</p> <p>○社会福祉施設での多床室の個室化支援等</p> <p>○社会福祉施設等の消毒等の消毒に要する経費助成</p> <p>○通所サービス事業所等の利用者の居室訪問など、特別な形でサービスを提供する取組を支援</p> <p>○医療機関、社会福祉施設への「支え合い支援金」の創設</p> <p>○指定避難所等での感染拡大予防対策</p> <p>○リスクコミュニケーションの安心安全な社会福祉施設等の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険・障害福祉施設等における Wi-Fi 環境整備</li> <li>・介護施設等における見守りセンサー導入支援</li> <li>○医療機関や社会福祉施設等での感染対策の固知啓発</li> <li>○動画配信による予防啓発、専門家による感染防御法の実地指導</li> <li>○専門家による介護保険施設等職員に対するオンライン感染症対策研修の実施</li> <li>○区役所・支所(保健福祉センター)での健診業務等における感染対策</li> <li>○区役所・支所(保健福祉センター)窓口の混雑解消</li> <li>○救急活動における新型コロナウイルス感染症対策に万全を期す</li> <li>○たけま活動における新型コロナウイルス感染症対策を増強</li> <li>○オンラインでの子育て相談支援・連携体制強化事業</li> </ul>	<p>○障害福祉分野におけるサービス継続支援</p> <p>○就労系障害福祉サービス事業所及び児童養護施設等に対するテレワーク導入支援及び ICT 導入のツール事業に要する経費を支援</p>	<p>○傷病手当金の創設(国民健康保険事業)</p> <p>○簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に、一人当たり10万円を給付</p> <p>○子育て世帯への臨時特別給付金の支給</p> <p>○国民健康保険料・介護保険料の減免</p> <p>○市営住宅の入居者の家賃の徴収猶予・減免等</p> <p>○全ての保護者が感染した場合の子どもの受入れ</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響により住居を喪失した方に対する一時的な居室提供</p> <p>○生活困窮者等への支援の拡充</p> <p>○住居確保給付金の支援対象の拡充等</p> <p>○生活困窮者に対する相談支援体制等の充実</p> <p>○自衛防止に関する相談体制等の強化</p> <p>○ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給</p> <p>○児童養護施設等を退所されて間もない方への支援</p> <p>○特別定額給付金事業実施に伴う配偶者暴力被害者等への相談支援体制の強化</p>
京都市		<p>○就労移行支援事業所等におけるテレワーク導入支援</p> <p>○介護事業所に対する介護ロボット機器購入補助の拡充</p> <p>○介護事業所に対する ICT 導入支援の拡充</p>	<p>○住居確保給付金の支給</p> <p>○外出自粛の長期化による児童虐待の増加やDV被害者等への相談支援体制の強化</p> <p>○保護者が新型コロナウイルスに感染し、保護者又は代替者による養育ができない児童を府がホテル等宿泊施設において、一時保護を実施</p> <p>○新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により住居の退去を余儀なくされる方に対し、府営住宅を提供</p> <p>○府営住宅入居者の家賃の減免等</p> <p>○生活福祉資金の貸付原資の増強</p> <p>○外出自粛の長期化によるDV被害者等への対応強化による緊急避難支援</p> <p>○介護保険料の減免措置</p> <p>○介護保険料の減免措置に伴う体制強化等</p> <p>○新型コロナウイルスによる失業等により学費の支弁が困難であるとき、市立高等学校の免除等の相談対応</p> <p>○新型コロナウイルスによる失業等により経済的な理由で就学困難と認められる場合、給食費・学用品費などを援助</p> <p>○新型コロナウイルス感染症在宅ケア継続支援事業</p> <p>○介護者が感染した場合の要介護者等(高齢者・障害者)への支援</p> <p>※SNSを活用した児童虐待防止相談の実施</p>
大阪市	<p>○障がい者施設等への衛生用品等の配布</p> <p>○感染が疑われる児童を分離するために個室化等の対応を行う児童養護施設等に補助等</p> <p>○ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業で、子ども用マスクの配布等を行う市町村へ補助</p> <p>○SNS(LINE)を活用した相談体制の整備、知事記者会見における手話通訳の導入</p> <p>○緊急事態宣言期間中の高齢者、障がい者等の見守り支援</p> <p>○地域医療連携推進基金を活用した衛生用品等の一括購入及び介護施設等への配布</p> <p>○介護施設等の多床室の個室化に要する改修経費の補助</p> <p>○介護施設等における簡易圧搾装置・換気設備の設置に係る経費の補助</p> <p>○障害福祉サービス等事業所に対するマスクや消毒液等の購入経費補助(令和2年度は市が購入した衛生用品を配布)</p> <p>○障害福祉サービス事業所等、家庭における人工呼吸器装着者等医療的ケアを必要とする者への手指消毒液の配布</p> <p>○耳通訳を受け、障害福祉サービス事業所が特別な形でサービスを提供する取組を支援</p> <p>○介護保険施設、障害者支援施設、児童養護施設に対して、デジタル面会のためのタブレット端末の貸出し</p> <p>○介護保険施設等の多床室の個室化に要する改修経費の補助</p> <p>○介護保険施設等の感染症発生の際の洗浄・消毒経費補助</p> <p>○介護保険施設等での感染予防対策方向上支援事業</p> <p>○簡易陰圧装置を設置する介護・障害者施設等への補助</p> <p>○介護・障害福祉サービス事業所等における「かかり増し経費」に対する補助</p> <p>○障害者等在宅介護する者等が感染症の感染により介護できなくなった場合に、障害者等本人が引き継ぎ介護を受けることができず、仕組みを構築</p> <p>○障害者支援施設等が介護ロボット等を導入する経費を補助</p> <p>○児童養護施設等に対しマスクや消毒液等の購入に要する経費を補助</p> <p>○児童養護施設等における「かかり増し経費」に対する補助</p> <p>○感染が疑われる児童を分離するために個室化等の対策を行う児童養護施設等に補助等</p>	<p>○就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレット端末等の導入補助(令和2年度も実施)</li> <li>○障害者支援施設に対して、デジタル面会のため</li> <li>○障害者支援施設等が介護ロボット等を導入する経費を補助</li> </ul>	<p>○DV相談体制の強化し、相談体制を24時間化</p> <p>○低所得のひとり親世帯への給付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当を受給するひとり親世帯等に対して5万円(第2子以降3万円加算)を給付</li> <li>・収入が大幅に減少する世帯へ追加で5万円を給付</li> <li>○生活困窮者に対する住居確保給付金の給付</li> <li>○国民健康保険料・介護保険料の減免</li> <li>○妊婦健康診査等に介するタクシー利用料を助成(1万円/人)</li> <li>○ひとり親家庭で親が感染した場合に子供を一時的に預かるための施設を確保</li> <li>○市内大学生等への支援</li> <li>○地域活動への参加を促す活動支援や看護大学、外国語大学、高等専門学校授業料・入学金の減免拡充</li> <li>○経済的に配慮を要する就学援助世帯への支援(再掲)</li> <li>・食品送付による居食支援、ICTを活用した学習支援</li> <li>※困っている市民に対し「応援したいこと」を募集し、協力者探し等具体的な支援につなげるプラットフォームを運営</li> </ul>
堺市	<p>○高齢者や障がい者サービスを提供する事業者の衛生用品確保費用を助成(20万円/月/か所)</p> <p>○高齢者・障害者施設におけるリモート面会の必要機器購入費補助(上限5万円/補助率1/2)</p> <p>○施設等サービス提供に支障が生じた場合、他の施設等から応援職員派遣に伴う人件費等について補助</p> <p>○つなぐ「マスク」プロジェクトの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクの寄付を募り、必要としている施設に配布</li> </ul>	<p>○高齢者・障害者施設におけるリモート面会の必要機器購入費補助(上限5万円/補助率1/2)(再掲)</p>	<p>○生活福祉資金の貸付原資の追加助成</p> <p>○収入が激減し、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学金給付金の給付、公立高等学校等授業料の減免、奨学金の貸与、私立学校授業料軽減補助の実施</p> <p>○宿泊施設帰省者受入れ支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定警戒都道府県からやむを得ず帰省せざるを得ない県出身者の一定期間滞在宿泊施設の確保</li> <li>○県営住宅入居者の家賃減額、県営住宅の空室提供、非営利住宅の家賃減額支援</li> <li>○住居確保給付金の支給</li> <li>○保育や放課後児童クラブ等が臨時休業した場合、ひとり親家庭に対し、子育て支援と雇用の安定を図るため、家庭生活支援員を派遣</li> <li>○ひとり親家庭に対する食品を無償配布する生活支援と、SNSを活用しひとり親家庭の子どもの相談を受けける寄り添い支援</li> </ul> <p>○子ども食堂を実施する民間団体等に対して、コロナ対策で会費変更等の経費を追加で補助</p> <p>○非親世帯相当となった世帯の生徒に対する高校生等奨学金給付金の給付</p> <p>○家計急変により授業料の支払いが困難になった者に対して、各私立中学校・高等学校が授業料の減免を行う場合に補助</p> <p>○家計が急変した公立鳥取環境大学の学生に対する授業料等無償化(減免)経費を大学へ交付</p> <p>○生活困窮者自立支援制度に基づき、離職等のうち所得等が一定水準以下の者に対して、最長9ヶ月家賃相当額を支給</p> <p>○外出自粛等により困り事が生じている県民を支援するボランティア活動に対し助成</p> <p>○傷病手当金の創設(国民健康保険事業)</p> <p>○簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に、一人当たり10万円を給付</p> <p>○子育て世帯への臨時特別給付金の支給</p> <p>○国民健康保険料・介護保険料の減免</p> <p>○市営住宅の入居者の家賃の徴収猶予・減免等</p> <p>○全ての保護者が感染した場合の子どもの受入れ</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響により住居を喪失した方に対する一時的な居室提供</p> <p>○生活困窮者等への支援の拡充</p> <p>○住居確保給付金の支援対象の拡充等</p> <p>○生活困窮者に対する相談支援体制等の充実</p> <p>○自衛防止に関する相談体制等の強化</p> <p>○ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給</p> <p>○児童養護施設等を退所されて間もない方への支援</p> <p>○特別定額給付金事業実施に伴う配偶者暴力被害者等への相談支援体制の強化</p> <p>○住居確保給付金の支給</p> <p>○外出自粛の長期化による児童虐待の増加やDV被害者等への相談支援体制の強化</p> <p>○保護者が新型コロナウイルスに感染し、保護者又は代替者による養育ができない児童を府がホテル等宿泊施設において、一時保護を実施</p> <p>○新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により住居の退去を余儀なくされる方に対し、府営住宅を提供</p> <p>○府営住宅入居者の家賃の減免等</p> <p>○生活福祉資金の貸付原資の増強</p> <p>○外出自粛の長期化によるDV被害者等への対応強化による緊急避難支援</p> <p>○介護保険料の減免措置</p> <p>○介護保険料の減免措置に伴う体制強化等</p> <p>○新型コロナウイルスによる失業等により学費の支弁が困難であるとき、市立高等学校の免除等の相談対応</p> <p>○新型コロナウイルスによる失業等により経済的な理由で就学困難と認められる場合、給食費・学用品費などを援助</p> <p>○新型コロナウイルス感染症在宅ケア継続支援事業</p> <p>○介護者が感染した場合の要介護者等(高齢者・障害者)への支援</p> <p>※SNSを活用した児童虐待防止相談の実施</p>
神戸市			





## 4 収束後の地域活性化対策

※今回追加

団体	(1) 観光・誘客	(2) 地域経済の活性化・基盤整備	(3) 文化・芸術・スポーツ等
滋賀県	<p>観光関連産業、物産事業者等に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内観光施設等で使用できる、クーポンガイドブックの付きの旅行プランを作成・販売</li> <li>国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業に係る補助金を活用する事業者等に対して上乗せ助成を実施</li> <li>県民によるピワイチの体験機会拡大</li> <li>県民の屋外活動が解禁された機会をとらえ、レンタサイクル料金に補助することにより、ピワイチピワイチアラス」の体験機会の拡大を図る。</li> <li>周遊を通じて消費の拡大を図る。</li> <li>観光バスを活用した団体旅行の支援</li> <li>県内観光バスを活用し、かつ遊覧船等の観光交通手段を組み込んだ団体旅行プランの造成・販売</li> <li>外食産業におけるインバウンド需要回復に向けた衛生管理の徹底・改善等の取組支援</li> </ul>	<p>製造業に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サブライチエーション再構築等の支援</li> <li>海外への販路拡大に向けた取組支援</li> <li>大手企業向け展示商談会の開催支援</li> <li>社会変革や感染症対策に資する新技術・新製品開発の支援</li> <li>抗菌殺菌材料の開発支援</li> <li>衛生関連製品や衛生医療部素材の開発支援</li> <li>製造現場の自動化支援</li> <li>工場産品の生地を使用した布マスクを縫製し、必要な事業者等へ配布（マスク配布プロジェクト）</li> <li>VRやARを活用したネット通販等への取組強化を図るため、製品等の3Dデータ作成技術の支援</li> <li>地酒の教値データを収集・分析し、特徴を見える化することにより、消費者への提案力強化を支援</li> <li>県内消費拡大に向けたキッチンユネス化の推進</li> <li>国のマイイナポイント活用消費活性化策に県独自のプレミアムポイントを上乗せ</li> <li>輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の支援</li> </ul>	<p>○京都市文化芸術活動継続支援補助金(補助率2/3、上限20万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化芸術関係者支援相談窓口(4/30～)</li> <li>文化芸術活動の継続や再開のための支援制度の紹介、伴走支援</li> <li>文化・スポーツ施設にサマーフェスティバル、体温計等を購入</li> <li>北山アート・パフォーマンスフェスティバルの開催</li> <li>活動自費を余儀なくされたアーティスト等の販売及び発表の場を提供し活動を支援</li> </ul>
京都府	<p>安心安全な京都観光の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>WITHコロナ社会京都観光発信事業</li> <li>WITHコロナ社会に対応した、安心・安全な京都観光をPRする動画作成</li> <li>「もうひとつの京都」観光誘客事業</li> <li>「もうひとつの京都」エリアへの宿泊者に対する特典付与キャンペーン等</li> <li>京都統貫自動車道利用促進事業</li> <li>「もうひとつの京都」にぎわい回復支援事業</li> <li>お得な周遊チケットの発行を支援し、公共交通機関を利用した府内観光を促進</li> <li>「もうひとつの京都」魅力発信プロジェクト事業</li> <li>車両や路線バスにタブレットを施し、観光の魅力発信</li> <li>観光ルートの運行やチケットの京都」開催による周遊観光を推進する「もうひとつの京都」事業実施</li> <li>新しい観光資源発掘事業</li> <li>WITHコロナ社会に向けた観光コンテンツの早期準備のため、民間事業者からのアイデアを募集</li> <li>ナイツーツ・ミズムズ促進事業</li> <li>文化財を活用したタブレットなどのコンテンツを充実</li> </ul>	<p>○京都府WITHコロナ・POSTコロナ戦略検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>部局横断的な体制の下、WITHコロナ社会・POSTコロナ社会を見据えた戦略を策定</li> </ul>	<p>○府民参加型の大規模スポーツイベントを開催</p>
大阪府	<p>「大阪の人・関西の人らしい」キャンペーン実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊施設利用者へキャンペーンを還元</li> <li>「大阪文化芸術創出・おおさかプロジェクト」実施</li> <li>音楽、伝統芸能等の文化芸術プログラムと観光魅力のアップロードを実施</li> </ul>	<p>○賑わい回復の取組みを実施する府内商店街を支援</p>	
兵庫県	<p>Welcome to Hyogo キャンペーンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の緊急経済対策「GoToTravel」等と連動した県独自の一斉発信</li> <li>おみやげ購入券付き地域特産品の販売(※9月拡充)</li> <li>県内温泉地等宿泊者におみやげ購入券の進呈(※9月拡充)</li> <li>旅行エージェント向けのフェアムトリップ</li> <li>国内外路線就航都市等のひょうご安全宣言PR</li> <li>ホテル、旅館の会議場等におけるコンベンション開催支援</li> <li>ひょうご五国交流会の造成支援</li> <li>県民交流バス事業における座席間隔確保に伴う助成車価拡充</li> <li>ひょうごスタスタイルに対応した安心旅の推進</li> <li>宿泊施設における感染防止設備整備助成、感染症対策PR</li> <li>外食インバウンド需要回復への支援</li> <li>観光拠点整備への支援</li> <li>少雪の影響を受けた地域への誘客促進</li> <li>フィールドの実施、キックオフ整備、合宿誘致支援等</li> </ul>	<p>○商店街お買い物券・ポイントカード事業の実施(※9月拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県産ブランド牛肉消費拡大キャンペーンの実施</li> <li>県産農産物の販売促進プロジェクトの実施</li> <li>農業大学校にICT対応設備や農機具を導入</li> <li>ポストアート社会に向けた先端技術研究支援</li> <li>オンライン強化・再構築に向けた新規産業立地促進補助の拡充</li> <li>スマート兵庫基盤の整備</li> <li>テレワーク環境の整備、兵庫情報ハブの増強、ローカル5G導入支援、5G等を活用した実証実験</li> <li>輸出食品製造事業者向け設備導入、衛生管理強化支援</li> <li>農場産業の持続的発展に向けた事業実施の支援</li> <li>ポストアート社会に向けた先端技術研究支援(※9月拡充)</li> <li>※情報通信ネットワーク基盤の整備促進(学校の回線接続機器の改修等)</li> <li>※ポストアート社会の実現に向けた地域プロジェクト・デジタル事業の実施</li> <li>※ひょうごで暮らす！体験キャンペーン事業の実施(宿泊費助成、wi-fi環境整備)</li> </ul>	<p>○県内芸術家による無料コンサート等の実施支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県域文化団体が市町町ホール等で実施する芸術文芸事業等の支援</li> <li>県立美術館・博物館ミュージアムツアーの実施</li> <li>芸術文化活動再開に向けた施設使用料支援</li> <li>芸術文化活動鑑賞・体験機会創出のための動画配信事業の支援</li> <li>○第10回神戸マラソン延期に伴うイベントの開催</li> <li>○「ひょうごスタイル」の推進活動助成</li> <li>○ポストアート社会の新たな生活スタイルの調査・研究</li> <li>※神戸ルミナリエ2020代替事業</li> <li>※淡路路花博20周年記念花みどりフェアイベント開催</li> </ul>
奈良県	<p>落ち込んだ観光需要を喚起するため、県内宿泊事業者が設定した宿泊プラン等に対する県民限定割引クーポンを発行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たなニーズに対応した旅行コンテンツの開発や動画を制作し、観光地としての魅力を発信</li> <li>県内周遊観光を促進するため、奥大和地域における歴史、自然環境等をテーマとしたアーティイベントを開催</li> <li>オンライン等による奥大和地域の魅力発信</li> <li>観光関連施設での感染防止対策や受入環境整備、観光地としての魅力向上への取組を支援</li> </ul>	<p>○市町村が行う商品券等発行事業に対し上乗せ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村との連携・協働による社会活動正常化や経済活動活性化を推進するため、市町村が実施する健康な生活の維持・消費喚起等の取組に対し補助</li> <li>飲食事業者によるタイラー牛肉等の導入に対し補助</li> <li>消費が低迷している県産牛肉等の消費促進を図るため、県内小学校・特別支援学校等へ県産牛肉等を提供する取組へ補助</li> <li>輸入農畜産物を国産に切り替え、県内への継続的・安定的な供給確保のための施設整備等へ補助</li> <li>県内からの輸出を回復するため、農作物や食品の輸出を行う食品等製造者の施設整備等へ補助</li> <li>減少した農畜産業者の売上げを回復させるため、インターネット販売の導入に向けた研修会を開催</li> <li>県内中小企業等の新事業の創出や新業態への転換等の「新しい生活様式」に対応する取組へ補助</li> <li>中小企業等が行う新型コロナウイルス感染症対策や売上減少回復に向けた取組促進の包括的支援</li> <li>新型コロナウイルス感染症による経済・労働情勢への影響を分析し、本県の実情に応じた経済の再活性化と「新しい生活様式」の実践に対応した取組を検討</li> <li>○経済活動の再活性化と感染症対策が両立できる県内での新しい働き方の模索</li> <li>リモートワーク等新型コロナウイルス感染症対策として実施している好事例の調査</li> <li>専門家への意見聴取</li> <li>海外から国内へ生産拠点を回帰する企業や新しい生活様式に対応した企業の本県への誘致と支援策の検討</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業のニーズ調査</li> <li>専門家と交えた検討会の開催</li> <li>○減収となつている就労継続支援事業所の再起に必要となる固定経費等へ補助</li> </ul>	<p>○総合型地域スポーツクラブが開催する住民参加のレクリエーション等の費用に対し補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○サイクリングなどによる運動機会を推奨するとともに、奈良の魅力を発信するため、サイクリングコンテストの動画を作成・配信</li> <li>○奈良マラソン2020の中止に伴う代替イベントの開催</li> </ul>





団体	(1) 観光・誘客	(2) 地域経済の活性化・基盤整備	(3) 文化・芸術・スポーツ等
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県内の県内周遊・宿泊等による観光需要の喚起</li> <li>○わかやまやまっしゅぶらな販売の実施</li> <li>○国の緊急経済対策「GoToTravel」等と連動した本県独自の誘客キャンペーンを展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県産農産物等のeコマースを活用した販売支援</li> <li>○オンライン出店・ベランダ上げ専門家による販促支援</li> <li>○「おうちで和歌山」特設サイト開設による積極的な情報発信</li> <li>○輸出先国のマーケティングニーズの変化や食品衛生等の規制に対応するため、食品製造事業者等が行う施設の整備等を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合型地域スポーツクラブ活動再開支援事業</li> <li>○新型コロナウイルス感染症に伴い、活動の休止を余儀なくされた「総合型地域スポーツクラブ」の活動再開を支援するため、「感染防止対策マニュアル」の実践や「オンライン教室」の環境整備等を推進</li> </ul>
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>※県民みんながお出かけ！徳島の魅力再発見事業</li> <li>・「とくしま応援割」</li> <li>・県民が県内の「登録宿泊施設」で宿泊する場合に宿泊料を割引（上限5千円/人泊）</li> <li>・「とくしま再発見ツアー」の造成支援</li> <li>・県内旅行会社による県内交通機関と宿泊を組み合わせたツアー造成を助成（宿泊料・交通費の1/2助成）</li> <li>・徳島で得するケン（券）の発行</li> <li>・「GoToトラハ」による県内宿泊施設の利用者に、お土産購入、観光施設利用等に使用できる5千円割引クーポンを提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○WITH-COVID「新生活様式」導入応援助成金</li> <li>・「業種ごと」の感染拡大予防ガイドラインに沿った事業者の「新しい生活様式」への対応を支援するため、助成率10/10、3つのメニューにより、20万円、50万円、100万円を上限に助成</li> <li>○スタートライフ先取り！事業者応援事業</li> <li>・中小・小規模事業者の再起・躍進に向け、事業者間の連携や支援機関の協力のもと、「スタートライフ」の実現に向けた企画事業を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県内で行う無観客公演や、県外の芸術家と連携した新たな形態での文化芸術活動を支援（再掲）</li> <li>○イベント、スポーツ大会等の新型コロナウイルスの感染予防対策を支援</li> </ul>
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県民を対象とした県内観光の推進（#We love 鳥取 キャンペーン（6/6～7/12など））</li> <li>○OTAを活用した宿泊割引クーポンの提供</li> <li>○国の「GoToトラベルキャンペーン」の開催に合わせた本県独自の誘客キャンペーンの実施（釐取県ウエルカムキャンペーン、マイカー周遊ドライブキャンペーン等）</li> <li>○地元への受入体制整備や旅行商品造成に向けた取組を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県内事業者に対する経済支援の一環として、首都圏アンテナショップにおいて消費を喚起するキャンペーンを実施</li> <li>○国の「GoTo キャンペーン」の開催に合わせて、県内でのキャンペーンの実施や首都圏、関西圏等での鳥取フェアを開催</li> <li>○商店街等のにぎわいを取り戻すため、県民や県内事業者が行う集客促進、需要喚起につながるイベントやキャンペーンについて助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費喚起に向けた販売促進支援（再掲）</li> <li>○伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売、PRイベント等の取組支援</li> <li>○京都市文化芸術総合支援パッケージ（再掲）</li> <li>・表現方法や運営モデルの変革が求められている文化芸術関係者に対し、各種支援事業等の相談窓口を開設するほか、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した文化芸術活動の再開支援まで、切れ目のない支援を実施</li> <li>○地域コミュニティの「新しい活動スタイル」普及促進事業</li> <li>○創出支援事業</li> </ul>
京都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費喚起に向けた販売促進支援</li> <li>○伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売、PRイベント等の取組支援</li> <li>○衛生対策等の徹底による安心・安全の確保と地域との調和の実現に向けた「新しい観光スタイル」の推進</li> <li>○ウィズコロナ社会に対応した安心・安全の確保等による修学旅行の中止等回避対策</li> <li>○国際会議施設等における安心・安全なMICEの開催推進・支援</li> <li>○市民による京都の魅力再発見</li> <li>・市民による飲食店・宿泊施設利用を促し、需要を喚起するとともに市内事業者の支援につなげる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費喚起に向けた販売促進支援</li> <li>・商店街が実施するセルや集客イベント等の取組支援</li> <li>○「新しい生活様式」対応のための衛生対策等支援補助率2/3・上限額10万円（店舗・事業所単位）</li> <li>○地域公共交通における感染拡大防止・運行維持確保緊急対策事業</li> <li>○業界等が一体となった活性化支援事業（業種別団体等活性化支援事業補助金）</li> <li>・業種別団体→補助率4/5・上限額100万円</li> <li>・業種別団体が見本市等を単独主催する場合→補助率2/3・上限額500万円</li> <li>→同一の業種別団体に属する中小企業等（3者以上）→補助率4/5・上限額40万円</li> <li>○伝統文化との融合等による花需要等の喚起支援</li> <li>○中小企業等IT活用支援事業</li> <li>○地域企業未来会議によるウィズコロナ社会課題解決事業</li> <li>○スタートアップによる新型コロナウイルス課題解決事業補助率4/5・上限額100万円</li> <li>○宅配・テイクアウトの利用等に係るトラック削減の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費喚起に向けた販売促進支援（再掲）</li> <li>○伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売、PRイベント等の取組支援</li> <li>○京都市文化芸術総合支援パッケージ（再掲）</li> <li>・表現方法や運営モデルの変革が求められている文化芸術関係者に対し、各種支援事業等の相談窓口を開設するほか、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した文化芸術活動の再開支援まで、切れ目のない支援を実施</li> <li>○地域コミュニティの「新しい活動スタイル」普及促進事業</li> <li>○創出支援事業</li> </ul>
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「大阪の人・関西の人いらっしゃい！」キャンペーンの実施</li> <li>○府内観光関連事業者への支援として、府内宿泊施設が提供する対象プランを利用した方に、キャンセル料を返元する事業を府市及び大阪観光局で実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○MICE 開催支援事業</li> <li>・インテックス大阪の施設基本使用料半額を実施</li> <li>○沿道飲食店等の路上利用の支援</li> <li>○飲食店が「三密」回避のためにテイクアウト販売やテラス席における飲食提供等のための仮設施設を路上に設置する場合は道の路占用許可基準を緩和</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○芸術・文化団体サポート事業</li> <li>○ふるさと寄附金制度を活用し、寄附者が登録された芸術・文化団体に寄附を行い、団体の活動を促進</li> <li>○大阪府芸術活動振興事業助成金における開催準備経費の助成</li> <li>○大阪府芸術活動振興事業助成金の拡充</li> <li>・令和2年度下期の募集について、助成上限額を40万円、助成率100%に拡充</li> <li>○本市施設利用料金の減免</li> <li>・新型コロナウイルス感染症防止対策や社会・文化活動の維持に向けた施設利用者負担の軽減を目的として施設利用料金を5割減免</li> </ul>
堺市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○AR、VR等の技術を活用した歴史などの情報発信</li> <li>○市民向けの特典付観光キャンペーン「堺の魅力再発見キャンペーン」の実施</li> <li>○フリーランスのクリエイターと連携した観光PR動画の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内の飲食施設、宿泊施設などの利用者に対するポイント付与</li> <li>○新しい生活様式表現に資するビジネスコンテラストを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○博物館などの文化施設の展示等を動画で発信する「オンラインミュージアム」の実施</li> </ul>
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○神戸観光局公式Instagramでのハッシュタグ「キャンペーン」</li> <li>・神戸でも海外気分を味わえるスポットを紹介したWEBサイト「神戸で海外旅行」を開設。おすすめめの観光資源の投稿を募集</li> <li>○主要駅でのデザインカサネージの掲出</li> <li>・デザインカサネージを活用し、「神戸で海外旅行」キャンペーンとあわせておすすめめの観光スポットを紹介</li> <li>○KOBÉ 観光スタートスポット</li> <li>・市内の主な観光施設を周遊可能なチャットボットの発行し、市民向けに割引価格で販売</li> <li>※近場観光推進のため、市民を対象としたプレミアム付宿泊クーポンの抽選販売等を実施</li> <li>※「(仮称)六甲・有馬アート・ナイト・フェスティバル」や芸妓を活用して有馬温泉の魅力発信などを展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業等の事業継続・売上向上等の新たな取り組みへの支援（補助上限：100万円、補助率3/4）（再掲）</li> <li>○オンラインへの新規出店支援による販路拡大（新規出店支援 補助上限：30万円/年、補助率1/2等）（再掲）</li> <li>○商店街・小売市場お買い物券事業（再掲）</li> <li>・プレミアム付きお買い物券発行による商店街等の消費喚起（県市協賛）及び地域経済の活性化</li> <li>○神戸の自然環境を活かした地域の活性化</li> <li>・六甲山上スタートアップ構想</li> <li>・神戸 里山・農村地域活性化ビジョン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こうべ文化芸術・スポーツ活動応援事業（再掲）</li> <li>・アーティストやライブハウス等の新たな取り組みに係る経費を補助（上限10万円/人、上限75万円/施設）</li> <li>・芸術文化公演等を実施する場合の施設利用料を補助（上限50万円/日・施設、補助率1/2、県市協賛）</li> <li>・神戸山田山自転車道でのシェアサイクル事業の実施</li> <li>・神戸マラソン延期に伴うランニングイベント事業の実施</li> <li>※with コロナ時代における野外活動の推進（再掲）</li> <li>・ハイクینگ道・市民公園等の整備</li> <li>・子どもたちの野外活動を支援するため、自然の家等の通信環境を再整備</li> <li>・プロスポーツを直接見る機会が制限されている子どもたちに対し、トップスポーツチーム所属選手がテレビ中継動画を配信</li> </ul>



## 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等

令和 2 年 9 月 2 2 日

広 域 医 療 局

## 1. 検査体制・検査能力

(9月15日現在)

府県市名	検査機関名	検査機関数(機関)	検査可能検体数/日
滋賀県	滋賀県衛生科学センター, 滋賀医科大学付属病院 地域外来・検査センター (8か所)	10	194
京都府 京都市	京都府保健環境研究所, 京都府中丹西保健所 京都市衛生環境研究所, 民間検査所, 医療機関	18	800
大阪府 大阪市	大阪健康安全基盤研究所(森ノ宮センター・天王寺センター) 東大阪市環境衛生検査センター 大阪府各保健所, 民間検査機関 ※検査機関数(機関)には医療機関(帰国者・接触者外来等)を含まない	7	3,300
兵庫県	県立健康科学研究所, 尼崎市立衛生研究所 姫路市環境衛生研究所, あかし保健所 医療機関(帰国者・接触者外来等) 地域外来検査センター, 民間検査機関	9	1,480
和歌山県	和歌山県環境衛生研究センター 和歌山市衛生研究所, 和歌山市PCR検査センター	3	140
鳥取県	鳥取県衛生環境研究所 鳥取大学医学部附属病院	2	196
徳島県	徳島県保健製薬環境センター, 徳島大学病院	2	232
堺市	堺市衛生研究所 医療機関(帰国者・接触者外来等) ※検査機関数(機関)には医療機関(帰国者・接触者外来等)を含まない	1	200
神戸市	神戸市環境保健研究所(1) 民間検査機関(1) 医療機関(帰国者接触者外来等)(11)	13	562
計		65	7,104

(参考)

奈良県	奈良県保健研究センター, 奈良市, 民間検査機関、医療機関(帰国者・接触者外来等)	4	717
-----	--	---	-----

## ○検査実績(人数) [公開]

府県市名	9月7日(月)	8日(火)	9日(水)	10日(木)	11日(金)	12日(土)	13日(日)	14日(月)
滋賀県	22	150	119	100	85	45	136	119
京都府・京都市	246	577	527	238	555	272	165	204
大阪府(堺市除く)	828	2,035	1,495	2,431	1,505	1,253	1,046	942
兵庫県(神戸市含)	220	460	308	319	291	270	238	358
和歌山県	15	29	23	19	17	23	12	8
鳥取県	69	69	62	51	16	41	27	109
徳島県	18	71	53	36	46	24	17	26
京都市	※京都市に含まれる	-	-	-	-	-	-	-
大阪市	※大阪府に含まれる	-	-	-	-	-	-	-
堺市	74	235	205	275	312	282	88	67
神戸市	171	199	154	129	213	63	47	272
計	1,492	3,626	2,792	3,469	2,827	2,210	1,729	1,833
奈良県	135	92	98	86	129	40	21	164(暫定値)

## 2. 帰国者・接触者外来等設置箇所数・医療機関向け相談体制

(9月15日現在)

府県市名	帰国者・接触者外来等箇所数		医療機関向け受診・ 検査相談センター
		うち地域外来・ 検査センター	
滋賀県	24	8	1
京都府	49	3	1
大阪府	127	39	1
兵庫県	70	2	
和歌山県	62	1	
鳥取県	21	3	1
徳島県	17	2	1
京都市	(18)		
大阪市	(12)		
堺市	(8)		
神戸市	(11)		1
計	370	58	6

(参考)

奈良県	20	3	1
-----	----	---	---

注1：次の府県では、上記以外に、かかりつけ医においてPCR検査等を実施

京都府：280ヶ所　大阪府：266ヶ所　奈良県：80ヶ所　徳島県：290ヶ所

注2：奈良県 「PCRファックス依頼」の運用＝診療を行った医師が感染の疑いを判断したものを全てを検査対象として、ファックスにより医師からの検査依頼を受け付けている。

## 3. 入院可能病院数等

(9月11日現在)

府県名	入院可能 病院数 (機関)	うち感染症指 定医療機関 (機関)	受入可能 病床数計 (床)	うち感染症 病床数(床)
滋賀県	14	7	218	34
京都府	30	7	515	38
大阪府	70	6	1,282	78
兵庫県	50	9	663	54
和歌山県	20	7	216	32
鳥取県	17	4	313	12
徳島県	12	4	200	20
計	213	44	3,407	268

(参考)

奈良県	11	5	467	24
-----	----	---	-----	----

## 4. 都道府県調整本部の設置

(9月15日現在)

府県市名	設置日	名称	体制	
			構成員人数・職種	統括DMATの人数
滋賀県	R2.4.8	滋賀県COVID-19災害コントロールセンター	24時間体制（一部オンコール）	6名
		センター長：県健康医療福祉部理事 災害コーディネーター（統括DMAT含む）27名、行政職員7名		
京都府	R2.3.27	京都府新型コロナウイルス感染症入院医療コントロールセンター	24時間体制（一部オンコール）	1名前後/日
		患者搬送コーディネーター：京都府保健医療対策監 統括DMAT、感染症指定等医療機関、行政職員		
大阪府	R2.4.1	大阪府新型コロナウイルス調整本部（大阪府入院フォローアップセンター）	24時間体制（一部オンコール）	災害医療コーディネーター2名（内、統括DMAT 1名）
		本部長（センター長）：医療監、他部内職員で構成		
兵庫県	R2.3.19	新型コロナウイルス入院コーディネートセンター	24時間体制（一部オンコール）	災害医療コーディネーター1名
		新型コロナウイルス感染症対策本部の医療体制班内に設置（看護師・事務職員等）		
和歌山県	R2.2.14	和歌山県入退院調整本部		
		福祉保健部技監（医師）、感染症指定医療機関医師、各保健所長 感染症担当課職員、医療担当課職員		
鳥取県	R2.3.23	鳥取県新型コロナウイルス感染症入院医療トリアージセンター	保健医療圏を超える入院調整が必要となった段階から対応	4名
		センター長：県福祉保健部健康医療局長 参与：感染症専門医師3名（各医療圏）		
徳島県	R2.4.1	徳島県新型コロナウイルス感染症入院調整本部	24時間体制	5名
		本部長：病院局副局長兼保健福祉部副部長（医師） 本部員（搬送調整Co.）：県医師会及び県内医療機関の医師7名		

(参考)

奈良県	R2.4.24	奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部 入退院調整班	24時間体制（特に調整困難な場合に対応）	1名
		班長：医療政策局長（医師）、副班長：健康推進課参事（医師）、看護師1名、行政職員2名		

※R2.3.26厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について」に基づく都道府県調整本部

## 5. 医療機関以外の受入体制

[公開]

(9月15日現在)

府県市名	施設数	室数	確保・受入状況
滋賀県	2	271	県内のホテルを確保し軽症者等を受け入れ実施中。
京都府	2	338	府内のホテルを確保。その他の民間宿泊施設については感染拡大状況をみながら調整。
大阪府	4	1,517	ホテル4施設1517室
兵庫県	5	698	県内の民間宿泊施設を運用。
和歌山県	1	137	県内のホテルを確保
鳥取県	3	340	県内の民間ホテルを確保
徳島県	1	150	県内のホテルを確保。そのほか旅館、リヤウインフを活用する方向で調整中
計	18	3,451	

(参考)

奈良県	1	108	県内のホテル（108室）を確保
-----	---	-----	-----------------

## 6. 帰国者・接触者相談センターの設置状況

(9月15日現在)

府県市名	箇所数	相談体制
滋賀県	2	・県庁及び大津市保健所（土日祝日を含む24時間対応） ※外来調整は7保健所で実施
京都府	8	・府庁（土日祝日を含む24時間対応） ・7保健所（平日8時30分～17時15分）
大阪府	16	・9保健所、中核市7保健所 （土日祝日を含む24時間対応）
兵庫県	17	・12保健所（平日9時～17時30分）中核市4保健所 ・県庁専用ダイヤル（24時間対応）
和歌山県	9	・8保健所（支所含む） ・和歌山市保健所（平日9:00～17:45）
鳥取県	3	・2保健所、鳥取市1保健所 （土日祝日を含む24時間対応）
徳島県	6	・6保健所（土日祝日を含む24時間対応）
京都市	1	・1保健所（土日祝日を含む24時間対応）
大阪市	1	・1保健所（土日祝日を含む24時間対応）
堺市	1	・1保健所（土日祝日を含む24時間対応）
神戸市	1	・1保健所（土日祝日を含む24時間対応）
計	65	

(参考)

奈良県	6	・県庁（土日祝日を含む24時間対応） ・4保健所、奈良市保健所（平日8時30分～17時15分）
-----	---	--

## 7. 一般相談窓口の設置状況

(9月15日現在)

府県市名	箇所数	相談体制
滋賀県	2	・県庁（平日・土日祝8時30分～17時15分） ・大津市保健所（平日8時40分～17時25分）
京都府	8	・府庁（土日祝日を含む24時間対応） ・7保健所（平日8時30分～17時15分）
大阪府	1	・府庁（9時～18時（土日祝日を含む））
兵庫県	5	・県庁専用ダイヤル（24時間対応） ・中核市4保健所
和歌山県	2	・県庁（9時～21時（土日祝日を含む）） ・和歌山市保健所（平日9時～17時45分）
鳥取県	4	・県庁（平日8時30分～17時15分） ・3保健所（土日祝日を含む24時間対応）
徳島県	1	・県庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
京都市	1	・専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
大阪市	25	・大阪市保健所（平日9時～17時30分） ・24区保健福祉センター（平日9時～17時30分）
堺市	1	・本庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
神戸市	1	・本庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
計	51	

(参考)

奈良県	6	・県庁（土日祝日を含む8時30分～17時15分） ・4保健所、奈良市保健所（平日8時30分～17時15分）
-----	---	--

# 全国知事会緊急提言等

- ① 全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部コメント  
「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を受けて（8／28）
- ② 新型コロナウイルス対策検証・戦略WT報告書（8／31）
- ③ 地方創生の推進について（9／8）
- ④ 自由民主党総裁選挙立候補者に対する提言〔概要版〕・〔一部抜粋〕（9／8）
- ⑤ 自由民主党総裁選挙立候補者に対する提言への回答について（9／11）





## 「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を受けて

本日、安倍総理が発表した「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」は、全国民に行き渡るワクチンの確保、重症化リスクの高い人への重点化、高齢者施設も含めた検査体制の充実、安定的な医療経営のためのさらなる支援、予備費の充当など、これまでの全国知事会の提言を踏まえたものであり、新型コロナウイルス感染拡大の「次なる波」に備えていく政府の決意が示されたもので、評価したい。

しかしながら、感染症法に基づく指定感染症に対する措置のあり方を見直すことについては、仮に入院勧告や医療費負担、積極的疫学調査等の適用が一律になくなることになれば、各都道府県が総力をあげて感染拡大を食い止めているという実情に鑑み、新型コロナウイルス封じ込めに支障を来すことになるものであり、大都市部と地方部など地域により感染状況や保健所・医療提供体制に違いがあることを踏まえ、地方の意見を十分に聴き、地域ごとに異なる運用を可能とするなど、実態に即した慎重な検討を行っていただくよう強く求める。

引き続き、全国知事会としても、安倍総理が全身全霊で取り組んだ新型コロナウイルスという国難を克服すべく、国と心を一つに緊密な連携を図り、全力を傾注していく決意である。

令和2年8月28日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	徳島県知事	飯泉	嘉門
本部長代行・副本部長	鳥取県知事	平井	伸治
副本部長	京都府知事	西脇	隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩	祐治



# 新型コロナウイルス対策検証・戦略WT

## 報告書

令和2年8月

全国知事会

## 目 次

はじめに	1
1. 基本的な方向性	1
2. 地域の感染ルートについて	2
3. 全国におけるクラスター感染の発生状況と対応	2
4. 保健所の体制の強化	4
5. PCR検査等の検査体制の構築	5
6. 医療提供体制の確保、医療機関への経営支援	6
7. 都道府県間の広域連携、市町村等他機関との連携	8
8. 水際対策等、国と連携した対策の展開	10
9. 特措法に基づく外出自粛・休業要請等の運用基準や法的な 枠組みの在り方	10
10. 業種別ガイドラインの定着・運用をはじめとした新しい 生活様式	11
11. 新型コロナウイルス感染症を前提とした医療・保健・福祉 施策の在り方	12
12. 季節性インフルエンザの流行への対応及びワクチン接種	12
13. 偏見・差別やデマ等への対策	13
おわりに	14
参考資料	

## はじめに

全国知事会では、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に対処するため、本年1月30日に「新型コロナウイルス緊急対策会議」を設置、その後の感染拡大を受けて、2月25日には全都道府県が参加した「新型コロナウイルス緊急対策本部」を設置し、累次にわたり対策本部会議を開催するとともに、国との意見交換や緊急の提言を行ってきた。

その後、4月7日には7都道府県で新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特別措置法」という。）に基づく緊急事態宣言が発出され、4月16日には対象が全国に拡大されたが、5月25日に全面解除されたところである。

こうした状況のもと、6月4日に開催された全国知事会議において、「コロナを乗り越える日本再生宣言」が採択され、それまでの感染拡大防止の対応を検証し、次の感染拡大の波に備える有効な検査体制・医療提供体制を構築するため、ワーキングチームを設置し、各都道府県の取組を全国で共有するとともに、今後の取組を検討することとされた。

本報告書は、こうして設置された「新型コロナウイルス対策検証・戦略ワーキングチーム（以下「WT」という。）」において検討を行った項目について、これまでの対策やその課題を整理するとともに、今後必要となる取組や国へ要望すべき事項をとりまとめたものである。その際、全都道府県にアンケート調査を行った結果を反映させるとともに、WTの幹事をお願いした都道府県の取組状況について参考資料として掲載している。今後、各都道府県において新型コロナウイルス感染症対策を進めるに当たり、参考となれば幸いである。

## 1. 基本的な方向性

新型コロナウイルス感染症については、感染者のうち他人に感染させるのは一部に限られることから、地域や時期によって感染状況が大きく異なるという特徴がある。すなわち、大都市部では、ひとたび感染が広がると、一定の期間は感染者数が増大した状態が続くのに対し、地方部では、比較的感染が落ち着いている状態の団体がある一方で、クラスターの発生等を通じて感染が短期間に急速に拡大することもある。

また、検査体制や医療提供体制の検討にあたっては、複数の中核的な医療機関や民間検査機関が存在する大都市部と、中核的な医療機関が大学病院や県立病院に限られ、検査も地方衛生研究所が中心となる地方部では事情が異なる。

こうした差異を反映し、本WTにおいて各都道府県の取組を議論する中でも、大きく分類すると、医療提供体制の状況を重視して医療機関の役割分担により対処しようとする大都市型のアプローチと、比較的感染が落ち着いている段階では感染者の関係者に対して幅広くPCR検査等を行い感染が拡大しないよう囲い込みを図る一方で、地域の中核病院を中心にクラスターの発生等に備えるという地方型のアプローチが見られたところである。（なお、この分類は各都道府県の取組の特徴を大きく2つに分類したものであり、実際にはこれらの双方を取り入れた取組を行っている例、都道府県内の地域によって大都市型と地方型の双方の取組をそれぞれ行っている例もあることに留意する必要がある。）

今後の感染の波に備えるため、各都道府県において検査体制や医療提供体制を検討するに当たっては、必ずしも全国一律の取組ではなく、このような地域による状況の差を考慮したアプローチをとることが適当と考えられる。また、国においても、こうした状況を踏まえて、各都道府県が地域の实情に応じた対策を講じることができるよう、必要な支援を行うことを要望したい。

## 2. 地域の感染ルートについて

新型コロナウイルス感染症の陽性患者について地方部を中心に感染ルートを追える地域においては、

- ・感染がまん延している外国からの帰国又は外国からの訪問客との接触
- ・感染がまん延している地域への出張・通勤や旅行・イベント参加等又は当該地域からの帰省

等により地域に入ってきた新型コロナウイルスが、

- ・職場や家庭
- ・会食（特に接待を伴う飲食）や集会等

を通じて地域に広がるというケースが見られる。

この点について、感染経路不明者が多数生じた大阪府における分析では、感染拡大の収束につながった取組として、「水際対策による海外由来の感染拡大の検出」、「府民の行動変容（外出自粛・手洗いの徹底・マスクの着用）」、「保健所による積極的疫学調査の徹底（感染経路不明者の濃厚接触者を特定し、3次感染、4次感染を防止）」の3つが仮説として指摘されている。地域の外からの流入と、地域の中での拡大を防ぐことが重要と考えられる。

特に、インフルエンザでは1人の患者が複数名に感染させるのに対して、新型コロナウイルスは約8割の感染者は他の人に感染させず、残りの約2割の感染者が他の人に感染させるが、稀に多くの人に感染させる感染者が発生し、このため、クラスター感染（集団感染）が発生するとされている（「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月29日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議））。

このため、クラスター感染が発生したか否かで、各都道府県における患者数が大きく異なる。また、クラスターの連鎖は大規模な感染拡大につながることから、クラスター対策の発生予防や発生時の早期対応は、引き続き重要な課題であると考えられる。こうした観点から、これまでクラスターが多く発生した施設の分析を行う。

## 3. 全国におけるクラスター感染の発生状況と対応

6月19日時点で各都道府県に照会をしたところ、特定の1か所で5人以上の感染者が発生した事例は、全国で238件となっている。

施設区分別にみると、病院、診療所等の医療機関が84件（35.3%）、高齢者福祉施設や障がい者施設等の社会福祉施設が62件（26.1%）、キャバレー、ナイトクラブ、バー等の接待を伴う飲食店が41件（17.2%）となっており、これら3つの区分で約8割を占めている。

このほか、企業・事業所、スポーツジム・運動教室、ライブハウスなどでもクラス

ターが発生した事例が生じている。

こうしたクラスターが発生し、拡大した理由について、施設ごとに分析をすると概ね下記のとおりである。

#### (1) クラスター発生・拡大の理由

##### ア 医療機関

- ・原疾患による発熱や、無症状、偽陰性による感染者の発見の遅れ
- ・入院（入所）患者等の陰性を確認しないままの転院・退院や転棟（個室への移動を除く）
- ・通常の看護ケアやリハビリ時の手指衛生や、吸引措置・食事介助の際の目の防護等の、感染予防策の不徹底
- ・個人防護具（PPE）等の資材の不足
- ・通常診療の継続（CTや血液検査の実施）による感染者との接触機会の増
- ・動線の交差、リハビリの実施等による病棟をまたいだ患者・スタッフの移動
- ・トイレや更衣室、休憩室、仮眠室、食堂等における職員同士の感染
- ・スタッフ不足等を背景とした体調不良の職員の勤務継続

##### イ 社会福祉施設

- ・発熱者発生時の保健所等への連絡の遅れ
- ・デイケア等の通いの利用者や面会者からの感染
- ・移乗、食事・入浴介助等の介護ケアにおける密着機会の多さ
- ・認知機能が低下した入所者によるマスク・手洗い等の感染予防策の困難さ
- ・施設内のゾーニング、感染者と未感染者の区分けの不徹底
- ・個人防護具（PPE）等の資材の不足や使いまわし等の不適切な使用
- ・職員の感染によるスタッフ不足から生じる不十分な介護
- ・クラスターの発生施設名を非公表としたことによる施設間の情報共有の不足

##### ウ 接待を伴う飲食店等

- ・狭い店内や換気が難しい構造等、三密が生じやすい環境
- ・マスク着用等の感染予防策の不徹底
- ・患者発生時における疫学調査の困難さ 等

こうしたクラスター発生・拡大の要因を考慮すると、今後、クラスター対策として下記の対策を適切に講じることが必要と考えられる。

#### (2) クラスター対策として必要な事項

##### ア 医療機関、社会福祉施設等の施設

（事前の体制整備）

- ・ケア時の感染予防対策に係るガイドラインの作成
- ・感染症対応リーダーの育成、個人防護具の着用等の感染予防策や発生時の対応等について事前の職員研修や訓練の実施
- ・職員の感染を想定した外部からの人員派遣体制の構築
- ・社会福祉施設での患者発生に備えた医療提供体制の整備（入院する場合だけでなく施設内で療養する場合も含む）

(標準予防策の徹底)

- ・患者に接触する前後の手指衛生の徹底
- ・个人防护具（PPE）の適切な着用や廃棄の徹底
- ・サージカルマスクや消毒用アルコール等の十分な供給
- ・職員の健康管理の徹底（発熱等の症状が見られる職員は出勤させない）
- ・換気設備の整備、清掃など適切な維持管理

(職員間の感染対策)

- ・休憩室や更衣室も含め、マスクの常時着用
- ・仮眠室等の共有の設備の清掃、消毒

(感染者の発見)

- ・発熱や呼吸器症状等、感染の疑いがある場合の問診・検査の徹底
- ・検査結果が陰性の場合の偽陰性の可能性の検討、疑似症対応の継続

(患者発生時の対応)

- ・早期の報告、支援チームの早期介入による感染管理
- ・濃厚接触者をはじめ幅広い関係者に対する検査の早期実施
- ・ゾーニングや動線確保の徹底（職員がPPEフリーで休めるスペースも必要）
- ・病棟の移動、転院・退院の制限
- ・施設間・職員間の情報共有や職員のメンタルヘルスケア
- ・発生施設・職員に対する誹謗中傷の防止

イ 接待を伴う飲食店

- ・感染防止ガイドラインの徹底
- ・換気等の施設の改修
- ・発生時の店名公表、利用者への相談・受検の呼びかけ等のルール化
- ・接触確認アプリの活用やQRコード等を活用した利用者への濃厚接触者通知システムの整備

なお、高齢者や障がい者の入所施設では、クラスターの発生のリスクに加えて、入所者の重症化リスクが高い一方で、認知症や障がい特性により環境変化を避けるため入院ではなく施設での療養を行う必要がある等、クラスター発生時の対応には非常に困難が伴うところである。このため、クラスター発生時の支援チームの早期介入や応援職員の派遣について、事前に関係団体との調整を進めておくことが重要である。

こうした点を踏まえ、国においても、専門的な支援体制を拡充するとともに、広域的な応援職員の派遣体制について関係者の全国団体と調整するなど、制度的な支援を進める必要がある。特に、障がい者の施設については、介護施設に比べて小規模な施設が多く、また、障がいの種別や特性の違いを考慮すると都道府県レベルでの応援体制の構築が難しい地域も多いことから、広域的な枠組みが必要であると考えられる。

#### 4. 保健所の体制の強化

新型コロナウイルス感染症対策において、保健所は、「帰国者・接触者相談センター」による電話相談を受け、疑い例の受診を調整するとともに、検体の搬送、陽性患者の入院医療機関の調整、積極的疫学調査など、新型コロナウイルス感染症対策の中



核業務を担っている。このため、3～5月の感染の波の際には、保健所の業務が大幅に増加し、「帰国者・接触者相談センター」の電話がなかなかつながらないという事例も全国各地で生じたほか、特にクラスターが発生した際には多忙を極め、職員の負担が過重になるとともに、通常業務も含めて多くの業務が滞る事態が生じた。特に、電話相談の殺到により、本来、専門職である保健師等が行うべき積極的疫学調査に支障が生じたとの声が多く寄せられた。

このため、各都道府県では、他部門からの応援、OB・OG保健師や非常勤職員の配置、電話回線の増設などによる保健所体制の強化を図るとともに、総合相談窓口等の設置や、帰国者・接触者相談センター業務の医師会・医療機関等への委託などによる保健所業務の負担軽減の取組を進めてきた。また、こうした取組と並行して、市が設置する保健所に職員を派遣する等の取組を行った都道府県もある。しかし、応援派遣や外部委託では対応が困難な積極的疫学調査など専門性を必要とする業務が多いことや、業務のICT化が進んでおらず情報の集約に課題があること、発熱等に関連しない様々な相談や苦情等が保健所に寄せられる等の課題も指摘されている。

こうしたことから、今後も引き続き、看護資格保有者等の活用による体制の強化や、相談・検体搬送等の業務の外部委託の更なる活用、業務のICT化やSNSの活用による業務の効率化などに取り組む必要がある。

また、複数のクラスターが発生した場合など感染が急速に拡大した地域の保健所の業務を支援するため、各都道府県内での応援では対処できない事態に備えて、都道府県や指定都市・中核市・保健所設置市に加えて保健所を有しない市町村や医療機関、看護協会等の関係者の協力も得て、大規模災害時における応援職員の派遣のような仕組みを構築するとともに、職員の研修、図上・実働の訓練の実施、受援計画の策定を行うなど、事前の準備を行っておく必要がある。なお、こうした応援体制は、積極的疫学調査等の業務に従事する職員だけでなく、マネジメント支援を担当する職員についても構築する必要がある。

さらに、今後の課題としては、新型コロナウイルス感染症以外の感染症の発生も見据え、中長期的に保健師の増員を図るとともに、ICT化の推進や上記の保健所業務に係る相互応援を円滑に行う観点から、保健所業務の標準化に取り組む必要もある。

国においては、こうした取組を促進するため全国的な統一基準の提示に加え、財政支援の充実、積極的疫学調査等の保健所が担う感染拡大防止対策への助言やクラスター一班の派遣による業務支援、保健師等の人材育成、保健所業務の共通マニュアルの作成等に取り組む必要がある。

## 5. PCR検査等の検査体制の構築

3～5月の感染の波の際には、前述のとおり「帰国者・接触者相談センター」に相談が殺到して電話がつかない事態が生じたほか、「帰国者・接触者外来」における診察・検体採取、地方衛生研究所におけるPCR検査の実施にも時間を要し、必要な方が迅速に検査を受けることができない状態が生じた。

このため、各都道府県では、保健所体制の強化に加え、「帰国者・接触者外来」の増設、ドライブスルー・ウォークスルー方式の導入や、医師会等と連携した「地域外来・

検査センター」(PCR検査センター)の設置、検査機器の増設や担当職員の増員などに取り組んできた。また、国においても、検査の保険適用や、鼻咽頭拭い液によるPCR検査に加えて唾液を用いた検査や抗原検査の導入が進められた。このような状況を受けて、特に都市部の団体では、PCR検査センターや医療機関における検査が広がりにつつある一方、地方部の団体では、民間検査機関の立地が限定的で結果の判明に時間を要すること等もあり、地方衛生研究所の体制強化により対応をしている例が多くみられる。

他方で、検査機器・試薬の不足、検体処理を行うことができる人材の確保や研修等の人材育成の時間の確保が困難、医療機関での検査における契約等の処理、PCR検査と抗原検査の使い分け等に課題があるとの指摘もある。

また、症状のある者や感染者の濃厚接触者に加えて、感染が拡大していると考えられる地域や業種での一斉検査や、感染拡大を早期に封じ込めるための濃厚接触者以外の関係者等への幅広い検査、施設内感染を防ぐための医療・介護等の従事者への検査、公益性の高い被災地への応援職員・ボランティアへの検査など、PCR検査等については引き続き戦略的に拡大していく必要があると考えられる。さらに、大規模なクラスターの発生時や冬場の季節性インフルエンザ流行時の対応等についても、考慮する必要がある。

このため、必要な者が迅速に検査を受けられるよう、今後も引き続き大学や医療機関、医師会、市町村等との連携による検査体制の拡充を図るとともに、検査機器の導入支援、検査に携わる人材の育成を図る必要がある。また、SmartAmp法や抗原検査など迅速に結果が判明する手法も含めた効率的な検査実施体制について検討する必要がある。

国においては、必要な検査数や検査体制の目標を明示し、各都道府県の取組に係る財政支援を充実するとともに、試薬・検査キットや検査機器等の安定供給体制の確保、民間検査機関の全国展開の働きかけ、検体採取時の医療従事者の感染リスクを低減させるための唾液を用いた迅速抗原キットなど新たな検査方法の開発、さらには円滑な検査の実施に向け、多様化する検査手法も含めて国民への丁寧な説明に取り組むよう要望する。なお、費用負担の在り方については、検査体制の拡充に応じて一定の個人負担も検討を行う必要があるという意見がある一方、国民の不安感が社会経済活動の大きな障害になっており、負担軽減により希望する者が誰でも検査を受けることが可能となる体制が必要との意見もあった。

## 6. 医療提供体制の確保、医療機関への経営支援

3～5月の感染の波の際には、全国的にサージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールド等の個人防護具が不足し、多くの医療機関で院内感染のリスクに晒されながらの診療等を行わざるを得ない状況に陥った。

また、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れるためには、専用病床やそのためのスタッフを確保するとともに、施設内のゾーニングや患者・スタッフの動線確保などの対応を行う必要がある。こうした対応には医療機関に大きな負荷がかかり、各都道府県では重点医療機関・協力医療機関の確保に苦慮するとともに、保健所による入院先の調整に要する時間も長期化し、自宅や福祉施設内での療養を余儀なくされる

ケースも多発した。

このため、各都道府県では国と連携して医療機関に医療資機材を供給するとともに、医師会や看護協会等とも連携して人材の確保に取り組んできた。また、国の交付金の活用による医療機器の整備等の支援を通じて、公立・公的病院に加えて大学病院や民間病院の協力も得て、重点医療機関・協力医療機関の確保に取り組んできた。また、無症状者や軽症者については宿泊施設を借り上げ、医療機関ではなく宿泊施設で療養できるようにしてきた。

他方で、医療機関においては、ECMO・人工呼吸器や感染管理に習熟した人材の確保、新型コロナウイルス感染症の患者数の増減に応じた専用病床と一般病床の切り替えの判断、医療従事者への差別や偏見等の事例などに苦慮しているとの声が寄せられている。特に地方部の県からは、小規模な病院が多く、専用病床を病棟単位で確保することが困難で重点医療機関の指定が進まないとの声がある。また、宿泊療養施設においても、運営スタッフの確保、患者数の動向に応じた確保すべき室数の調整、風評被害の懸念や近隣住民への説明に苦慮しているとの声が寄せられている。

また、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関では、空床確保や一般の入院患者や外来患者の受入制限などにより減収が生じ、経営が悪化しているほか、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れていない医療機関においても、受診控え等による減収が生じている。

さらに、新型コロナウイルスの感染への恐れから、救急・搬送の受け入れ困難事例が生じたほか、周産期、小児、障がい児者、がん患者・透析患者や外国人などの特別な配慮が必要な患者への対応も必要となっている。

こうした医療提供体制の確保については、都市部と地方部で異なるアプローチが必要であると考えられる。すなわち、都市部にあっては、一定の範囲に複数の中核的な病院が立地する利点を生かし、「コロナ専用病院」の設置も含めて病院間の役割分担により地域の医療提供体制を構築することが考えられる。この場合、保健所が中心となって定期的に病院間の情報共有を図る仕組みを構築し、病院長同士が顔の見える関係となり患者動向に応じて柔軟に役割分担の見直しを行うことが重要である。

他方で、地方部にあっては、大学病院や県立病院等の中核的な医療機関が、新型コロナウイルス感染症の患者から高度医療が必要な様々な患者まで一手に引き受けざるを得ないケースも多く、この場合は、こうした中核的な医療機関において院内感染を防ぐ取組を徹底するとともに、資源の集中的な支援を行う必要がある。

また、いずれの場合であっても、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れるためには、単に専用病床を確保するだけでなく、その運営に当たる高度な技能を有する人材と、個人防護具をはじめとした医療資機材が必要となる。医療従事者に対する処遇改善や宿泊施設の確保等の負担軽減の取組に加えて、事前の研修等を通じた人材育成の取組、さらには医療資機材の備蓄や安定供給体制の構築が重要であると考えられる。

さらに、こうした準備を行っていたとしても、感染が急速に拡大した地域では医療提供体制がひっ迫し、また医療機関においても院内感染や濃厚接触等により業務に従事できない職員が多数生じ、通常の医療提供体制を確保できなくなることも想定されることから、他地域の医療機関での患者受け入れや、他地域からの医療従事者の応援体制を構築する必要がある。この点に関しては、7～8月にかけて急速な感染拡大に見舞われた沖縄県からの派遣要請を受けて、全国知事会の調整により各都道府県から看

護師の派遣を行ったところであり、この取組が参考になるものと考えられる。

国においては、地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営に資するため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引上げや福祉医療機構による無利子・無担保貸付の拡充、公立病院に対する財政支援など、医療機関の経営支援策を早急に実現するとともに、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、医療資機材の確保に係る備蓄経費や患者受入体制整備を目的とした病院改修等に加え、従来の病棟を単位とする重点医療機関の施設要件の弾力的な運用をはじめ、入院医療機関に対する運営経費支援を対象とするなど、都道府県の判断で地域の実情に応じて柔軟に幅広く活用できるように改善していただきたい。また、専用病床や宿泊療養施設の確保を計画的に行うことができるよう、早期の交付決定や今後の予算措置も必要である。さらに、医療従事者慰労金については、6月30日までを対象期間としているが、新たな感染拡大が発生していること、秋冬に向けてさらに病床を確保する必要もあることから、対象期間を延長する等の対応も必要である。加えて、G-MISの改善、対象拡充による医療資機材の供給円滑化や安定供給体制の構築、医師・看護師確保対策の強化やオンライン診療の評価・検証を踏まえた推進等の取組を進めていただく必要がある。

また、今後も新型コロナウイルス感染症以外の感染症が多発することも考えられることから、こうした状況も踏まえた医師・看護師確保対策の強化、とりわけ感染症専門医、感染管理看護師や実地疫学専門家等の専門的な人材の育成・確保に取り組む必要がある。

## 7. 都道府県間の広域連携、市町村等他機関との連携

(都道府県間の広域連携について)

新型コロナウイルス感染症については、地域医療の体制が都道府県単位で構築されていることに加えて、特別措置法において都道府県知事が様々な措置を講じることとされていることなどから、各都道府県が中心となって対策を実施してきたところである。

こうした中で、特に通勤・通学など都道府県境を越える広域的な人の動きが多く見られる大都市圏をはじめ、各地で各都道府県が連携して住民へのメッセージを発する取組が行われたところである。

他方で、各都道府県からは、都道府県境をまたぐ濃厚接触者や施設の調査、他団体で検査を受けた住民の対応で情報共有が円滑に進まないという声が寄せられている。

各都道府県においては、現時点でも担当者同士のやり取りをしながら積極的疫学調査等の業務を進めているところであるが、明確なルールが存在しないことから、団体によって対応が異なるという事例も見られる。また、事前の広域支援の協定に基づき、クラスター発生時のPCR検査の実施に当たって他府県から協力を得た事例や、ECMOの機器やこれに習熟した人材の確保が困難であることを踏まえ、重症患者向けの病床を広域利用する取組もあるが、重症患者の搬送に関して、隣県の大学病院等の方が近い場合でも具体的な手順が定まっていないという指摘もある。

このため、都道府県間の情報共有について明確なルールを作成し、新型コロナウイルス感染症対策を行うために必要な情報共有を円滑に行えるようにする必要がある

とともに、特に各都道府県間の調整にあたっては、感染者情報の公開に係る取扱いに労力を要することから、国においては情報公開の統一的なルールの策定を検討する必要がある。

また、すでに各分野で記述したように、感染が急速に拡大した地域に対して、保健所の職員や医療・介護の従事者等の応援派遣を広域的に行う体制を構築する必要がある。

(市町村等との連携について)

新型コロナウイルス感染症対策にあたっては、前述のとおり特別措置法では都道府県知事がさまざまな措置を講じることとされている一方、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）においては、様々な措置は都道府県、指定都市、中核市及び保健所設置市がそれぞれ講じることとされている。

このため、特に指定都市、中核市及び保健所設置市を有する都道府県においては、対策を講じる際の前提となる感染状況等の情報が十分得られないという事態も生じた。また、クラスター発生時の積極的疫学調査等、患者の行動歴などの個人情報も含めて情報共有を図る必要がある際に対応が遅れたという指摘も寄せられている。さらに、医療提供体制や宿泊療養施設の運営を巡って都道府県と市の間で方針の差異があった、都道府県間の場合と同様に患者の搬送の際に情報共有に課題があった等の声も見られる。

クラスターの発生時等の感染拡大時に迅速に対応するためには、特別措置法上の権限を有する都道府県と実際の感染症対策を担う保健所とが一体的な運用をすることが重要であり、こうした課題に対して、各都道府県では市の保健所にリエゾンを派遣したり、情報管理センターの設置やクラウドシステムの活用により情報の一元管理を行う、都道府県と保健所を所掌する市との合同対策本部や調査チームを設置する等の取組が行われている。他方で、こうした取組を行ってもなお調整に苦慮したとの指摘もあり、国においては、特別措置法と感染症法との関係を整理するなど制度的な対応を行うとともに、各都道府県においても、他団体の好事例を参考にして市の保健所との連携を強化する必要がある。また、国が整備したHER-SYSの活用を促進することで、都道府県と指定都市、中核市及び保健所設置市との情報共有を図ることとしているとの声もあり、国においては、HER-SYSの使い勝手の改善等、その有効活用に向けた課題の解決に引き続き取り組んでいただきたい。

また、都道府県の保健所の管内にある保健所を有しない市町村から、住民に一番近いところにいる基礎的自治体として、詳細な患者情報の提供を求められる事例が見られ、個人情報保護との兼ね合いで対応に苦慮しているとの声が見られた。特に、災害の発生時には、避難所で別室の確保等の対応をするため、市町村としても自宅待機中の濃厚接触者や自宅療養中の患者についての情報が必要となる。

このため、各団体の個人情報保護条例に従って、本人の同意を得たり、事前に覚書を締結して責任者や共有範囲をあらかじめ定めた上で業務遂行に必要な情報として、あるいは生命、身体等の保護のため緊急の必要があるとして、市町村に情報提供をする等の対応が考えられる。

## 8. 水際対策等、国と連携した対策の展開

政府においては、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、水際対策として、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェックや健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置を実施している。

他方で、各都道府県からは、国際航空便の離発着を扱う各空港における空港検疫等の措置が不十分であり、「帰国者が自家用車やレンタカー等を使用して検査結果が判明する前に帰宅する」、「船を自宅として取り扱った結果、貨物船の交代要員として入国した船員が空港周辺での待機をせずに移動を開始した後で陽性が判明した」、「空港周辺で停留する施設が十分確保されていない」、「移動先の都道府県に対して十分な情報提供がなされていない」といった声が寄せられており、実際にこうした状況から入国者以外にも感染が拡大した事例も見られる。（なお、この点について、政府に対する要請を行った結果、検査結果判明前の待機施設への停留、帰国者情報の円滑な提供等の改善が図られた事例もある。）

また、保健所が帰国者への健康観察（フォローアップ）を担っているが、言語や文化の違いによるコミュニケーションの壁に加え、電話連絡が使えない等（検疫所から送付される連絡先の電話番号が使用されていない）、対応に苦慮しているケースが見られ、職員の大きな負担となっているとの指摘や、検疫所が独自に病院を確保しているため、地域の医療提供体制との調整が十分に行われていないとの指摘もある。

このため、国においては、検疫所における検査体制の拡充や多言語かつ分かりやすい表現による感染防止対策の徹底の啓発、空港周辺における一時待機施設の確保及び検査結果判明までの待機の徹底、地元自治体に過度な負担が生じないようにとの十分な調整による医療機関等の陽性者の受け入れ先の確保、ICTの活用による入国者の行動履歴の把握、都道府県への迅速な情報提供等の取組が必要と考えられる。

## 9. 特措法に基づく外出自粛・休業要請等の運用基準や法的な枠組みの在り方

今回の新型コロナウイルスの感染拡大に際して、4月7日に7都道府県に対して特別措置法に基づく緊急事態宣言が出され、16日には対象が全国に拡大されたことを受けて、各都道府県は特別措置法に基づく外出自粛や休業の要請を行ったところである。

こうした要請については、4月の段階では新型コロナウイルスの実態が十分に判明しておらず、また急速に感染が拡大したこともあり、十分な検討の時間がない状態で、全域で外出自粛の要請が出されるとともに、休業要請についても多くの都道府県で広範な業種に対して行われたことから、地域経済や住民生活への影響も大きかったと指摘されている。こうした要請については、休業要請の対象施設を感染拡大防止に実効性があるものに限定するなど、私権の制限が必要最小限となるようにすべきと考えられる。

また、特別措置法には休業要請・指示に協力する事業者への支援の枠組みが十分ではなく、多くの都道府県では交付金も活用しつつ、独自に協力金の制度を設けて対応することとなった。また、休業要請・指示にもかかわらず営業を継続する事業者も見られたことから、特別措置法に補償金的な協力金を位置付けたり、罰則の規定を設けたりするなど、実効性を担保する法的措置を求める声が多く寄せられた。こうした実

効性の担保については、特別措置法だけでなく感染症法においても、積極的疫学調査への協力や自宅での療養に関して必要性が指摘されている。

さらに、特別措置法に基づく措置については、各都道府県知事が講じることとされている。この点に関して、感染症法では指定都市や中核市、保健所設置市もそれぞれ必要な措置を講じることとされており情報集約等に苦慮したとの声や、都道府県間で休業要請の対象となる業種を調整するのに苦慮した、結果的に休業要請の対象に差が生じ、都道府県境をまたいだ新たな人の流れを引き起こすこととなった、店舗が休業要請の対象となるか否かで全国チェーン等の事業者において混乱が生じた等の指摘もあった。

加えて、特別措置法の休業対象が新型インフルエンザを想定した人の集まる施設とされているため、ホテル・旅館の客室や観光地の駐車場等の施設が休業要請の対象とされておらず、旅館業法第5条の宿泊拒否の制限の規定もあり、広域的な人の動きを抑制する取組が十分に行えなかったとの意見もあった。

また、休業要請の運用に当たっても、特別措置法第24条第9項による協力要請と第45条第2項による要請の関係が曖昧であった、こうした要請について基本的対処方針において国への事前協議が必要とされ迅速な対応ができなかった等の意見もあった。

こうした点を踏まえ、すでに各都道府県では、感染拡大の傾向を受けて、迅速に、対象の業種や地域を限定したピンポイントの休業の協力要請を行う事例も見られるところであり、また国においても特別措置法第24条第9項による協力要請を個別の店舗に対して行うことができるとの見解が示されるなど、4月の経験を踏まえた対応が図られているところである。しかし、今後、特に秋から冬にかけて感染が再度拡大するおそれがあることを踏まえると、特別措置法や感染症法の改正、運用の改善が求められる。

## 10. 業種別ガイドラインの定着・運用をはじめとした新しい生活様式

5月に緊急事態宣言が解除されて以降、感染拡大の防止と社会経済活動の段階的な引上げを両立させる取組が進められているが、この取組は感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの実践が前提とされている。

これを受けて、各都道府県では「新しい生活様式」や業種別ガイドラインについて、広報誌やメディアの広告、ホームページやSNS等も活用して広報に取り組むとともに、業種別ガイドラインを実践する店舗に対するステッカーの配布等の取組を行っている。

しかし、「新しい生活様式」については、特に若い世代や高齢者への浸透があまり進んでいないとの声があり、業種別ガイドラインについても、業界団体に加盟していない事業者への周知、取組項目実践の困難さ、店舗の利用者への周知等の課題も指摘されている。また、「新しい生活様式」や業種別ガイドラインの法的な位置付けや科学的な根拠・裏付けが明確でないとの指摘もあり、特に各都道府県ではガイドラインに関する助言・指導を行うだけの十分なノウハウを有していない、ガイドラインを遵守していない事業者への苦情対応が保健所業務の負担となっている等の声も寄せられて

いる。

さらに、劇場、コンサートホール等の大規模イベントの興行をはじめ、各事業者ではガイドラインを遵守することで収入の減少、経費の増大による収益性の悪化が生じており、支援の必要性を指摘する声もある。

このため、各都道府県では引き続き様々な広報媒体を活用して「新しい生活様式」や業種別ガイドラインの周知に努めるとともに、業界団体等の研修や店舗への訪問等を通じた事業者への浸透を図る必要がある。また、接触確認アプリや自治体独自の周知システム等の活用を呼び掛ける取組、ガイドラインを遵守する店舗の利用呼びかけや独自認定制度の創設等、事業者のインセンティブになる取組も必要と考えられる。

また、国においても、全国的な業界団体を通じたガイドラインの浸透状況を把握するとともに、科学的知見を踏まえたガイドラインの改定や見直し、観光等の顧客が広域にわたる業種における全国統一的な認定制度の創設、ガイドライン遵守に伴い業績が悪化する事業者等への経営支援等の取組が必要と考えられる。特に、クラスターが発生した店舗におけるガイドラインの取組状況の把握は、ガイドラインの改定・見直しに必須と考えられることから、こうした情報を収集・集約して分析するとともに、各都道府県や業界団体と情報共有する仕組みの構築を検討していただきたい。

#### 1 1. 新型コロナウイルス感染症を前提とした医療・保健・福祉施策の在り方

新型コロナウイルスの感染拡大により、感染症対策に限らず、医療、保健、福祉施策の在り方全般について、従来の手法を見直す必要性に迫られている。

例えば、地域医療構想に関して、特に公立・公的病院の病床の在り方や医師・看護師の確保についての議論が進められてきたが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、これらの施策については、今後も発生が懸念される感染症対策を反映させたものとする必要がある。

また、外出自粛要請や各種のサロン・教室等の閉鎖を踏まえた高齢者の健康づくりの場の提供やICTを活用した見守り・相談対応、「密」をつくらないがん検診や特定健診等の実施、「新たな日常」の中での健康的な生活習慣の定着などにも取り組む必要がある。

さらに、感染拡大の影響により増加が見込まれる生活困窮者への支援、子ども食堂の休止等の状況を踏まえた子どもたちの居場所や学び、経験の場の確保、加えて豪雨や台風をはじめとした自然災害が頻発する中、避難所における感染予防対策の取組も課題となっている。

こうした取組については、各都道府県において感染症対策と並行して取組に着手してきているところであるが、今後、各都道府県の好事例、先進的事例を共有する等の取組を通じて、地域の創意工夫による取組を全国に広げていく必要があると考えられる。また、国においても、そのための財政支援を充実する必要がある。

#### 1 2. 季節性インフルエンザの流行への対応及びワクチン接種

今後、秋・冬の時期を迎え、新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと



同時に流行することが懸念されている。このため、各都道府県においては、5. で前述したとおり季節性インフルエンザの流行も見据えた検査体制を構築すべく、関係機関との協議を始めるとともに、医療機関における外来患者の動線の区分など、感染防止の徹底を働きかける必要がある。

国においては、緊急包括支援交付金の対象に施設の改修や設備の工事等を加えるなど、こうした取組に必要な財政支援を行うとともに、季節性インフルエンザについても、検体採取時の医療従事者の感染リスクを低減させるため、唾液を用いた迅速抗原キットなど新たな検査方法の開発を促進する必要がある。また、季節性インフルエンザのワクチン接種希望者が例年以上に増加することが見込まれることから、流通のコントロールも含め必要な量を安定的に供給する体制の構築及びワクチンの優先接種対象者や診療体制に関する方針等の早急な明示、国民に対する周知・啓発が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症のワクチンについても、世界中で開発が進められるとともに、国においては、ワクチン接種の優先順位等の検討が進められ、先般、新型コロナウイルス感染症対策分科会において、高齢者、基礎疾患のある方や、これらの方の新型コロナウイルス感染症の診療を直接行う医療従事者を優先接種の対象とする考え方が示されたところである。これらに加えて、新型コロナウイルス感染症対策の中核業務を担う保健所の職員、さらには、高齢者福祉施設や障がい者施設等の社会福祉施設の職員についても、3. で記載したようにこれらの施設でクラスターが多く発生していること、また感染者が発生した後も施設運営を継続する必要があることなどを踏まえ、ワクチンの優先接種の対象とすべきと考えられる。

### 13. 偏見・差別やデマ等への対策

3～5月の感染の波以降、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者、その家族に対する誹謗中傷や、医療・介護の従事者をはじめ社会機能の維持に必要な事業を支える、いわゆる「エッセンシャルワーカー」に対する差別的な扱いなどの事例が生じている。また、感染者に対する退院後の医療・介護のサービス提供の確保に困難が生じた事例や、感染者やその関係の企業、立ち寄り先の店舗等を巡り、根拠が不確実な情報が固有名詞も含め、インターネット等で広く拡散されるという事態も見られた。さらに、全国に緊急事態宣言が発せられ、広域的な人の移動を抑制する取組が行われた時期を中心に、他の都道府県ナンバーの車に対する嫌がらせが頻発した地域もあったところである。

こうした人権侵害の事案は、それ自体が許されるものではないことに加えて、積極的疫学調査への協力やPCR検査等の受検などの感染拡大防止の取組への支障、さらには地域や社会の分断・軋轢を生じさせるものであり、看過できないものである。

全国知事会では8月11日に「人権メッセージ」を取りまとめ、私たちが闘う相手は「ウイルス」であって「人間」ではないと呼びかけたところであるが、各都道府県においても、知事のメッセージの発信、広報媒体を通じた住民への呼び掛け、ネットでの誹謗中傷に対するパトロール、相談窓口の設置や訴訟等に備えた画像等の保存、人権侵害の疑いがある事案の法務局への通報など、様々な取組が進められている。

こうした取組は引き続きねばり強く行う必要があるとともに、国においても、国民向けの啓発や、人権相談の窓口も含めた相談体制の強化、地方公共団体が行う啓発・

相談等への財政支援、偏見・差別を受けた方への支援を感染症関連の法令に位置付けること等に取り組んでいただく必要がある。

#### おわりに

本報告書は、3～5月の感染の波に際して、各都道府県が講じた対策やその際に感じた課題を踏まえて検討を進めた結果を取りまとめたものである。他方で、新型コロナウイルス感染症については、本報告書の取りまとめに当たっている8月下旬の時点でも全国的な感染が生じており、新たな類型でのクラスターが発生するなど、その状況は日々動いている。

このため、本WTとしても、引き続き状況をフォローし、必要に応じて各都道府県の対応を集約し、情報共有する必要がある。また、特別措置法や感染症法等の制度的な見直しについては、法改正に向けて具体的な検討を行い、国に対して提案を行っていく必要があるとの意見もあったところである。

本WTの開催及び報告書のとりまとめに当たっては、日本医師会の釜范常任理事にアドバイザーとして参画いただき、ご助言をいただいた。また、内閣官房・厚生労働省にもオブザーバーとしてご参画をいただいた。ご多忙の中ご協力をいただいた関係の皆様に、深く感謝申し上げる次第である。

## 地方創生の推進について

内閣府におかれましては、全国知事会の意見も踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ地方創生の推進に積極的に取り組まれていることに敬意を表します。

つきましては、以下の項目について、特にご配慮いただきますようお願いいたします。

### 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方税財政措置等

#### ○ 今後の経済・雇用情勢等を踏まえた追加対策等

- ・ 国においては、今後の感染拡大に備えた検査体制・医療提供体制の強化や感染防止対策、「新しい生活様式」の普及・実践に向けた対応等に万全を期するとともに、経済・雇用情勢、感染状況等に即して、新型コロナ感染症対策予備費の活用も含め、追加の経済対策を講じるなど、臨機応変に、かつ時期を逸することなく対応し、地域経済と日本経済の力強い再生の実現に向けて、引き続き、地方と心を一つに、全力を傾注すること。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、現時点で既に、全ての都道府県で臨時交付金の申請・活用見込額が交付限度額を超えており、5,000億円程度の不足が見込まれることから、地方の取組みを強力に支援するため、予備費の充当も含め増額を図るとともに、基金への積立て要件の弾力化など、柔軟で弾力的な運用を図ること。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、10月以降も計画的に事業等に取り組めるよう、速やかに予備費の支出を行い交付金の増額を図るとともに、使途拡充や対象期間の延長を含め今後の感染拡大状況に応じ柔軟な対応を行うこと。また、受診控え等による医療機関等の厳しい経営状況を踏まえ、医療機関や介護・福祉サービス事業所への経営支援を対象とするなど、実情に応じて都道府県の判断で柔軟に幅広く活用できるよう見直しを行うこと。
- ・ 令和3年度以降においても、新型コロナウイルス問題が収束するまでの間は、各都道府県が感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス緊急包括支援交付金」など地方団体が必要となる財源について積極的に措置すること。
- ・ 感染防止と併せて、社会経済活動を早期に回復し、地域経済と日本経済の力強い再生を実現するため、ハード・ソフト両面において、リーマン・ショック時を上回る規模の国交付金を新たに創設するなど、地域経済の活性化や国土強靱化等に配慮した総合的かつ積極的な経済対策を早期に講じること。

## 2 地方創生の推進

### (1) 地方創生・人口減少対策のための財源確保

- ・ 「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源を十分に確保すること。
- ・ 「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」については、複数年度の施設整備事業の採択事業数の拡大や予算枠の拡充など、地方の意見等を十分踏まえ、更なる拡充やより柔軟な運用を図ること。

### (2) 5GをはじめとしたICTインフラ整備への財政的支援等

- ・ デジタル・トランスフォーメーションの基盤となる5Gサービスが、地方を含むエリアで早期に拡大されるとともに、条件不利地域における5GをはじめとしたICTインフラ等の通信基盤が確実に整備され、都市と地方の基盤整備に格差が生じないように、光ファイバ網整備等に対する国庫補助事業の継続・拡充や自治体負担分が生ずる場合の十分な地方財政措置など、万全の対策を講じること。
- ・ 社会全体のデジタル化を強力に推進していくため「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」により拡充された「中小企業経営強化税制」(C類型)について、期間を延長すること。

### (3) 「移住・起業支援金制度」の活用促進

- ・ 地方への新しいひとの流れを大きくし、東京一極集中を是正するため、「移住・起業支援金制度」の更なる活用促進に向け、国による周知・広報の一層の充実を図るとともに、実施状況や地域の実情も踏まえ、更なる制度の拡充や運用の弾力化等を検討すること。

### (4) 人口減少対策等に資する税財政措置の拡充

- ・ 「地方拠点強化税制」については、より実効性のある税制とすべく、雇用促進税制の税額控除を大幅拡充し、支援対象として移転に関連する施設(職員住宅・社員寮など)を追加するとともに、オフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とするなど制度の更なる拡充を検討すること。

令和2年9月8日

全国知事会 会長  
徳島県知事 飯泉 嘉門  
全国知事会 地方創生対策本部 本部長  
三重県知事 鈴木 英敬  
全国知事会 地方税財政常任委員会 委員長  
富山県知事 石井 隆一

## 自由民主党総裁選挙立候補者に対する提言

全国知事会は、持続可能な新しい日本の創生に向け地方としての役割を果たすべく、以下に記した重要項目の実施が必要不可欠と考えており、これらを党の重要政策に盛り込んでいただくよう強く申し入れます。

### 1 新型コロナウイルス感染症対策の強化と地方経済に対する支援

#### 重点

- ① 新型コロナウイルス感染症対策のための財源の増額や令和3年度以後の措置
- ② PCR等検査体制の戦略的拡大のための支援
- ③ 医療機関の安定経営のためのさらなる支援
- ④ 地方の意見を踏まえた感染症法における措置のあり方を見直し
- ⑤ 国と地方の緊密な連携による感染拡大防止に向けた課題の検討と対策の強化
- ⑥ 経済再生に向けた対策と地方財政の安定的運営のための支援
- ⑦ 地方と連携した新型コロナウイルス感染症に対する偏見・差別等の排除

### 2 国民主権に基づく地方自治、地方税財源の充実・強化

#### 重点

- ① 地方への権限と財源の移譲をはじめとする地方分権改革の推進
- ② 地方との実質的な対話・連携による施策の推進
  - ・ 国と地方の協議の場における分野別分科会の設置 等
- ③ 憲法における地方自治の本旨の明確化と大区解消
- ④ 安定した地方税財政制度の確立
  - ・ 安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確実な確保・充実 等

### 3 地方部と大都市部が共に輝く地方創生の実現

#### 重点

- ① 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に対する地方の意見の反映
  - ・ 「地方創生推進交付金」、「地方創生拠点整備交付金」の拡充・継続 等
- ② 5Gの整備加速化及び未来技術を活用したSociety5.0の実装支援
- ③ 人材育成の核となる地方大学等への支援
- ④ 地方が行う観光施策支援のための財源措置
- ⑤ 分散型国土創出のための「地方創生回廊」の早期構築

### 4 大規模災害からの早期の復旧・復興と防災・減災対策

- ① 各産業の早期再建に向けた支援体制の構築
- ② 防災・減災、国土強靱化対策の抜本強化とインフラ老朽化対策の加速
- ③ 地方自治体の機能喪失時における広域応援・受援体制の構築
- ④ 拉致問題の解決を始めとした北朝鮮への断固とした対応
- ⑤ 原子力災害時の災害対応のための体制整備

### 5 将来にわたって持続可能な社会保障制度の確立

- ① 地域の実情を踏まえた地域医療構想の実現及び必要な財源の確保
- ② 医師確保対策の推進
- ③ 地域包括ケアシステム構築のための支援の強化

### 6 少子化対策と子どもの教育環境の充実

- ① 切れ目のない支援による少子化対策と次世代育成支援の抜本的強化
- ② 子どもの貧困対策の拡充
- ③ 地方が必要とする教職員定数の確保及び専門・外部人材の更なる充実
- ④ 教育の情報化への財政的支援と情報化による学びの保障

### 7 活力溢れる地域経済の実現に向けた経済対策の推進

- ① 資金繰り・投資促進、海外展開の支援
- ② 国産木材の需要創出及び技術開発・人材育成に対する支援の拡充
- ③ 地方が利用しやすい官民共同利用型キャッシュレス基盤の構築
- ④ CSFに関する長期的支援とASFに備えた水際対策強化等の実施
- ⑤ TPP11協定等の影響に対する措置など農業の持続的発展に向けた取組

### 8 誰もが希望をもって活躍できる社会づくり

- ① 就職氷河期世代の活躍を促進する仕組みづくり・気運醸成等と財政的支援
- ② 新しい働き方に必要な法や社会保障制度に関する整備の検討
- ③ 地域女性活躍推進交付金の制度継続及び十分な財源の確保

### 9 自然と暮らしが調和した環境・エネルギー政策の推進

- ① 脱炭素社会の早期実現及び地域との共生ができる再生可能エネルギーの導入促進
- ② 水素社会の早期実現に向けた技術開発・研究、規制緩和

### 10 地域の誇りを守り育む文化・スポーツの振興

- ① 感染防止対策を施した国際大会等の開催及びその効果を波及する施策の実施
- ② スポーツ・文化と他産業の融合、アスリート等の育成・強化

全国知事会 令和2年9月



## 自由民主党総裁選挙立候補者に対する提言

全国知事会は、持続可能な新しい日本の創生に向け地方としての役割を果たすべく、以下に記した重要項目の実施が必要不可欠と考えており、これらを党の重要政策に盛り込んでいただくよう強く申し入れます。

令和2年9月 全国知事会

### 1 新型コロナウイルス感染症対策の強化と地方経済に対する支援

重点

- ① 新型コロナウイルス感染症対策のための財源の増額や令和3年度以後の措置
  - ・ 各都道府県が感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、予備費の活用も含め、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額や弾力的な運用、令和3年度以後の必要な財政措置を行うこと。
- ② PCR等検査体制の戦略的拡大のための支援
  - ・ 地域における感染状況を踏まえ、医療・介護・障がい者施設等の従事者、さらに、クラスター発生に伴う関係者を幅広く検査対象とし、感染拡大を封じ込めるためのPCR等検査体制の戦略的拡大に必要な支援を行うこと。
- ③ 医療機関の安定経営のためのさらなる支援
  - ・ 新型コロナウイルス感染症の患者受入れに関わらず、受診控えにより経営が悪化している医療機関に対し、安定的な経営を確保するためのさらなる支援を行うこと。
- ④ 地方の意見を踏まえた感染症法における措置のあり方の見直し
  - ・ 感染症法に基づく指定感染症に対する措置のあり方の見直しについては、仮に入院勧告等の適用が一律になくなることになれば、新型コロナウイルス封じ込めに支障を来すことになることから、地域ごとに感染状況や医療提供体制に差があることを踏まえ、地方の意見を十分に聴き、地域の実情にあった運用を可能にするなど、実態に即した慎重な検討を行うこと。
- ⑤ 国と地方の緊密な連携による感染拡大防止に向けた課題の検討と対策の強化
  - ・ これまで国と全国知事会が積み重ねてきた緊密な連携を継続し、地方の意見を踏まえた感染拡大防止に向けた対策を行うこと。

- ・ 地域における感染ルートやクラスター発生施設等の分析を行い、疫学調査等の保健所の体制強化や都道府県と保健所設置市との連携のあり方等の課題の検討を行うとともに、次の波に備え、水際対策の強化や特措法に基づく休業要請等の実効性を担保する措置の検討を行うこと。

#### ⑥ 経済再生に向けた対策と地方財政の安定的運営のための支援

- ・ 国においては、今後の感染拡大に備えた検査体制・医療提供体制の強化や「新しい生活様式」の普及・実践に向けた対応等に万全を期するとともに、経済・雇用情勢や次の波への対応等に即して、追加の経済対策を講じるなど臨機応変に対応し、地域経済と日本経済の力強い再生の実現に向けて、引き続き、地方と心をついに、全力を傾注されることを期待する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染防止と併せて、社会経済活動を早期に回復し、地域経済と日本経済の力強い再生を実現するためには、ハード・ソフト両面において、リーマン・ショック時を上回る規模の国交付金を新たに創設するなど、地域経済の活性化や国土強靱化等に配慮した総合的かつ積極的な経済対策を早期に講ずるべきである。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで景気に対して安定的とされてきた税目にも、想定を超える大きな減収が生じることが懸念され、地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが見込まれるため、少なくとも、今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は地方消費税などを減収補てん債の対象に追加すること。

#### ⑦ 地方と連携した新型コロナウイルス感染症に対する偏見・差別等の排除

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、デマが拡散されたり、偏見や差別、心ない誹謗中傷など、人権が脅かされる事例が横行していることから、国と地方が連携して継続的な広報や教育・啓発を実施するとともに、相談体制の整備等、偏見・差別を受けた方への支援についても感染症法等の法令に位置づけるなど人権を守る対策を早急に講じること。

## 2 国民主権に基づく地方自治、地方税財源の充実・強化

重点

### ① 地方への権限と財源の移譲をはじめとする地方分権改革の推進

- ・ 地方公共団体が、地域の多様性を尊重した施策を自主的・自立的に実施するため、権限や財源を大胆に移譲し、新型コロナウイルス感染症対



策、地方創生、子育て支援などの喫緊の重要課題に、地方がより主体性をもって取り組むことができるよう、**地方分権改革を強力に推進**すること。

- ・ 福祉分野を中心として多数存置され、地域の実情に応じた施策の展開に支障を来している「従うべき基準」を速やかに見直すとともに、「義務付け・枠付け」について、**事前に地方がチェックする仕組みを法的に確立**すること。
- ・ 国から地方への**権限移譲**や地方に対する**義務付け・枠付けの見直し**については、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように**実証実験的な権限移譲等を認めること**とし、例えば**広域連合の活用**など、「**地方分権改革特区**」の導入を大胆に推進すること。
- ・ 国と地方、都道府県と市町村、各都道府県間や各市町村間といった**各主体間の多様かつ柔軟な協働、連携による取組を推進**するとともに、**地域交通において地域が自ら考え実行できる分権的手法の導入**や地方版ハローワークのように、これまでの国と地方の役割分担を乗り越え、新しい形態の**国・地方協働型の仕組みによる行政運営**を推進すること。

## ②地方との実質的な対話・連携による施策の推進

- ・ 国と地方の協議の場に分野別分科会を設置し、新型コロナウイルス感染症対策や地域医療の確保のように、国と地方が実質的な協議をしながら施策を推進する仕組みを強化すること。また、国会に常設の委員会として「**地方分権推進委員会**」を設けるなど、立法プロセスに地方が適切に関与する仕組みを構築すること。

## ③憲法における地方自治の本旨の明確化と合区解消

- ・ 「**国民主権**」の原理のもと、地方自治の権能は、住民から直接授けられたものであるとの観点から、**憲法第92条の「地方自治の本旨」**について、より具体的に規定するように検討するとともに**自治立法権や自治財政権の拡充・強化**を行うこと。
- ・ 参議院の「**合区問題**」については、**憲法改正等の抜本的な対応により「合区を確実に解消**」すること（一部の府県に反対・賛同できない旨の意見がある）。

## ④安定した地方税財政制度の確立

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少も懸念される中で、地方が責任をもって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策、地方創生・人口減少対策をは

じめ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた緊急事態措置や経済活動の自粛により大きな打撃を受けている地域経済の活性化・雇用対策、防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め、**地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実**すること。

- ・ 国と地方の税収が概ね6対4であるのに対し、歳出ベースではこれが逆転し、国と地方の歳出割合は概ね4対6となっているのが現状である。**国と地方の税源の配分を役割分担に見合うように見直し、この乖離を縮小していくことが必要であり、地方税の充実と、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築**すること。
- ・ **地方交付税は、「地方の固有財源」であり、その総額を確保・充実**するとともに、個々の団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、**財源保障機能と財源調整機能の維持・充実**を図ること。また、**地方交付税の法定率の引上げ**を含めた抜本的な改革により、**臨時財政対策債を縮減**すること。

#### ⑤その他

- ・ 現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で法期限を迎えるため、引き続き、総合的な過疎対策を充実強化し過疎地域の振興と持続可能な地域社会の実現が図られるよう、**令和3年度を初年度とする新たな過疎対策法を制定**すること。

### 3 地方部と大都市部が共に輝く地方創生の実現

重点

#### ①「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に対する地方の意見の反映

- ・ 地方創生は、地方部と都市部がそれぞれの持つ強みや特徴を伸ばし、より魅力ある、かつ力強い日本を形作るという国家構造の抜本的変革である。第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）の推進に当たっては、地方と国が一体となって取り組むべき**最優先課題であることを再度確認**し、これまで以上に**地方の意見を反映**すること。また、第1期の検証結果等を踏まえ、地域の担い手の必要数を確保するという**量的な視点での施策に加え、個人の立場に立って、それぞれが地域での生活をイメージし、その希望をかなえるという質的な視点での施策を講じる**こと。
- ・ 第2期「総合戦略」の期間中には、東日本大震災の発災から10年間の総仕上げや東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、

現行の過疎地域自立促進特別措置法の期限等の節目を迎えることから、次の観点も踏まえて地方創生に取り組むこと。

I 地方創生のモデルとなるような復興の実現

II 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を活かした地方創生の加速と、そのレガシーを地方創生実現の力とすること

III 新たな過疎対策法の制定等による過疎地域における地方創生

- ・ 「まち・ひと・しごと創生事業費」や「地方創生推進交付金」、「地方創生拠点整備交付金」を拡充・継続するとともに、地方の実情を踏まえた弾力化を図ること。

② 5G の整備加速化及び未来技術を活用した Society5.0 の実装支援

- ・ Society5.0 時代の基幹インフラである 5G について、人口減少が進む中山間地域や離島地域など条件不利地域を含め、都市と地方で一気に整備を進め、早期に 5G サービスが開始されるよう万全の対策を講じるとともに、地方における 5G を活用した地域の活性化や課題解決に向けた取組を支援すること。

- ・ 人手不足や生産性向上、防災・減災、地域交通維持・充実など地方創生に深く関わる課題の解決に大きく寄与する、AI や IoT、自動運転、空飛ぶクルマ等の未来技術を活用した Society5.0 の社会実装に向けた具体的な支援策を早急に講ずること。

また、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指した SDGs の理念を踏まえ、地方創生のより一層の充実・強化に取り組むことの重要性を鑑み、自治体 SDGs 推進のための取組への支援を拡充すること。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に伴い、オンライン授業やテレワークなどの取組が大きく進み、新しいビジネスモデルも生まれてきている。これらを好機ととらえ、デジタル技術がもたらす効率化や利便性向上に対する認識を広めるとともに、デジタルトランスフォーメーションを加速化させる取組を推進すること。

③ 人材育成の核となる地方大学等への支援

- ・ 地方創生のさらなる推進には、中長期を見据えて若い世代の人材育成が重要であることを鑑み、地域における「知の拠点」として、地域経済・産業振興を担う人材育成の重要な核である地方大学について、「キラリと光る地方大学づくり」による若者育成の取組等を推進するとともに、高等学校等についても、地方創生を担う人材育成の核の一つと位置づけ、財政支援等を関係省庁が連携して行うこと。

また、企業と大学等の壁を越えて、卓越した人材が活躍できるクロス

アポイントメント制度や教員へのインセンティブ制度の導入など、企業と大学等が長期的な関係を構築し、スピード感を持って技術の社会実装を達成することができる仕組みを構築すること。

- ・ 地域課題の解決に向けて継続的に関わる関係人口の増加は、地方部と都市部との双方にとって意義があるものと考えられることから、**地域と人材をつなぐマッチング・コーディネート機能の強化**をはじめ、「**関係人口**」の創出・拡大に取り組むこと。
- ・ 様々な社会課題の解決を図る Society5.0 時代における地方創生の更なる推進やデジタル活用共生社会の実現に向け、**AI・IoT・ビッグデータ等**を利活用できる**デジタル人材の育成**に取り組むこと。
- ・ 少子高齢化が進展し労働力人口が減少する中、福祉人材が不足した状態が続くことは、我が国の福祉の崩壊に繋がることから、**保育士や介護人材の確保**に向け、引き続き**賃金の底上げによる処遇改善**を図るとともに、**労働環境の整備、保育士の離職時登録制度の法制化等**を図ること。
- ・ 様々な就業分野が直面する深刻な担い手不足に対応するため、**産学官が連携した中小企業の人材確保等を支援する拠点整備**や、**ワンストップで支援する就農研修拠点の整備に対する補助**など、ハード整備を含む人材育成・確保策を的確に講じること。
- ・ 地域全体で子どもたちの学びと成長を支える活動や学校外の人的・物的資源を活用した教育の充実など、**学校を核とした地域づくり、地域を支える人材育成**に向け**必要な措置**を講じること。

#### ④地方が行う観光施策支援のための財源措置

- ・ 観光産業は成長戦略と地方創生の大きな柱であることから、**観光誘客促進のための受入環境の充実**や、地方が積極的に観光施策を実施するための必要かつ十分な**財源の確保・充実**に努めること。また、国際観光旅客税については、日本版DMO等の取組も含め、自由度が高く創意工夫を活かした取組に活用できる交付金として、**一定割合を地方に配分**するなど、**地方の観光振興施策の財源**に充当できる仕組みを創設すること。

#### ⑤分散型国土創出のための「地方創生回廊」の早期構築

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大が社会経済活動に大きな影響を与え、過度な大都市部への一極集中等に伴うリスクを減少・回避することの重要性が改めて認識されたことを踏まえ、全国各地が感染症の脅威にも強くしなやかに対応し持続的に成長できる「**新次元の分散型国土**」の創出に向け、地方創生に不可欠な基盤として、「**地方創生回廊**」の早期

構築を図ること。その中核であるリニア中央新幹線については、一日も早い全線開業に向け必要な支援を行うとともに、高規格幹線道路、整備新幹線等の交通インフラのミッシングリンク解消やダブルネットワーク化、整備新幹線の整備促進、地方空港・港湾の機能強化に加えて、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への早期格上げを図ること。

また、活力のある地域社会を実現するため、交通機関の利便性向上や交通事業者の生産性向上への支援、さらには、IoTの活用や、MaaS等の新たな技術・サービスの全国展開への支援等を充実・強化すること。

加えて、リニア中央新幹線の開業に伴う、スーパー・メガリージョン効果を最大限に引き出すための各種プロジェクトに対する必要な支援を行うこと。

#### ⑥その他

- ・ 「健康づくりや健康経営なくして、地方創生なし」の決意のもと、国民一人ひとりの主体的な健康づくりや、スポーツを通じた健康増進、企業の経営力向上にもつながる健康経営に向けた取組を地域の実情に沿って、きめ細かく進められるよう、安定的な財源の確保など、関係省庁が連携して地方を支援すること。



## 自由民主党総裁選挙立候補者に対する提言への回答について

全国知事会においては、自由民主党総裁選挙告示日の9月8日、所見発表演説会や共同記者会見など、大変御多忙の中、全ての候補者御本人が対応いただき、政策提言を実施致しました。

各候補者には、「新型コロナウイルス感染症対策の強化と地方経済に対する支援」、「国民主権に基づく地方自治、地方税財源の充実・強化」、「地方部と大都市部が共に輝く地方創生の実現」をはじめ、防災・減災、国土強靱化対策など、地方が実現を望む10項目の政策提言について、全国知事会と心を一つに取り組んでいただくよう申し上げました。

その結果、3名全ての候補者から、御回答いただき、厚く御礼申し上げるとともに、政策提言の全ての項目について、御賛同いただきましたことに、大変心強く思っております。

全国知事会としては、47都道府県の叡智を結集し、我が国が直面する「人口減少」及び「災害列島」に「新型コロナウイルス感染症」を加えた「3つの国難」を打破し、国と心を一つに、新たな日常を実装したWITHコロナからアフターコロナ時代の構築に向けて、しっかりと取り組んで参りますので、候補者各位の御健闘をお祈り申し上げるとともに、政策提言の具現化をお願い申し上げます。

令和2年9月11日

全国知事会 会長

徳島県知事 飯泉 嘉門

全国知事会 総合戦略・政権評価特別委員会委員長

宮城県知事 村井 嘉浩





# 関西・イベント時の感染防止宣言

イベントの開催には感染防止の継続的な取り組みが必要です。イベントを楽しむためにも、十分な人と人との間隔をとるなど感染防止を徹底しましょう。

## 府県民の皆様へ

- 発熱、倦怠感などの症状のある方は、イベントには参加せず保健所等に相談しましょう。
- 屋内、屋外を問わずイベント参加時には必ずマスクを着用しましょう。
- 飛まつが拡散するような大声での歓声や声援は慎みましょう。
- 感染防止策がなされていないイベントへの参加は控えましょう。
- 国、自治体の接触確認アプリや追跡システムを積極的に活用しましょう。

## イベント開催事業者の皆様へ

- 業種別ガイドラインを遵守し、感染防止に最善を尽くして、その旨宣言しましょう。
- 検温や手指消毒とともに、イベント参加者全員がマスクを着用できるよう準備をしましょう。
- 屋内イベントでは、換気を強化しましょう。
- ロビーやトイレなどで密集状態が生じないようにしましょう。
- 自治体の追跡システムを活用するなど、入場者の連絡先を記録し、参加者を把握しましょう。



# コロナ禍でも台風時には避難行動を！

## 事前の準備として

- ハザードマップ等を活用し、自宅等の近くの浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を確認し、あらかじめ避難先、避難方法を決めておきましょう。
- 最寄の避難所をはじめ、複数の安全な避難先を決めておきましょう。
- 安全な場所であれば自宅に留まること、親戚や知人の家に避難することも有効です。
- 窓の施錠や雨戸の補強、側溝の掃除、飛ばされやすい物の固定などの備えをしましょう。
- 備蓄品を点検した上で、感染症対策用品を加えた「非常時持ち出し品」を準備しましょう。

## 避難する時には

- 新型コロナウイルス感染期にあっても台風等から命を守るためには、避難は必要です。躊躇なく早めの避難行動をしましょう。
- 避難所の開設状況を、市町村のHPや防災アプリ等で確認しましょう。
- 避難先での感染防止のため、手指消毒やマスク着用など基本的な対策を徹底しましょう。また、体調が悪い場合には必ず受付の際に申し出ましょう。
- 屋外への避難が危険な時は、建物の2階以上で斜面の反対側など、安全な場所へ移動しましょう。
- 特に悪天候時は、避難途中での増水や地盤の緩みに注意しましょう。



関西広域連合

UNION OF KANSAI GOVERNMENTS